



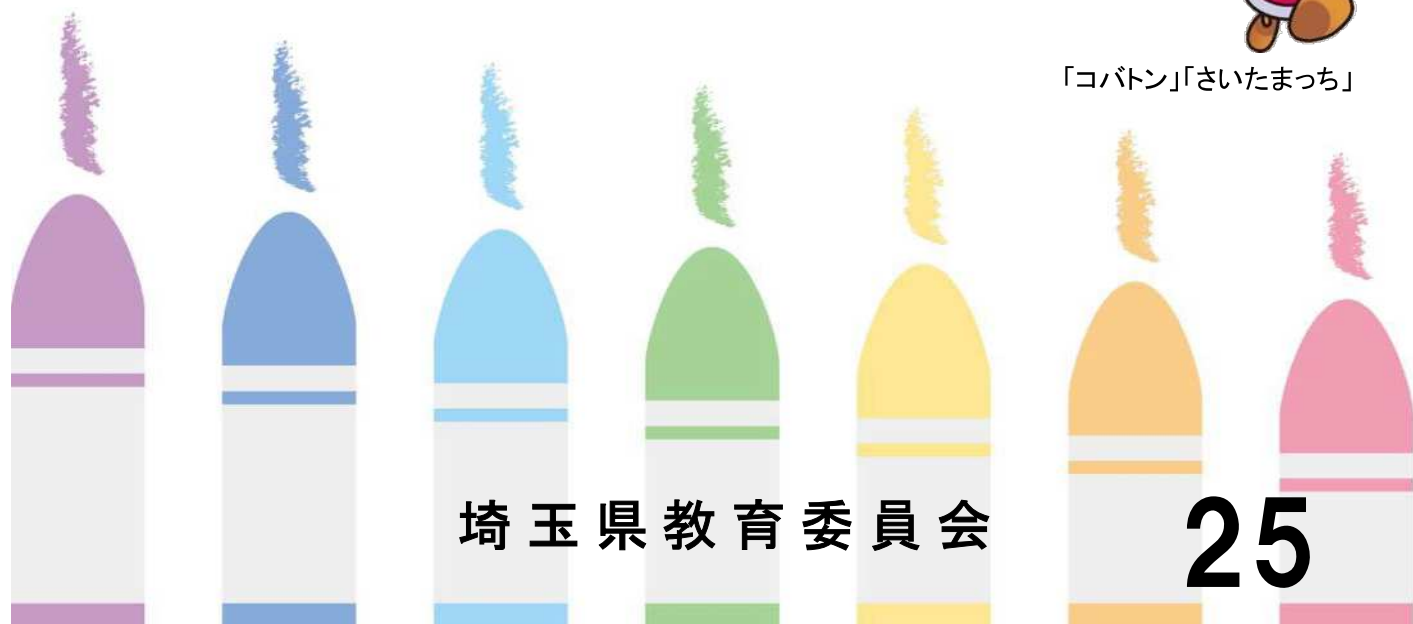
彩の国
埼玉県

学校健康教育必携

Health Promotion



「コバトン」「さいたまっち」



埼玉県教育委員会

25

は じ め に

児童生徒が心身ともに健やかに育つことは私たち共通の願いであり、未来を担う彼らが社会の一員として活躍していくための礎となるものです。

しかし、情報化の進展や価値観の多様化、生活様式の変化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、メンタルヘルスや視力低下といった新たな健康課題への対応は年々複雑化しています。

また、食生活の変化による栄養バランスの乱れ、運動不足による体力低下、インターネットやスマートフォン等の過剰な利用による睡眠不足やストレス増加など、子どもたちの健康を脅かす要因は数多く存在します。

加えて、多発する地震への備え、激甚化する風水害の増加、地球沸騰の時代ともいわれる夏の異常な暑さなど、子供たちの生命・安全にかかわる課題も喫緊のテーマとなっています。

健康教育は、子供たちが、自らの健康に関心を持ち、自分事として捉え、生涯を通じて健康上の課題を考え、解決・改善できる資質や能力を育成することをねらいとしています。

そのため、各学校においては、健康教育の3つの領域である、学校保健、学校安全、学校給食それぞれが独自の機能を担いつつも、相互に連携し、学校全体で一体的に取り組んでいくことが大切です。

本書は、学校健康教育の重点や考え方、最新の情報、学校として推進していただきたい事項、各種計画の例など、各学校の実態に応じて活用できる内容で構成しております。

各市町村教育委員会や各学校におかれましては、組織的、計画的な学校健康教育の推進のため、本書を十分に御活用いただきますようお願いいたします。

新たに生じる課題やニーズの予測が困難なこれからの時代においては、主体的に社会に関わり、多様な人々との交流を通じて、新たな価値を創造し、人生や社会の未来を切り拓くことのできる力が求められます。県教育委員会といたしましても、豊かな学びで未来を拓く埼玉教育の実現に努めてまいります。

令和7年3月

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長
荻原 篤 大

目 次

はじめに

第1章 学校健康教育を推進するために

I	学校健康教育の概念	2
II	学校健康教育の重点事項	2
III	埼玉県学校健康教育全体計画	4

第2章 学校健康教育の推進方策

I	学校保健の充実	6
1	保健教育	7
2	保健管理	12
3	組織活動	14
II	学校安全の推進	15
1	安全教育	16
2	安全管理	21
3	組織活動	26
III	学校における食育の推進	29
1	食に関する指導	29
2	学校給食	31
IV	各分野の最新動向や現代的健康課題への対応、実践事例等	35
1	健康診断に関すること	35
2	目の健康に関すること	38
3	生命（いのち）の安全教育	39
	■資料紹介・活用のすすめ	40
4	「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」	41
5	学校事故対応に関する指針【改訂版】概要	44
	■実践事例：食育推進の取組	46

第3章 年間の事業計画等

I	令和7年度 主要事業	50
1	共通事業	50
2	学校保健	50
3	学校安全	51
4	学校給食	52
5	審査会・表彰式	52
II	全国・関東等研究大会、研究協議会等主要事業	53
III	令和6年度研究委嘱・実施地域（校）一覧	54
IV	全国・埼玉県表彰校一覧	55

第4章 令和6年度 学校健康教育実践状況調査結果

I	学校健康教育必携について	57
II	学校保健	57
III	学校安全	71
IV	食育・学校給食	85

第5章 資料編

I	学校保健・学校安全・学校給食参考通知集	90
II	健康教育関係参考図書及び映像資料等一覧	95
III	健康に関する相談機関等の連絡先一覧	98
IV	関係機関等の連絡先一覧	98

※ 表紙デザインについて

Health Promotion（ヘルスプロモーション）とは、人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス（1986年・WHOオタワ憲章）で、健康の実現のために環境づくり等も含めた包括的な概念です。

第 1 章

学校健康教育を推進するために

I 学校健康教育の概念

II 学校健康教育の重点事項

III 埼玉県学校健康教育全体計画

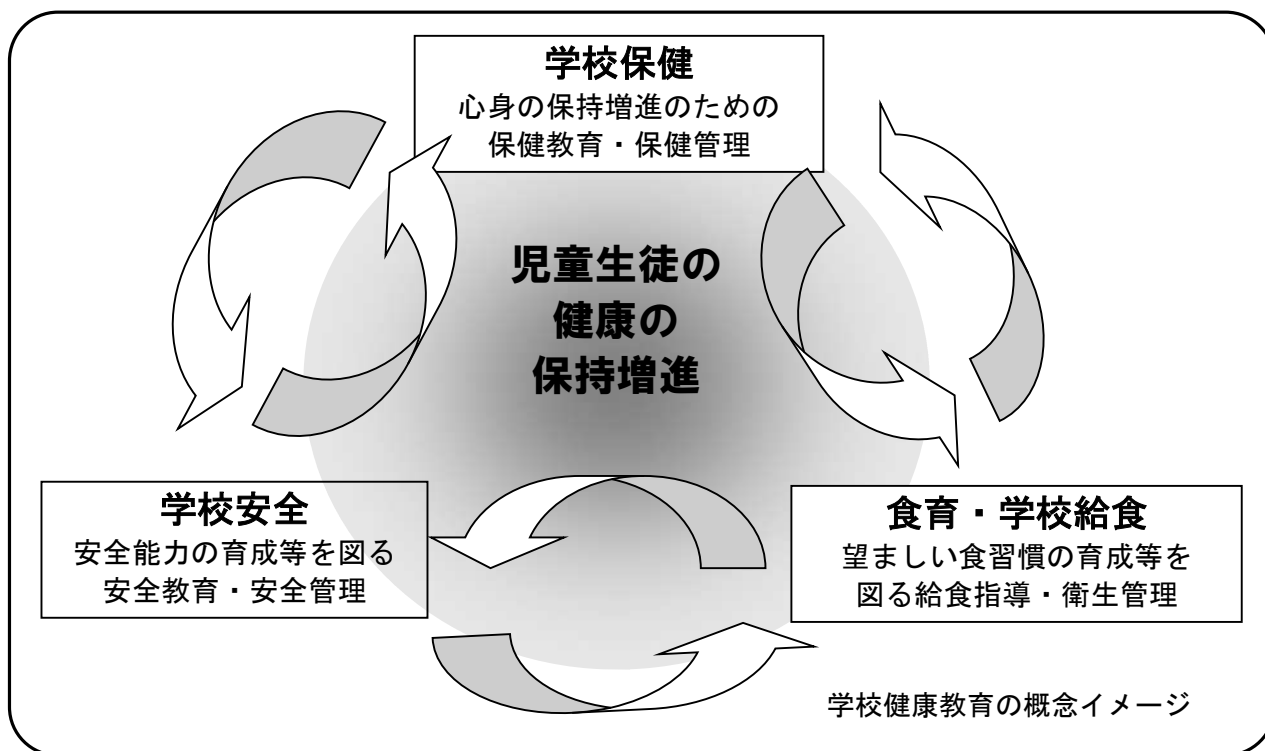
I 学校健康教育の概念

＜小学校学習指導要領 第1章 総則 第1 2 (3) 小学校教育の基本と教育課程の役割＞

学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。(平成29年3月告示)

※中・高等学校においても準ずる。

上記のとおり、学校における健康教育は、学校保健、学校安全及び学校給食を含む食に関する指導を包括したものであり、それらが相互に関連し、管理と一体として推進されるものである。



II 学校健康教育の重点事項

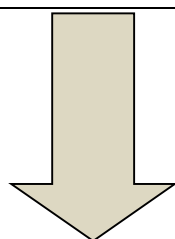
○埼玉県教育振興基本計画における学校健康教育の位置付け

埼玉県教育委員会では、教育基本法に基づく教育振興基本計画として、国の教育振興基本計画を参酌しつつ、本県の教育に関する基本的な計画として、「**埼玉県教育振興基本計画**」を策定している。

学校健康教育に関する目標・取組は、【**目標Ⅲ 健やかな体の育成**】のもとで取り組む「健康の保持増進」、【**目標Ⅵ 質の高い学校教育を推進するための環境の充実**】のもとで取り組む「子供たちの安心・安全の確保」である。

○施策の方向性と主な取組

埼玉県教育振興基本計画	
【基本理念】	豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育
【目標】	I 確かな学力の育成 II 豊かな心の育成 III 健やかな体の育成 IV 自立する力の育成 V 多様なニーズに対応した教育の推進 VI 質の高い学校教育を推進するための環境の充実 VII 家庭・地域の教育力の向上 VIII 生涯にわたる学びの推進 IX 文化芸術の振興 X スポーツの推進



埼玉県教育行政重点施策

学校健康教育の推進

施策	施策の方向性	主な取組 (学校健康教育の重点事項)
基本目標 III 施策9 健康の保持増進	☐ 時代の変化とともに新たに生じる課題への対応を含め、学校の教育活動全体を通じた体系的な学校保健の充実を図ります。	(ア) 学校保健の充実 (イ) 妊娠・出産・不妊等に関する知識の普及啓発と性に関する指導の推進 (ウ) 薬物乱用防止教育の推進
	☐ 食事についての正しい知識や、望ましい食習慣を子供たちが身に付けられるよう、学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。	(エ) 食育の推進
	☐ 子供の基本的な生活習慣の確立を推進します。	(オ) 基本的な生活習慣の確立に向けた支援
基本目標 VI 施策19 子供たちの安心・安全の確保	☐ 児童生徒が日常的に使用する学校施設の安全性を確保します。	(ア) 県立学校施設の安全性の確保
	☐ 児童生徒の危険を予測し回避する能力を育成します。	(イ) 安全教育の推進
	☐ 学校と教職員の危機管理能力の向上を図ります。	(ウ) 学校と教職員の危機管理能力の向上 (エ) 自然災害から児童生徒の命を守る防災体制の強化
	☐ 家庭や地域、関係機関と連携・協働し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。	(オ) 家庭、地域と連携した防犯・交通安全教育の推進

令和7年度 埼玉県学校健康教育全体計画

日本国憲法
教育基本法
学校教育法
学習指導要領
中教審答申

埼玉県教育振興基本計画
「豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育」

学校保健安全法
学校給食法

目標Ⅲ 健やかな体の育成

目標Ⅵ 質の高い学校教育を推進
するための環境の充実

施策9 健康の保持増進

施策19 子供たちの安心・安全の確保

埼玉県の健康教育
(学校保健の充実・学校安全の推進・学校における食育の推進)

＜食育・学校給食＞

児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性をはぐくんでいくための基礎を培う。

＜食に関する指導＞

食に関する指導体制の整備・改善・充実、学校や家庭・地域の実態に即した食に関する指導の全体計画の作成及び改善、食に関する指導の改善・充実、家庭・地域との連携 等

＜学校給食＞

栄養管理、食物アレルギー対応、衛生管理 等

＜主な事業＞

・食育指導力向上授業研究協議会

＜研修会等＞

- ・学校給食衛生管理講習会
- ・食育推進リーダー育成研修会
- ・学校栄養士研修会
- ・学校栄養士夏季研修会
- ・県立学校学校給食研修会
- ・彩の国学校給食研究大会 等

＜学校保健＞

児童生徒の健康の保持増進、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行う、自己や他者の健康の保持増進を図ることが出来るような資質・能力を育成する。

＜保健教育＞

心の教育、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育、性に関する指導、がん教育、歯・口の健康づくり、望ましい生活習慣づくり 等

＜保健管理＞

心身の健康管理、学校環境衛生活動の推進 等

＜組織活動＞

学校保健委員会及び地域学校保健委員会の設置 等

＜主な事業＞

- ・学校における現代的な健康課題解決支援事業
- ・性に関する指導課題解決支援事業
- ・がん教育等外部講師連携支援事業

＜研修会等＞

- ・薬物乱用防止教育研修会
- ・「性に関する指導」指導者研修会
- ・がん教育指導者研修会
- ・学校保健主事研修会、新任保健主事研修会
- ・養護教諭研修会
- ・学校医研修会、学校歯科医研修会、学校薬剤師研修会
- ・学校歯科保健研究大会及び学校歯科保健指導者研修会
- ・食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会 等

＜学校安全＞

児童生徒が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒の安全を確保するための環境を整える。

＜安全教育＞

生活安全（防犯教室等の実施等）、交通安全（関係機関との連携等）、災害安全（訓練内容の充実等）

＜安全管理＞

生活安全（安全点検等）、交通安全（通学との設定と安全点検等）、災害安全（避難場所、避難経路の設定と点検等）

＜組織活動＞

職員研修や学校における体制整備、家庭・地域・関係機関等との連携 等

＜主な事業＞

- ・児童生徒のための安心・安全事業
- ・学校安全総合支援事業

＜研修会等＞

- ・学校危機管理研修会
- ・学校安全教育指導者研修会
- ・学校安全総合支援事業埼玉県成果発表会 等

- ・学校健康教育必携の発行
- ・学校健康教育実践状況調査の実施
- ・審査会（学校保健・安全・給食優良学校、学校歯科保健コンクール）
- ・表彰式（学校保健・安全・給食優良学校、学校歯科保健コンクール）
- ・学校健康教育推進研修会、学校健康教育推進大会

＜地域・家庭との連携・協働＞

- ・埼玉県学校保健会、公益財団法人埼玉県学校給食会
- ・一般社団法人埼玉県PTA安全互助会、一般社団法人埼玉県高等学校安全振興会
- ・一般社団法人埼玉県医師会、一般社団法人埼玉県歯科医師会、一般社団法人埼玉県薬剤師会
- ・埼玉県学校保健主事会、埼玉県養護教諭会、埼玉県学校栄養士研究会
- ・埼玉県安全教育研究協議会、埼玉県高等学校安全教育研究会
- ・埼玉県学校食育研究会、埼玉県高等学校給食研究会、埼玉県学校給食センター研究協議会
- ・埼玉県PTA連合会、埼玉県高等学校PTA連合会 等

第 2 章

学校健康教育の推進方策

I 学校保健の充実

II 学校安全の推進

III 学校における食育の推進

IV 各分野の最新動向や

現代的健康課題への対応、実践事例等

1 健康診断に関すること

2 目の健康に関すること

3 生命（いのち）の安全教育

■資料紹介・活用のすすめ

4 「学校安全の推進に関する計画

に係る取組状況調査」

5 学校事故対応に関する指針【改訂版】概要

■実践事例：食育推進の取組

I 学校保健の充実

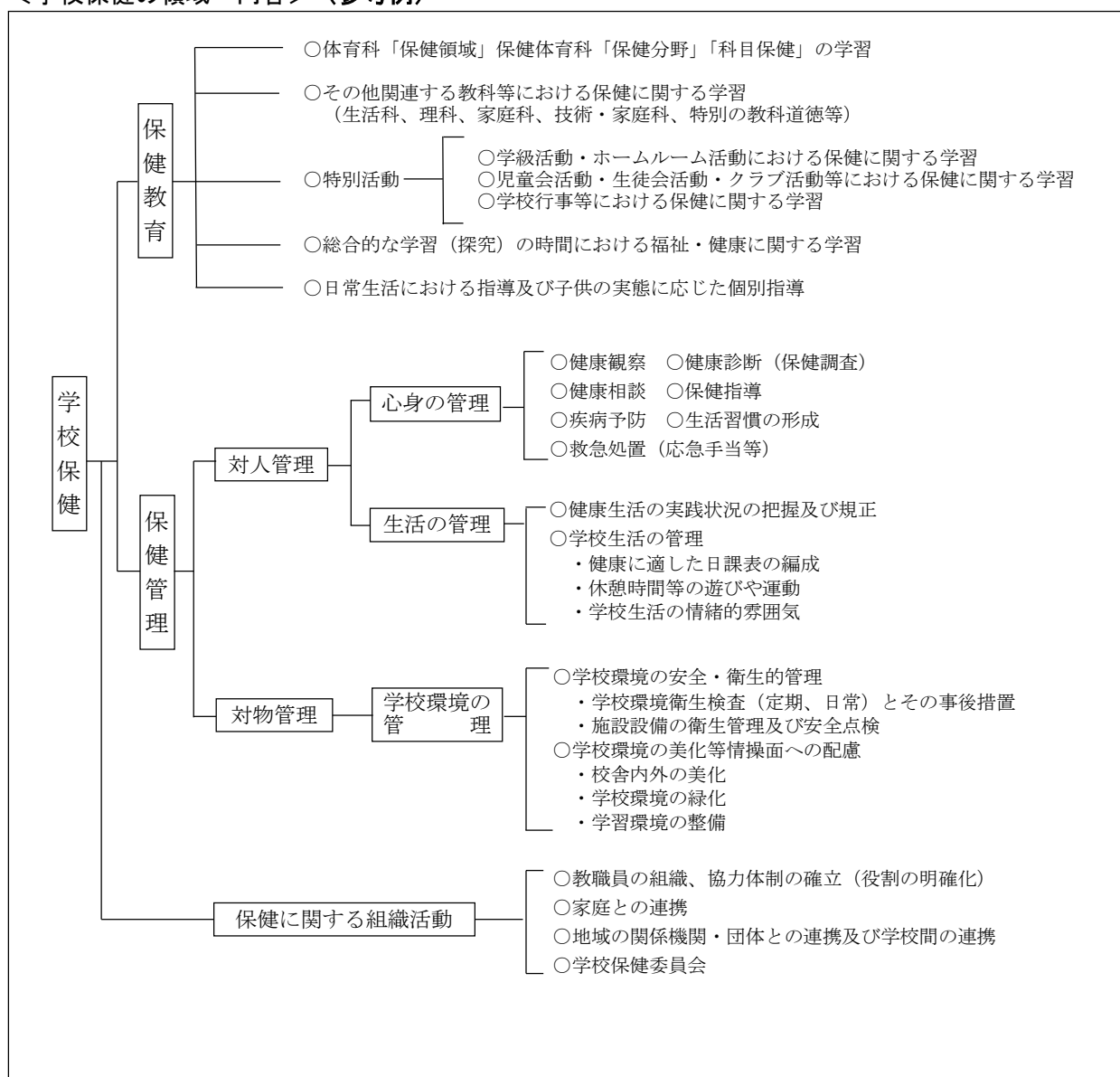
学校保健とは、学校において、児童生徒の健康の保持増進を図ること、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うこと、自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような資質・能力を育成することなど、学校における保健教育と保健管理のことである。

多様化・複雑化している子供の現代的な健康課題を解決するためには、学校内の組織体制が充実していることが基本になることから、教職員が共通の認識（基本的な知識と理解）を持ち、学校保健計画に基づき、学校内の関係組織が十分に機能し、全ての教職員で学校保健を推進できるよう組織体制の整備を図り、保健教育と保健管理に取り組むことが必要である。

なお、学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画である。毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等の評価を踏まえ、作成されるべきものであり、①児童生徒及び職員の健康診断、②環境衛生検査、③児童生徒に対する指導に関する事項、④組織活動を必ず盛り込み、原則として保護者等の関係者に周知を図ることが必要である。

また、学校における健康に関わる取組は、家庭・地域との連携が強く求められるものである。学校保健委員会の設置はもとより、各学校の学校保健委員会が連携して、地域の子供たちの健康課題の協議等を行うため、地域学校保健委員会の設置促進が重要である。

<学校保健の領域・内容>（参考例）



改訂『「生きる力」を育む学校での歯・口の健康づくり』（令和元年度改訂）参照

1 保健教育

現在、多様化・複雑化する児童生徒の健康課題の解決に向けて保健教育の充実が求められている。学校での保健教育は、関連教科（体育科、保健体育科、生活科、理科、家庭科、技術・家庭科、特別の教科道徳等）や総合的な学習（探究）の時間、特別活動などにおいて、それぞれの特質に応じて適切に行うこととされている。学校における保健教育は、児童生徒が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切である。指導に当たっては、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校保健計画に基づいて保健教育の充実に努めること、教職員の共通理解を図り学校の教育活動全体で実施することが大切である。

以下のように教科等横断的な視点で資質・能力を育むことができるよう、教科等間相互の連携を図っていくことが重要である。

体育「保健領域」、 保健体育「保健分野」 「科目保健」の学習	○体育科・保健体育科において、学習指導要領に示された内容を学習する。生涯を通じて自らの健康や環境を適切に管理し、改善していくための資質・能力を育成することを目標として学習内容が体系的に位置付けられている。指導に当たっては、それぞれの発達の段階に応じた指導を工夫することが求められる。
その他関連する教科等 における保健に関する 学習（生活科、理科、家庭科、技 術・家庭科、特別の教科道徳等）	○各教科の目標や特質に応じて行い、健康への関心をより高めたり、健康に対する理解を深めたり、思考力・判断力・表現力等を様々な角度から育成することをねらいとし、各教科の単独での指導ではなく、相互に関連を図った指導が重要である。
特別活動	○特別活動の「日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」の内容は、児童生徒に共通した問題であるが、一人一人の理解や自覚を深め、意思決定とそれに基づく実践等を重視する活動である。児童生徒にとって身近な問題や切迫感のある題材を取り上げ、話し合いを通してその原因や対処の方法などについて考え、自己の問題の解決方法などについて意思決定し、強い意志をもって粘り強く実行していく活動が中心になる。
総合的な学習（探究） の時間	○探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する。探究的な学習の過程を一層重視し、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活において活用できるものとするとともに、各教科等を越えた学習の基盤となる資質・能力を育成する。
○日常生活における指導及び子供の実態に応じた個別指導	

保健の指導に際しては、健康に関心をもてるようにし、健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うよう示されている。

また、保健教育を一層充実させるためには、地域の保健・医療機関等の参画、及び養護教諭、栄養教諭、学校医等との連携・協力を推進するなど、指導方法を工夫することも効果的である。

<参考資料>

「保健教育指導参考資料 なるほど！保健の授業づくり - 令和4年度発行 -」（令和5年3月 埼玉県教育委員会・埼玉県学校保健会）

「保健教育の指導と評価 令和4年度版」（令和5年3月 日本学校保健会）

「改訂『生きる力』を育む高等学校保健教育の手引き」（令和3年3月 文部科学省）

「改訂『生きる力』を育む小学校・中学校保健教育の手引き」（平成31年3月 令和2年3月 文部科学省）

「知識を活用した保健学習一性に関する指導編一、同一感染症編一」（平成23年2月 平成24年2月 埼玉県教育委員会）

中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（答申）（平成28年12月21日）

(1) 心の健康

<現状と課題>

児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るためには、規則正しい生活習慣を身に付けるとともに、日常的に起こる健康課題やストレスに適切に対処できる力が必要である。

社会環境の変化は、児童生徒の心身の健康にも大きな影響を与えており、いじめ、不登校、児童虐待などの心の健康に関する問題も深刻化している。

インターネットの普及・低年齢化は、メールやSNSを通じた繋がりに依存することにより、人間関係が希薄化になるなど課題も指摘されている。

児童生徒への心の健康に関する指導に当たっては、社会性を育成し自己肯定感や自己実現を高める指導内容に加え、IT社会への対応などについても十分な配慮が必要である。

<対策>

- ア 学習指導要領解説の「心の健康・精神疾患」に関する内容について、小学校・中学校・高等学校の保健の学習で、それぞれの発達の段階に応じて系統的に指導する。小学校では「不安や悩みへの対処」、中学校では「ストレスへの対処と心の健康」、高等学校では「精神疾患の予防と回復」について学習する。
- イ 関連教科、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習（探求）の時間などの特性を生かしつつ、相互に補完し効果的に指導する。
- ウ 心の健康に関する指導を効果的に進めるに当たり、学級担任、養護教諭などの校内における連携や学校医、学校歯科医、学校薬剤師など専門家の参加・協力を得るなどして指導方法を工夫する。また、「学校における子供の心のケアサインを見逃さないためにー」（平成26年3月 文部科学省）、「心の健康ハンドブック」（令和5年3月 日本学校保健会）の活用を図る。

評 価

- ☐ 学校保健計画は児童生徒の実態や現代的健康課題を考慮した計画になっているか。
- ☐ 体育科・保健体育科の保健の内容は、確実に実施されているか。
- ☐ 各学校の実態に即した心の健康に関する指導はできたか。
- ☐ 下記資料を参考に指導方法を工夫したか。
 - ・改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引（平成31年3月 文部科学省）
 - ・改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引（令和2年3月 文部科学省）
 - ・改訂「生きる力」を育む高等学校保健教育の手引（令和3年3月 文部科学省）

(2) 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育

<現状と課題>

青少年の薬物乱用問題については、依然として全薬物事犯の検挙者数は横ばいで推移し、特に、大麻事犯は増加傾向で、全検挙者の半数を若年層が占めており、「大麻乱用期の渦中」と言われている。

また、厚生労働省の令和4年度調査で、市販薬の乱用経験を持つ高校生が1.6%であることが示され、市販薬の乱用が深刻に広がっていることが示唆された。

学校においても、薬物乱用はいつ・どこでも起こり得るという危機感をもって児童生徒へ指導する必要がある。その際、家庭や地域と連携して指導を進め、特に保護者に対して、学校と共通の認識をもって指導するよう働きかけることが大切である。

また、喫煙、飲酒に関しては、健康障害が社会問題になっているとともに、薬物乱用の入り口とも言われていることから、小学校から発達の段階に応じて指導することが重要である。

<対策>

- ア 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する内容が小学校・中学校・高等学校学習指導要領の教科（体育・保健体育）の中に位置付けられ、体系化が図られている。各段階での指導内容と系統性を把握し、効果的に指導する。
- イ 薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置付け、年1回以上開催する。薬物乱用の健康被害を十分理解させるため、専門性を有した学校医、学校薬剤師、警察職員、保健所職員及び薬物乱用防止指導員等の協力を得て実施し、麻薬・覚醒剤・大麻・シンナー・危険ドラッグ等の危険性についても必ず触れるよう指導する。

- ウ 知識の習得だけではなく、自尊感情を高めたり、思考力・判断力・表現力等の育成を図る学習活動を取り入れたりして、適切な意志決定や行動選択の基礎を培う。
- エ 薬物乱用の根絶には、保護者や地域の方々との連携・協力が不可欠であるため、保護者が薬物乱用防止教室へ積極的に参加できるよう工夫する。また、薬物乱用防止教室を実施する意義について理解を得るため、日時や場所だけでなく、学校がこのような取組を行う理由などについても、家庭へ周知する。

評 価

- ☐薬物乱用防止教室を、学校保健計画に位置付け、保護者や地域の方々に参加を促し、年1回以上計画的に実施できたか。
- ☐学校・家庭・地域が一体となって薬物乱用防止教育を進めることができたか。
- ☐専門性を有する外部講師の協力を得るなどして、最新の情報収集に努めたか。
- ☐麻薬・覚醒剤・大麻・シンナー・危険ドラッグ等の危険性について触れたか。
- ☐「薬物乱用防止教室マニュアル<令和5年度改訂>」(令和6年3月 日本学校保健会)「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料(改訂)」(㊦令和2年3月 ㊧令和3年3月 ㊨令和4年3月 日本学校保健会)「興味をもって取り組める医薬品の教育 小・中・高等学校での実践事例集(平成31年3月 日本学校保健会)」を参考に指導方法を工夫したか。

(3) 性に関する指導

<現状と課題>

近年国民の性に関する意識や価値観が多様化するとともに、児童生徒を取り巻く家庭環境や社会環境も大きく変化している。

このような中、性に関する問題行動や若年層の性感染症の増加が問題となっており、性に関する悩みや不安を抱える児童生徒も増加している。

このため、学校全体で共通理解を図りつつ、体育科、保健体育科などの関連する教科、特別活動等において、発達の段階を踏まえ、心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付けること、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、相互に関連付けて指導することが重要である。

そのためには、児童生徒の実態を的確に把握し、①発達の段階を踏まえること、②学校全体で共通理解を図ること、③保護者の理解を得ること、④各教科における指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことに配慮して、性に関する指導は、学校教育活動全体を通じて充実させる必要がある。

<対策>

- ア 児童生徒の実態に応じた性に関する指導の全体計画、年間指導計画を作成する。
- イ 小学校、中学校、高等学校の学習指導要領(体育・保健体育)に性に関する指導の内容が、児童生徒の発達の段階に応じて示されている。学習指導要領に示された保健の指導内容を確実に指導する。
- ウ 関連教科、特別活動、総合的な学習(探求)の時間などの特性を生かしつつ、集団指導と個別指導を相互に補完して指導を進める。
- エ 学校における性に関する指導の進め方については、「知識を活用した保健学習ー性に関する指導編ー」(平成23年2月 埼玉県教育委員会)、「知識を活用した保健学習ー感染症編ー」(平成24年2月 埼玉県教育委員会)、「学校における性教育実践のための事例集」(平成19年3月 埼玉県教育委員会)、「学校における性教育実践のための事例集 第Ⅱ集」(平成21年3月 埼玉県教育委員会)、「保健教育指導参考資料 なるほど!保健の授業づくりー令和4年度発行ー」(令和5年3月 埼玉県学校保健会 埼玉県教育委員会)の活用を図る。
- オ 指導の在り方や内容については、校内推進委員会等で、教職員の共通理解を図り指導する。その際、養護教諭、学校医、地域の関係機関等の専門家(外部講師等)の参加・協力を得るなどして、効果的な指導を工夫する。

カ 児童生徒を性暴力の当事者にさせないために、性に関する内容と人権に関する内容を一体的に指導する。その際、「生命（いのち）の安全教育」の教材（文部科学省）等も活用する。

評 価

- ☐ 発達の段階を踏まえた効果的な指導となっているか。
- ☐ 全体計画、年間指導計画に基づき学校全体で共通理解を図り、実施しているか。
- ☐ 単なる避妊教育や予防教育のみでなく、性に関する適切な意思決定と行動選択ができるような指導になっているか。
- ☐ 保護者等に対しても理解と協力の得られる内容であるか。
- ☐ 「知識を活用した保健学習－性に関する指導編－、同一感染症編－」（平成23年2月 平成24年2月 埼玉県教育委員会）「学校における性教育実践のための事例集」（平成19年3月 平成21年3月 埼玉県教育委員会）、「保健教育指導参考資料 なるほど！保健の授業づくり－令和4年度発行－」（令和5年3月 埼玉県学校保健会 埼玉県教育委員会）を活用しているか。

（４）がん教育

＜現状と課題＞

日本人の死亡原因として最も多いがんは、1981年（昭和56年）から日本人の死因の第1位であり、生涯のうち国民の2人に1人がかかると言われている。

がんは我が国にとって重要な健康課題であり、自らの健康の保持増進や疾病の予防など国民の基礎的教養として身に付けておくべきものである。

学校におけるがん教育は、がんを扱うことを通じて、ほかの様々な疾病の予防や望ましい生活習慣の確立等も含めて健康教育の一環として進めるものである。

指導に当たっては、①がんについて正しく理解することができ、②健康と命の大切さについて主体的に考えることができる児童生徒の育成のため、体育科、保健体育科、特別活動、総合的な学習（探究）の時間、特別の教科道徳など、相互に関連付けて指導することが重要である。がんについて学ぶことにより、健康に対する関心をもち、正しく理解し、適切な態度や行動をとることができるように、学校教育全体を通じて、充実させる必要がある。

＜対策＞

- ア 小学校、中学校、高等学校の学習指導要領（体育・保健体育）及び同解説に示された「がん」に関する指導内容を適切に実施していく。その際、体育科、保健体育科、特別活動、総合的な学習（探究）の時間、特別の教科道徳など、相互に関連付けて指導する。
- イ 中学校、高等学校においては、がんについて正しく理解することができるようにする。小学校については、健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにする。
- ウ がん教育を効果的に進めるに当たり、学級担任、養護教諭など校内における連携や学校医・がん専門医をはじめとする医療従事者、さらには、がん経験者等の外部講師の参加・協力を得るなどして、指導方法を工夫する。
- エ 学校におけるがん教育を進めるに当たっては、「がん教育推進のための教材」、「外部講師を活用したがん教育ガイドライン」、「補助教材」（令和3年3月 文部科学省）等の活用を図る。

評 価

- ☐ 学習指導要領、同解説のがんに関する指導内容は確実に実施されているか。
- ☐ 発達の段階を踏まえた効果的な指導となっているか。
- ☐ 指導の在り方や内容については、学級担任、養護教諭などの校内における連携や、学校医・がん専門医をはじめとする医療従事者、がん経験者やがん患者等の外部指導者の協力を得て、効果的な指導ができたか。
- ☐ 小児がんや重病・難病等の当事者や、家族にがん患者がいる、家族をがんで亡くした児童生徒等に対して、十分な配慮をしながら指導をしているか。
- ☐ 「がん教育推進のための教材」、「外部講師を活用したがん教育ガイドライン」、「補助教材」（令和3年3月 文部科学省）の活用を図っているか。

(5) 歯・口の健康づくり

<現状と課題>

児童生徒の歯や口の健康状態をみると、むし歯以外にも咀嚼などの口腔機能の未発達や小学校高学年以降の歯肉炎の増加、傷害による歯の喪失などの課題や、食育の重要性が指摘されており、その指導や対策の充実が求められている。

また、歯・口の健康に対する望ましい態度と習慣の育成は、学校での指導と相まって家庭での日常の実践が定着することでより効果が上がることから、保護者に対して健康的な生活習慣や食生活に努めるよう啓発し、協力を求める必要がある。

さらに、CO（要観察歯）・GO（歯周疾患要観察者）の児童生徒については、個別の保健指導を実施し、継続的な観察と指導を行う必要がある。

表 令和6年度 埼玉県学校歯科保健状況調査（さいたま市を含む）

	小学校	中学校	特別支援学校	
			小学部	中学部
1人平均DMF歯数（本）	0.13	0.52	0.17	0.65
むし歯処置歯率（％）	75.7	75.1	58.6	64.5

<対策>

ア ヘルスプロモーションの考え方を生かし、歯・口の健康に関する学習を通して自律的な健康管理ができるような資質や能力を育成する視点を持ち、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の実情や発達の段階・障害等に応じた指導計画を作成する。

イ むし歯予防のみならず、歯肉炎の予防や摂食などの口腔機能の健全な発達、歯牙の外傷防止、食生活をはじめとした望ましい生活習慣の確立等、児童生徒の多様な課題に即した内容とする。

ウ 歯・口の健康づくりについては、改訂『「生きる力」を育む学校での歯・口の健康づくり』（令和元年度改訂）を活用する。

評 価

- ☐健康診断の集計・分析などから各学校の実態に即した歯・口の健康づくりの実践ができたか。
- ☐CO・GOの児童生徒の継続的観察・指導を行ったか。
- ☐保護者や関係者等との共通理解を図り、連携して進めることができたか。

(6) 望ましい生活習慣づくり

<現状と課題>

児童生徒を取り巻く社会環境や生活様式の変化は、視力の低下、肥満傾向児及び痩身傾向児の増加、日常的な身体活動の不足など児童生徒の健康状態に影響を与えていることが指摘されている。

また、健康教育は、小学校入学から高等学校卒業までの長期間を生涯にわたる健康づくりの出発点として、その基礎を培うことが求められている。将来においても健康な生活を送るために学校、家庭、地域が相互に綿密な連携を図り、望ましい生活習慣を身に付けさせることが必要である。

<対策>

ア 定期健康診断などの結果を踏まえ、必要に応じて養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、学級担任、学校医、学校歯科医、学校薬剤師による健康相談・保健指導を実施する。

イ 児童生徒の健康課題について協議するため、学校保健委員会や地域学校保健委員会を開催し、その解決に向け、学校、家庭、地域が連携を図る。

評 価

- ☐定期健康診断結果などから児童生徒個々の健康状況を把握し、健康課題の解決に向けた取組が行われたか。
- ☐学校内での共通理解のもと、保護者及び関係機関との連携を図った取組が実践できたか。

2 保健管理

学校における保健管理は、日常の健康観察、定期健康診断の実施と事後措置、健康相談、学校感染症の予防、学校環境衛生検査の実施と事後措置を通じて、児童生徒等の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果を目的としている。

児童生徒の定期健康診断や日常の健康観察を通じて、心身の発達・発育段階を的確に踏まえ、健康診断後の事後措置（健康診断の結果通知、個別の保健指導、健康相談等）、特に配慮を要する児童生徒への適切な対応が必要である。

さらに、家庭や地域と連携を図った健康相談が適切に行なわれるよう支援体制を整備しておく。

また、学校においては、児童生徒の心身の健康にかかわる非常災害が発生することも想定し、適切な対応ができるよう危機管理体制を整備しておく。

（１）心身の健康管理

＜現状と課題＞

児童生徒の健康に関する情報を的確に把握するとともに、個人情報やプライバシーの保護などに配慮しつつ、児童生徒一人一人が自らの健康状態のデータを評価・活用することが大切である。

＜対策＞

ア 定期・臨時健康診断の適切な実施と事後措置の充実

- 健康診断は、保健管理の中核である。児童生徒の健康状態を把握し、学校生活における児童生徒の健康課題を明らかにして健康教育に役立てる役割がある。
- 健康診断計画など、学校医と連携を図る際、日程の調整だけでなく、健診方法、手順など事前の打ち合わせを丁寧に行う。計画の作成に当たっては、自己の健康状態を理解し、発育・発達に関心をもつことができるよう取り組むこと。
- 健康診断の実施に当たっては、正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮することが重要となる。このため、学校は、児童生徒及び保護者の理解が得られるよう事前に丁寧に説明を行うなど、整備することが必要である。また、家庭における健康観察を踏まえること。
- 健康診断の結果は、異常の有無にかかわらず通知する。
- 健康診断結果通知後は、受診の有無を確認し、健康課題を残したまま放置されることのないよう適切に対応する。
- 不登校等により健康診断を受けることができなかった児童生徒等に対しても、健康診断を受ける機会を確保する必要がある。各学校においては、個別の事情により健康診断を受けることができなかった場合の対応について検討し、保健だよりや学年通信等で保護者に事前周知するなど、適切に対応する。
- 「児童生徒等の健康診断マニュアル（平成27年度改訂）」（平成27年 8 月 日本学校保健会）を活用する。
- 結核対策については、「学校における結核対策マニュアル（平成24年 3 月 文部科学省）」をもとに、適切に対応する。

イ 学校感染症の予防

感染症の予防は、感染源対策、感染経路対策、感受性者対策の3要素が重要である。

- 感染源対策としては、感染者の早期発見と治療であり、学校や家庭での健康観察の徹底、出席停止の措置等を行う。
 - 感染経路対策としては、手洗いやうがいの励行、咳エチケット、おう吐物などの適正な処理、臨時休業措置等が重要である。
 - 感受性者対策として、日常の健康の保持増進と予防接種、マスクの着用、手洗いなど個人の対応が重要であり、これらについて保健教育の充実が重要である。
- さらに、日頃から教職員に対する感染症に関する研修を行い、感染症発生時の対応について役割分担の確認を行うことが必要である。

- 学校において感染症が発生した場合には「学校における感染症発生時の対応―第3版―」（令和4年3月 埼玉県学校保健会・埼玉県教育委員会）「学校において予防すべき感染症の解説〈令和5年度改訂〉 令和6年3月発行」（日本学校保健会）を参考にする。

ウ 食物アレルギーの対応

「学校におけるアレルギー疾患対応の三つの柱」①アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有 ②日常の取組と事故予防 ③緊急時の対応、に基づき対応することが重要である。詳細はP31～32「Ⅲ 学校における食育の推進 2 学校給食（2）食物アレルギー対応」を参照のこと。

エ 危機管理体制の整備

けがや事故の発生時および、各学校で想定される危機管理事案（結核、麻しん、感染性胃腸炎、食物アレルギーによるアナフィラキシーショック、食中毒など）を例示し、それらが発生（休日、夜間を含む。）した場合、迅速かつ適切な対応ができるよう、学校の実情に応じた危機管理マニュアルを作成し、職員会議等で全教職員の危機管理意識を高める。

オ 心身の健康課題を抱える児童生徒等への支援体制の工夫

- 児童生徒が抱える健康課題は、多種多様であることから、教職員が疾病を理解し、個々の状況に応じて適切に対応する。
- 各学校において、管理職、学級担任、生徒指導担当教員、保健主事、養護教諭などの教職員や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家を含めた校内の支援体制を整備する。
- 健康相談・保健指導を充実させるために、問題行動の背景や要因を的確に把握し、問題を見極め、必要に応じて学校医や専門機関等と連携を図り支援方法を検討する。
- 事例報告会や事例検討会等を計画的、継続的に実施する。
- 「非常災害時における子供の心身の健康問題」に適切に対応するため「学校における子供の心のケアサインを見逃さないために（平成26年3月 文部科学省）」を活用する。

評 価

- ☐ 教職員や児童生徒が、健康診断の意義を理解し、適切に実施できたか。
- ☐ 健康診断の事後措置を実施し、児童生徒等の心身の健康づくりが推進できたか。
- ☐ 感染症予防対策が取られているか。
- ☐ 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（令和元年度改訂 日本学校保健会）等に基づく対応ができているか。
- ☐ 危機管理マニュアルが作成され、職員全員に周知されているか。
- ☐ 心身の健康課題を見極め、校内外の連携を図り、支援体制がとれたか。

（2）学校環境衛生活動の推進

＜現状と課題＞

学校環境衛生活動を円滑に推進するに当たっては、学校の教職員（学校医、学校薬剤師を含む）が、児童生徒の心身の健康の保持増進を図るために必要な活動であることの共通理解を図り、それぞれの職務の特性を生かした役割について、学校保健計画や校務分掌等により明確にする必要がある。

平成21年4月1日に施行された学校保健安全法第6条で「学校環境衛生基準」が定められ、検査を実施し定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録について5年間保管することが義務づけられた。さらに、検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、必要に応じ閲覧できるよう保存する必要がある。

＜対策＞

ア 学校環境衛生活動の実施計画の策定

学校保健安全法第5条に規定されている学校保健計画には、環境衛生検査に関する事項についても計画を策定し実施するよう定めている。この計画は、前年度の実施結果等を踏まえ、気候や学校行事を考慮し、学校薬剤師等の助言及び協力を得て策定する。

イ 学校環境衛生活動

学校環境衛生活動は、定期検査、日常点検、臨時検査に分けられる。日常点検は、点検すべき事項について、適切な時に、主として官能法によりその環境を点検し、必要に応じて事後措置を講ずるためのものであり、それらの結果に基づいて定期検査及び臨時検査の実施に役立てるようにする。また、学校環境衛生活動は、身の回りの環境がどのように維持されているかを知る保健教育の一環として、児童生徒と一緒に学校環境衛生の検査をする等の活動も考えられる。

ウ 教室等の環境

施設の改修や机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入に当たっては、化学物質の放散の少ないものを選定するよう配慮し、搬入後は教室内の換気を十分に行うとともに揮発性有機化合物が基準値以下であることを確認する。

揮発性有機化合物に起因する健康問題が発生、又は発生の恐れがある場合は、「健康的な学習環境を維持管理するために（平成24年1月 文部科学省）」および「シックスクール問題対応マニュアル令和5年度改訂（令和6年2月）埼玉県教育委員会」等を参考にして対応する

とともに、必要に応じ学校薬剤師等の指導・助言を受け、原因調査、環境検査等を実施する。
また、体質等でごく微量の化学物質にも過敏に反応する児童生徒もいることから、香りへの配慮を含め、保護者と相談・協議し、相互に共通認識を持って、個々の実情に応じ適切な配慮をする。

エ 飲料水（冷水器を含む）の安全管理

飲料水を管理する上で、残留塩素の測定及び記録は重要である。この測定及び記録は、夏季休業中であっても児童生徒が学校に来ている日は、必ず実施する。

また、継続して残留塩素が検出されない場合は、二次的な消毒設備の増設等をする。

オ 学校環境衛生管理マニュアルの活用について

学校環境衛生活動の円滑な実施に当たっては、『学校環境衛生管理マニュアル「学校環境衛生基準」の理論と実践〔平成30年度改訂版〕』（平成30年3月 文部科学省）を参考とする。

評 価

- ☐ 年間計画に基づき学校環境衛生基準で定める定期検査及び日常点検を実施できたか。また、不適事項等のあった場合は速やかに改善できたか。
- ☐ 児童生徒、教職員、保護者等がそれぞれ役割分担した計画的、組織的な学校環境衛生活動を実践できたか。
- ☐ 揮発性有機化合物に起因する健康被害の発生はなかったか、健康被害の発生があった場合、適切な対応ができたか。（化学物質に過敏に反応する児童生徒のいる学校にあっては、適切な個別配慮ができたか。）

3 組織活動

<現状と課題>

多様化、複雑化している子供たちの現代的な健康課題を解決するためには、学校内の組織体制が充実していることが基本であり、全ての教職員が共通の認識をもち、取り組むことが必要である。「学校保健委員会」は学校や地域における健康課題をテーマとして学校関係者が研究協議を行う学校における健康づくりを推進する中核的な組織であり、保健主事が中心となって運営することとされている。

学校保健委員会を通じて、校内の協力体制の整備はもとより、家庭、地域の関係機関・医療機関との連携強化や、外部の専門家の協力を得るなど学校保健活動の活性化に繋がる。また、地域にある幼稚園や小・中・高等学校及び特別支援学校の学校保健委員会が連携して子供たちの健康づくり推進のために協議を行うことは、子供たちの健康課題解決に効果的である。「地域学校保健委員会」の設置の促進に努める必要がある。

学校保健委員会を通じて、学校内の保健活動の中心として機能するだけでなく、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動を展開することが可能となることから、その活性化を図っていくことが必要である。

このため、各学校において、学校保健委員会の位置付けを明確化し、先進的な取組を進めている地域の実践事例を参考にするなどして、質の向上や地域間格差の是正を図ることが必要である。
(平成20年1月17日 中央教育審議会答申)

<対策>

- ア 保健主事を中心に養護教諭や関係の教職員の協力のもとに学校保健計画に基づき、全ての教職員で学校保健を推進することができるよう組織体制の整備を図る。
- イ 健康診断の結果や事前のアンケート調査等から学校や地域の実態を把握し、健康課題を明らかにした上で「テーマ」を決定する。
- ウ 講義、講演のみでなく、児童生徒保健委員会、保護者、学校医等がそれぞれの立場から積極的に発表、質問、助言等ができるよう準備、運営する。

評 価

- ☐ 学校や地域の健康課題解決のためのテーマとなっているか。
- ☐ 計画に基づき共通理解を図って実施しているか。
- ☐ 学校保健委員会の事後に、課題解決のための具体的な活動ができたか。
- ☐ 学校保健委員会の内容や事後の活動を評価し、保健だより等で職員や保護者等に啓発したか。
- ☐ 「保健主事のための実務ハンドブック〈令和2年度改訂〉」（令和3年3月 公益財団法人 日本学校保健会）を活用しているか。

Ⅱ 学校安全の推進

学校安全は、児童生徒が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。

学校安全の活動は、「安全教育」「安全管理」この両者の活動を円滑に進めるための「組織活動」から構成されている。

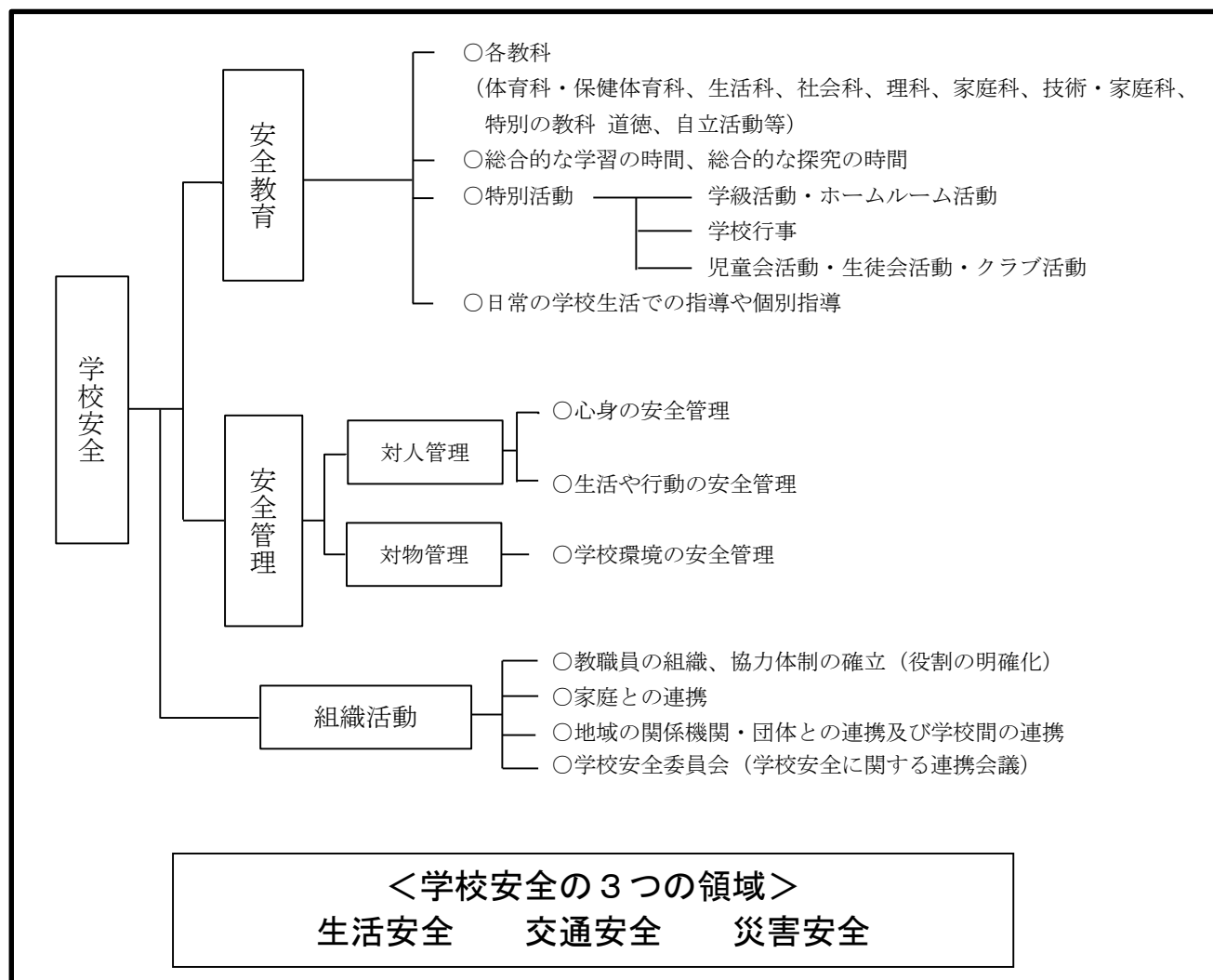
安全教育は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育成することを目指して行われるものである。

各学校は、地域の実態及び児童生徒の発達の段階を考慮して学校の特色を生かした目標や指導を計画し、教育課程を編成・実施することが重要である。

安全管理は、事故の要因となる環境や児童生徒の行動の危険を早期に発見し、それらを速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立し、児童生徒の安全の確保を目指して行われるものである。児童生徒の心身状態の管理及び様々な生活や行動の管理からなる「対人管理」と、学校の環境の管理である「対物管理」から構成される。

安全教育と安全管理を効果的に進めるためには、学校の教職員研修をはじめ、児童生徒等を含めた校内の協力体制や家庭及び地域と連携を図りながら、学校安全に関する**組織活動**を円滑に進めていくことが必要である。

また、学校安全は「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3つの領域から構成されている。「生活安全」では、日常生活で起こる事件・事故を、「交通安全」では、様々な交通場面における危険と安全、事故防止を、「災害安全」では、地震、津波、風水(雪)害、雷のような自然災害を取り扱う。



1 安全教育

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を養うことを目指して行われるものである。

《各段階における安全教育の目標》

【小学校】

安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。

【中学校】

地域の安全上の課題を踏まえ、交通事故や犯罪等の実情、災害発生のメカニズムの基礎や様々な地域の災害事例、日常の備えや災害時の助け合いの大切さを理解し、日常生活における危険を予測し自他の安全のために主体的に行動できるようにするとともに、地域の安全にも貢献できるようにする。また、心肺蘇生等の応急手当ができるようにする。

【高等学校】

安全で安心な社会づくりの意義や、地域の自然環境の特色と自然災害の種類、また、過去に生じた規模や頻度等、我が国の様々な安全上の課題を理解し、自他の安全状況を適切に評価し安全な生活を実現するために適切に意思決定し行動できるようにするとともに、地域社会の一員として自らの責任ある行動や地域の安全活動への積極的な参加等、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにする。

【特別支援学校及び特別支援学級】

児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の程度等、さらに地域の実態等に応じて、安全に関する資質・能力を育成することを目指す。

(1) 生活安全

日常生活で起こる事件・事故の内容、発生原因や安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにする。

- ・学校、家庭、地域等日常生活の様々な場面における危険の理解と安全な行動の仕方
- ・通学路の危険と安全な登下校の仕方
- ・事故発生時の通報と心肺蘇生法などの応急手当
- ・誘拐や傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域社会での犯罪被害の防止
- ・消防署や警察署など関係機関の働き

＜現状と課題＞

表 不審者被害の内訳

(令和7年2月28日現在)

校 種	小学校		中学校		高等学校		合 計	
項目 \ 年度	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6
学校侵入	0	2	0	1	0	0	0	3
通り魔(猥褻を含む)	0	1	1	0	1	2	2	3
連れ去り	0	0	1	0	0	0	1	0
その他	0	0	0	1	2	0	2	1
合 計	0	3	2	2	3	2	5	7

※ 特別支援学校児童生徒は、該当する年齢の校種に含む。

表 脅迫・爆破・誘拐予告等の件数

(令和7年2月28日現在)

校 種	小学校		中学校		高等学校 ・特別支援学校		合 計	
項目 \ 年度	R 5	R 6	R 5	R 6	R 5	R 6	R 5	R 6
脅迫・爆破・誘拐予告等	13	19	12	20	2	15	27	54

※ 同一事案で、小学校・中学校が共にかかわる場合は、それぞれに計上。

児童生徒の防犯意識と実践力を向上させるため、指導時間等の確保と指導内容・方法の工夫・改善を図ることが重要である。

また、学校安全上の課題解決に対し学校が全ての役割を担うことは困難であるため、家庭や地域との連携・協働が不可欠である。

<対策>

ア 学校安全計画の見直し

- 児童生徒の実態や発達の段階に応じた内容を検討し、指導時間（1単位時間の指導、短時間での指導）を配当する。
- 家庭・地域・関係機関と連携した実践的な防犯訓練等を計画に位置付ける。

イ 児童生徒が自ら考え、主体的な行動につながるような手法の工夫

- ICTを活用した危険予測の演習や警察等の専門家による指導、犯罪から身を守るためのロールプレイングの導入など、様々な手法をとりいれて児童生徒が主体的な行動をとることにつながる工夫をする。

ウ 保護者・地域住民の参加や警察等の関係機関との連携・協力による、地域安全マップの見直しや防犯教室等の実施

- スクールガード・リーダーやスクールガード、「子ども110番の家」等との連携・協力体制を整備し、連携を強化する。
- 子供の目線を含めた地域安全マップの見直しを行う。

評 価

防犯を含めた生活安全教育の実施

- ☐ 防犯に関する内容を含めた生活安全教育が、学校安全計画に位置付けられ、計画的・継続的に行われているか。
- ☐ ICTを活用した危険予測の演習や警察等の専門家による指導、犯罪から身を守るためのロールプレイングの導入など、様々な手法をとりいれているか。
- ☐ 家庭・地域・関係機関と連携し、保護者や地域住民等が参加する防犯教室・防犯訓練等を実施しているか。
- ☐ 地域安全マップの作成・見直しを行い、児童生徒や保護者、地域に周知しているか。

(2) 交通安全

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行や自転車、二輪車（自動二輪車及び原動機付自転車）等の利用ができるようにする。また、「交通の方法に関する教則」（国家公安委員会告示）の徹底や「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」（平成30年4月施行）の推進に取り組む。

- ・道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方
- ・踏切での危険の理解と安全な行動の仕方
- ・交通機関利用時の安全な行動
- ・自転車の点検や整備と正しい乗り方
- ・自転車乗車時におけるヘルメットの着用

・特定小型原動機付自転車やペダル付き電動バイク等、新たなモビリティについての正しい知識 ・二輪車の特性の理解と安全な利用 ・自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方 ・交通法規の正しい理解と遵守 ・自転車利用時も含めた運転者の義務と責任についての理解 ・幼児、高齢者、障害のある人、傷病者等の交通安全に対する理解と配慮

＜現状と課題＞

表 重大交通事故発生状況

(令和7年2月28日現在)

校 種	小学校		中学校		高等学校 ・特別支援学校		合 計	
項目 \ 年度	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6
自 転 車	2	3	4	0	7	7	13	10
歩 行 中	2	0	1	0	0	1	3	4
バ イ ク	—	—	—	—	1	2	1	2
そ の 他	0	3	1	0	1	0	2	0
合 計	4	6	6	0	9	10	19	16

※重大交通事故：死亡、もしくは10日以上欠席を要する事故

事故の原因は、児童生徒の過失（飛び出し、安全不確認等）によるものが多い。また、自転車乗車中の事故の約8割に一時不停止、安全不確認、前方不注意等の違反がある。

＜対策＞

ア 学校安全計画の見直し

- 学年・発達の段階に応じた系統的な計画を作成し、指導時間を確保する。
- 交通安全教室等、警察等の専門家と連携した交通安全教育を位置付ける。

イ 児童生徒が自ら考え、主体的な行動につながるような手法の工夫

- 調査・実習等を取り入れた体験的、課題解決的な学習を導入する等、効果的な指導方法の工夫と改善を行う。
- 日常から身の回りの危険を予測し、危険を回避する実践力を向上させるための学習を充実させる。
 - ・身近な事故例（事故箇所）や交通事故データ等を活用した指導
 - ・事件事故発生マップ（埼玉県警ホームページ）の活用
 - ・カーナビデータ（急ブレーキ発生箇所図、平均走行速度図）（平成25年1月 埼玉県教育委員会配布）の活用
 - ・改正道路交通法による自転車運転者講習制度の周知（平成27年6月1日施行）
 - ・改正道路交通法による特定小型原動機付自転車に係るルール（令和5年7月1日施行）
 - ・改正道路交通法による自転車乗車時の携帯電話使用の厳罰化の周知（令和6年11月1日施行）

ウ 安全行動の実践化「交通事故防止 5つの行動」の徹底

- 「交通事故防止のための5つの行動（もしかして・とまる・みる・まつ・たしかめる）」を利用して、交通安全指導を日常から繰り返し粘り強く行う。

エ 自転車交通事故防止

- 自転車は車両の一種であることを理解し、運転する者は車両運転者として安全に正しく自転車を利用するよう指導を十分に行う。
- 自転車による加害交通事故を起こすと「刑事上の責任」「民事上の責任」「道義的責任」が問われることについて理解を深める。また、あらかじめ他人の行動を予測し、思いやりをもって自転車を運転する態度を培う指導を行う。

○ヘルメット非着用による交通事故の致死率が約2倍になるなど、着用の有効性について説明し理解させる。

- ・「自転車安全利用5則」の周知
- ・「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」の周知
- ・自転車による損害賠償保険等への加入が義務化されていることの周知
- ・自転車乗用ヘルメットの着用が全世代を対象に努力義務化されていることの周知

評 価

- 交通安全に関する指導の実施
 - ☐ 交通安全に関する内容が、学校安全計画に位置付けられているか。
 - ☐ 各教科・特別活動・LHR等での指導が教科横断的に行われているか。
 - ☐ 朝の会、SHR等に継続した交通安全教育を実施しているか。
- 自ら考え、主体的な行動をとるための指導の工夫
 - ☐ 危険予測の演習、視聴覚教材や資料の活用、地域安全マップ作り等の手段を取り入れているか。
 - ☐ 交通安全教室やスクアード・ストレイト教育技法の活用など、警察や外部の専門家と連携しているか。
- 「交通事故防止のための5つの行動」の指導
 - ☐ 「もしかして・とまる・みる・まつ・たしかめる」を常に意識させているか。
- 自転車の指導
 - ☐ 「自転車安全利用5則」に触れて指導しているか。
 - ☐ ヘルメットの着用について指導しているか。
 - ☐ 特定小型原動機付自転車のルール等、新たなモビリティのルールについて指導しているか。

(3) 災害安全

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な判断ができ、行動がとれるようにする。

- ・火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ・地震、津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ・風水（雪）害、落雷等の自然災害等発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ・避難場所の役割についての理解
- ・災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- ・地域の防災活動の理解と積極的な参加及び協力
- ・災害時における心のケア
- ・災害弱者や海外からの来訪者に対する配慮
- ・防災情報の発信や避難体制の確保など、行政の働き
- ・消防署など関係機関の働き

<現状と課題>

表 防災教育に取り組んでいる学校数

【令和5年度及び令和6年度 学校健康教育実践状況調査】（複数回答可）

校 種	小学校		中学校		高等学校（全日制）		高等学校（定時制）		特別支援学校	
	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6
地震	691	689	354	355	135	136	26	26	52	55
突風・竜巻	360	370	144	143	21	21	2	4	11	13
大雪	114	120	57	62	16	12	0	1	2	4
大雨・豪雨・落雷	391	404	176	182	38	37	5	6	13	21
土砂災害	175	184	87	94	20	18	3	4	4	6
弾道ミサイル	253	265	83	91	24	19	2	3	8	12
新たな危機事象への対応	229	261	118	140	20	21	7	6	9	10

地震に対する取組は全校種で確実に実践されている。竜巻や大雨等の自然災害は、各地で被害をもたらしており、地域の実態に応じた防災教育に取り組む必要がある。また、弾道ミサイルの対応など、新たな危機事象に対しての取組も必要である。

表 関係機関等と連携した避難訓練を実施している学校数

【令和5年度及び令和6年度 学校健康教育実践状況調査】（複数回答可）

校 種 内 容	小学校		中学校		高等学校 (全日制)		高等学校 (定時制)		特別支援学校	
	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6
学校間	252	267	123	132	10	12	5	3	20	20
保護者	532	559	84	96	3	3	0	0	19	23
地域	165	171	60	66	11	11	1	2	7	4
関係機関	394	404	168	171	115	120	18	18	32	36

避難訓練において家庭、地域や関係機関との連携した取組を一層推進していくことが重要である。

＜対策＞

ア 学校安全計画の見直し

- 学年や発達の段階に応じた系統的な計画を作成し、教科横断的な視点で指導時間を確保する。また、各教科等における、防災に関する内容（地震発生の仕組み、津波のメカニズム、地域の状況、応急手当、安全な行動の仕方、共助の精神等）を確実に実施する。
- 自助・共助・公助の視点を適切に取り入れながら、地域の特性等に応じて各教科等の内容のつながりを整理して教育課程を編成する。
- 避難訓練の実施時期は、法の規定や児童生徒及び地域の実情に応じるとともに、年間を見通した実施がされるよう、季節や他の安全教育との関連を考慮して適切に設定する。

イ 実効性のある避難訓練の実施

- 地震のみならず、竜巻や風水害、弾道ミサイル等に対応する避難訓練を実施する。
- 地震に対する訓練では、自らがその場の状況に応じた適切な避難行動ができるように「緊急地震速報の報知音を利用した避難訓練」を実施する。また、大地震を想定した訓練では、余震を伴うことや停電が発生し放送施設が使用できない場合、また、悪天候で校庭に集合することが合理的でない場合等を含めて実施を検討する。
- 訓練は、授業中だけを想定せず、休み時間や登下校等、児童生徒が分散している場合も想定する。
- 訓練実施後は、必ず事後指導（振り返り）を行う。
 - ・緊急地震速報を利用した避難訓練の取組（平成24年1月 埼玉県教委員会）の活用
 - ・実践的防災教育総合支援事業報告書（埼玉県教育委員会）の活用
 - ・学校安全総合支援事業報告書（埼玉県教育委員会）の活用

ウ 学校間、保護者、地域等との連携

- 災害発生時を想定した引渡し訓練等を実施し、家庭との共通理解を図る。
- 消防署、各市町村の行政機関、地域の防災担当者等と連携した防災に関する取組を推進する。
- 各学校においては、避難所もしくは避難場所として活用することができるよう、市町村、関係機関等との連携を図る。
 - ・〔県立学校版〕＜改訂＞学校防災マニュアル～安心・安全な学校づくりのために～（令和4年3月改訂 埼玉県教育委員会）の活用
 - ・〔県立学校版：追加資料〕学校防災マニュアル～竜巻から児童生徒の安全を守るために～（平成25年 埼玉県教育委員会）の活用

評 価

1 避難訓練の実施

- ☐ 避難訓練は、授業中や休み時間、余震や停電時等、様々な場面を想定して実施しているか。
- ☐ 避難訓練終了後は、事後指導（振り返り）を行っているか。
- ☐ 避難器具の使い方についての訓練を行っているか。
- ☐ 訓練後、訓練の検証及び危機管理マニュアルの見直しを行っているか。

2 児童生徒の危機対応力

- ☐ 児童生徒が自ら考え、主体となって行動できるよう指導を行っているか。
- ☐ 登下校中に被災した場合の安全な行動についての指導を行っているか。
- ☐ 救急処置の方法について、発達の段階に応じた指導を行っているか。
- ☐ 社会の一員として活動すること（共助）に配慮した指導を行っているか。

3 家庭や地域・関係機関との連携

- ☐ 災害発生時における学校と家庭の共通理解が図られているか。

2 安全管理

学校における安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童生徒の学校生活における行動等にひそむ危険を早期に発見し、速やかに除去することである。また、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができる体制を確立し、児童生徒の安全の確保を図ることである。

（１）事故の未然防止のための安全管理

ア 学校環境（施設・設備）の安全管理

<現状と課題>

表 安全点検の実施状況

【令和 6 年度学校健康教育実践状況調査】

	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援 学校
学期 1 回	29	19	132	25	13
月 1 回	655	336	3	1	42
月 2 回以上	5	0	1	0	0

安全点検（定期の安全点検）は、学校保健安全法施行規則に則り児童生徒等が通常使用する施設や設備、防火・防災・防犯に関する設備を対象に、毎学期 1 回以上実施する。多く使用する箇所については、毎月 1 回など、学校の実状に応じた点検が望まれる。

学校行事の前後など必要があるときには臨時点検を行う。また、児童生徒等が頻繁に活動を行う箇所については毎授業日ごとの日常点検を行う必要がある。

<対策>

（ア）安全点検の適切な実施と改善措置

- 学校種や学校環境を考慮した安全点検表（対象や項目のチェックリスト）を作成し、教職員による安全点検を確実に行うとともに、改善措置を適切に実施する。また、防犯の観点による安全点検も行う。
- 死亡事故が発生する可能性のある箇所（転落の危険のある窓や固定されず積み重ねられたロッカー等）を点検し対策を講じる。
- 児童生徒の方が日常的な事故に対し危険を感じる度合いが高いことから、安全点検には子供の視点を加える。
- 児童生徒の安全確保に支障がある場合は、危険物の除去や施設・設備の修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更等を行うなどの適切な措置を講じる。

（イ）学校環境における安全管理の対象

- 教室や廊下、階段、トイレ、特別教室等の校舎内の施設・設備は、学校生活の中で最も多く使用される場所であり、状態の変化には特に留意する。また、寮や寄宿舎については、校舎内の安全管理に準じて行う。

○運動場やプール等の体育施設や倉庫等の校舎外の施設・設備は、外部や一般の者との接点が多いものであることに留意する。

○AEDは、正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認する。

(ウ) 不審者侵入防止の観点からの安全管理

○＜①校門、②校門から校舎への入口まで、③校舎への入口＞という3段階のチェック体制を確立し、対策を講じる。

○来訪者に対して、案内・指示・誘導や入口・受付の明示、また、声掛けや名札等による識別等、必要な対策を講じる。

(エ) 自然災害に備えた安全管理

○避難経路や防災施設等の周辺に障害物を置かないこと。また、発火しやすい薬品等の管理、非常用物資の備蓄などについて検討する。

○防火扉と防火シャッターについては定期点検とともに、取り扱いの注意を徹底する。

○暑さ指数(WBGT(湿球黒球温度)及び「熱中症警戒アラート」発令情報を収集し、熱中症予防を徹底する。

イ 学校生活の安全管理

＜現状と課題＞

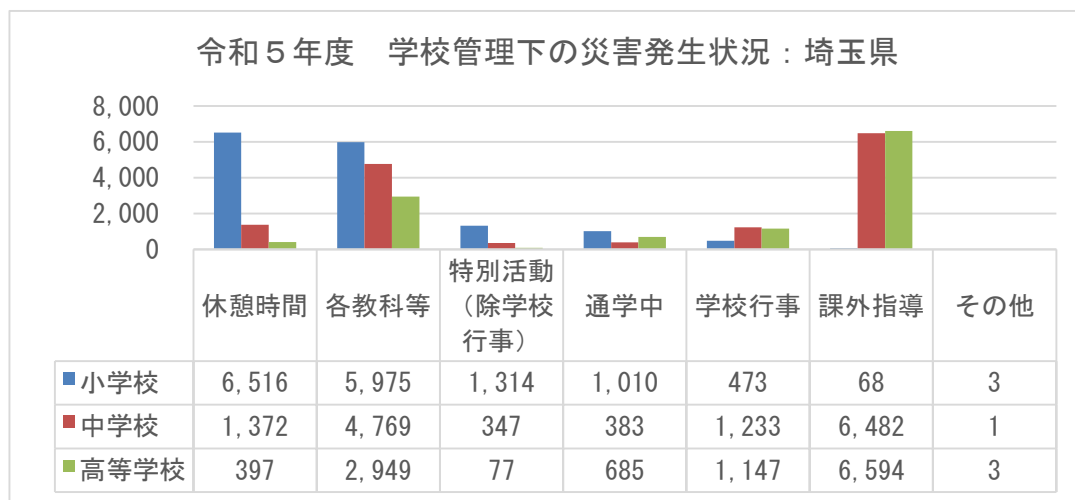


図 学校における負傷等の事故発生状況 【令和5年度学校管理下の災害発生状況：埼玉県】

学校生活の安全管理は、児童生徒の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行う。安全管理の観点と方法は、自校の児童生徒の多様な行動の実態を踏まえて定め、全ての教職員で共通理解を図る。

＜対策＞

(ア) 学校生活の安全管理の方法

○独立行政法人日本スポーツ振興センターが公表する事故統計や事故事例等を活用し、事故の発生状況や原因・関連要因等を把握する。

○立入り禁止場所の明示や立ち入ることができないような措置を講じ、危険な行動や場所を規制する。

○児童生徒の心身の健康状態の把握や安定に努める。また、個別の対応が必要な児童生徒に対し、言葉で促すだけでなく実際に目視で確認するなど配慮する。

○安全教育と安全管理は相互に充実を図る関係にあることに留意する。

(イ) 学校生活の安全管理の対象

○業前・業間の休み時間、昼休み、放課後の時間の特徴に応じて必要な措置をとる。

○各教科等の安全管理では、授業前から心身状態の把握に努める。

○部活動での事故が多いため、自己管理の徹底と、指導者による直接指導を充実させる。

○給食の時間は、食物アレルギー緊急対応マニュアルの記載内容を基に確実に対応する。

ウ 通学の安全管理

<現状と課題>

表 通学路の安全点検の実施状況【令和6年度学校健康教育実践状況調査】

	通学路点検（小、中学校のみ）
小学校	689校（100%）
中学校	352校（100%）
義務教育学校	3校（100%）

通学の安全管理は、児童生徒等の通学時における安全の確保を目的とするもので、通学路の設定とその安全確保及び通学的手段に対応した安全管理が主な対象となる。また、交通安全の観点だけでなく、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点や災害発生時の災害安全の観点からも対策が必要である。

<対策>

（ア）通学路の設定と安全確保

- 警察やボランティア等の関係者と協議して、可能な限り安全な通学路を設定する。
- 定期的に通学路を点検し、児童生徒が一人になる区間や危険箇所を関係者が共通認識をもち、立場に応じて対応する。

（イ）安全な通学方法の策定・実施

- 地域の道路や交通事情に即した通学手段を選ぶとともに、誘拐や傷害などの犯罪被害防止の視点や災害時の安全確保の視点から、適切な安全管理の下に通学するようにする。
- 自転車での通学では、道路交通法の遵守やヘルメットの着用、車両の安全整備等について、児童生徒への指導を含めて安全管理を行う。
- 二輪車による通学では、車両の点検整備、乗車時の行動等について、生徒への指導も含めて安全管理を行う。また、加害事故を起こしやすいことに留意するとともに、二輪車の実技指導を含む実践的な安全運転講習などに参加できるよう考慮する。
- 通学路の交通安全を確保するために、地域ごとに策定された「通学路交通安全プログラム」に基づく取組を実施する。
- 登下校中に災害等が発生した場合は、自宅か学校のどちらか安全で近い方へ向かうことを保護者と学校で共通の認識を得ておく。
- 児童生徒等を極力一人にしないという観点から、保護者や地域の協力を得ながら安全な登下校方策を策定し、実施していく。
- 「地域安全マップ」の作成と見直しを通して児童生徒が危険箇所等を周知するとともに、危険予測及び回避能力を身に付けさせ、安全教育と安全管理を一体的に行う。

評 価

1 学校環境（施設・設備）の安全管理

- ☐ 危機管理マニュアルは、適切に機能するように見直しを行っているか。
- ☐ 安全点検を確実に実施し、危険箇所等への適切な措置を行っているか。
- ☐ 定期的に安全点検表の見直しを行い、危険箇所の把握ができているか。
- ☐ 不審者を早期に発見する体制を整備しているか。
 - ・ 門を閉める、施錠する等の登下校時以外の門扉管理
 - ・ 「関係者以外立入禁止」の看板等による案内・順路指示、入口受付等の明示
 - ・ 不審者との区別をするための来訪者の名札着用
 - ・ 来訪者に対する教職員の積極的なあいさつや、要件を伺う等の声かけの実施
 - ・ 校門、フェンス、外灯（防犯灯等）、校舎の窓、校舎の出入口、鍵の状況、非常通報装置や防犯カメラ（設置のある場合）等の定期的な点検・補修
- ☐ AEDの設置場所を、利用者が分かりやすい場所に表示（掲示）しているか。

2 学校生活の安全管理

- ☐ 児童生徒の安全に係る行動の実態や事故の発生状況を把握し、安全教育や安全管理に役立てているか。
- ☐ スポーツ振興センターの学校等事故事例検索データベースを活用し、全国の発生事例を参考に対策を講じているか。

評 価

3 通学の安全管理

- ☐ 通学路の点検とともに、地域安全マップの作成・見直し等により、安全教育や登下校時の安全確保につなげているか。
- ☐ 安全点検の結果を保護者・地域等に周知し、危険個所の情報共有をしているか。
- ☐ 「こども110番の家」等の緊急避難できる場所について、児童生徒に周知しているか。
- ☐ スクールガード・リーダー、スクールガードをはじめとする、保護者や地域の協力によるパトロール等を実施しているか。

(2) 事故等の発生に備えた安全管理

<現状と課題>

危機管理マニュアルは全ての学校で作成され、適切な時期に見直しを行っているが、より実効的なものになるよう内容を検討する必要がある。

表 危機管理マニュアルの見直し時期【令和6年度学校健康教育実践状況調査】

	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援 学校
行事（訓練）終了時	159	57	9	3	5
学期終了時	36	19	4	1	0
年度末	698	331	129	24	54

<対策>

ア 救急及び緊急連絡体制

- 事故等が発生した場合には、速やかに適切な応急手当が行われるよう、学校全体の救急及び緊急連絡体制を確立する。

イ 事故等発生時の対応

- 校内で事故が発生した場合には、その場に居合わせた教職員が速やかに応急手当を行い、状況に応じて119番通報を行うとともに、養護教諭や他の教職員の応援を求める。
- 校外学習等の学校行事については、児童生徒に事前の指導を十分実施するとともに、教職員の役割分担や緊急連絡体制を整備しておく。
- マラソン大会等を行う場合はAEDを必要に応じて準備し、使用方法等について教職員間で確認しておく。

ウ 学校への不審者侵入時の対応

- 不審者が侵入した場合に備えた訓練等を実施する。
- 不審者が侵入した場合は、危機管理マニュアルに従って、教職員への情報伝達や児童生徒の避難誘導、関係機関へ通報・連絡等、緊急時に対応できる体制を速やかに立ち上げて行動する。

エ 登下校時における緊急事態発生時の対応

- 事故等が発生した場合には、いつ、どこで、誰が、どのような事件・事故に遭ったのか正確な情報を得る。
- 現場や医療機関等に教職員を派遣するとともに、関係機関や保護者等への連絡などの対応を素早く行う。

オ 新たな危機事象への対応

- 弾道ミサイル発射時の対応等、社会情勢の変化に応じて適時適切に見直しを図り、常に最新の状況にしておく。

評価

事故等の発生に備えた安全管理

- ☐ 様々な事象に対する危機管理マニュアルの作成・見直しを行っているか。
- ☐ 危機管理体制について、教職員が理解し適切な対応ができるように、危機管理マニュアルを基にした研修や訓練を実施し、危機管理能力の向上を図っているか。
- ☐ 不審者侵入等の緊急事態発生時の対応及び情報伝達・連絡・報告等の情報共有体制は整備されているか。
 - ・校内の教職員や児童生徒への情報伝達
 - ・児童生徒の安全確保
 - ・警察への通報
 - ・負傷者等の応急手当、医療機関への搬送等の対応
 - ・保護者、警察・消防署等の関係機関、教育委員会への連絡・通報・報告
 - ・近隣学校等との連携

(3) 事後の対応

ア 安否確認と引渡し

<現状と課題>

事故等発生後、速やかに児童生徒の安全を確認するとともに、安全を確保した下校方法等を検討する必要がある。

表 引渡し訓練の実施校

【令和6年度学校健康教育実践状況調査】

	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
引渡し訓練	653	105	3	0	28

<対策>

(ア) 安否確認の留意点

- 児童生徒が学校内にいる場合は、負傷者がいるか確認するために全員を集合させる、または授業等の担当者が把握して本部に報告する。
- 休み時間や放課後等は状況把握が困難になるため、教職員があらかじめ決められた担当場所に急行し、負傷者の確認をする。
- 職員室や事務室など、情報を集約する場所、総括担当を決め、確認を進める。
- 学校に電話や問い合わせが殺到し、使用できなくなることに備え、連絡・通信手段の複線化を図っておく。

(イ) 引渡しと待機

- 引渡しの判断基準を決めておく。
(通学路に被害が発生していないか、地域の被害が拡大する恐れがないか。下校の時間に危機が迫ってこないか、引き渡す保護者にも危険が及ばないか等)
- 「引渡しカード」を活用して引渡し訓練を実施するなど、確実に引渡しが行えるよう、児童生徒及び保護者と手順を確認しておく。
- 家庭の状況により、保護者の帰宅が困難になる児童生徒については、学校に留め置くなど事前に協議し確認をしておく。

イ 避難所としての対応

<現状と課題>

表 避難場所または避難所に指定されている学校

【令和6年度学校健康教育実践状況調査】

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
避難場所・避難所	683	349	129	41

災害規模が大きな場合には、教職員が避難所の運営管理等について中心的な役割を担う状況が考えられる。しかしながら、災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒の安全確保や安否確認、教育活動の早期正常化であり、教職員が不在の時間帯に災害が発生する場合も含め、避難所となる場合の運営方策に関して確認しておくことが重要である。

<対策>

(ア) 児童生徒が在校している場合

○児童生徒等の安全の確保を第一に対応する。また、被害の状況を踏まえながら校長の指揮の下、教職員は避難所の開設に協力する。

(イ) 児童生徒等が在校していない場合

○児童生徒等の安否確認と教育活動の早期再開に係る業務を優先し、業務終了後又は業務に余裕ができたところで避難所の運営に協力する。

評 価

事後の対応

- ☐ 児童生徒の安否確認（在校時・放課後等）をするための体制が確立されているか。
- ☐ 緊急対応後の措置（情報の整理と提供、保護者への説明等の事後対応、再発防止対策検討、教育再開準備、心のケア等）を行うための事件・事故対策本部を速やかに開設できるようにしているか。
- ☐ 「危機管理マニュアル」を基に避難所の開設方法について、教職員が役割分担を理解しているか。
- ☐ 避難所開設時に、避難所エリアと教育活動エリアの分離や、児童生徒と避難者の動線を区分等が明確に示されているか。

3 組織活動

学校安全の活動を効果的に進めていくためには、安全教育と安全管理の活動を学校の運営組織の中に具体的に位置付けることが重要であり、教職員の役割分担と連携は、全教職員の共通の理解の上に立って各自の適切な行動に結び付けられるよう、機能的で実践的なものとするのが求められる。併せて、学校と家庭、地域の関係機関・団体等と連携や情報交換を密にし、地域ぐるみで安全で安心な学校生活が送れるよう環境を整えるとともに、児童生徒へ実践的な安全教育を実施する必要がある。

(1) 学校における体制整備

<現状と課題>

学校安全計画や危機管理マニュアル等は整備されつつも必ずしも実効的な取組に結び付いていないことや、学校安全の中核となる教職員の位置付け及び研修の充実について学校現場の実態が追い付いていないことなどが課題となっている。

<対策>

ア 校内の協力体制

- 学校安全活動の企画・調整・評価について、連携の核となる教職員を校内分掌で明らかにし、学校安全を推進する体制を整備する。
- 危機管理マニュアルにおいて教職員の役割分担と責任を明確にしたうえで、全教職員に周知する。

イ 教職員研修の実施と、警察等の関係機関と連携した取組の充実

- 学校安全に関する教職員の研修を学校安全計画へ位置付け、事前・発生時・事後の危機管理に対応した研修を実施する。
- 県主催の学校安全に関する研修会等に参加した教職員が、提供された最新の情報を校内で伝達・活用する。
- 警察等の専門家と連携し、さすまた等を使用した不審者対応訓練を実施する。
- 近隣の学校間（幼保、小・中学校、高等学校、特別支援学校等）及び所轄の警察との

情報共有体制を整備する。

- ・県警メールマガジン「犯罪情報官NEWS」の活用
- ・「防犯速報」（埼玉県警察本部生活安全総務課発行）の活用
- ・埼玉県県民生活部 防犯・交通安全課ホームページからの情報収集

（２）家庭・地域・関係機関等との連携

＜現状と課題＞

学校が抱える安全上の課題が複雑化・多様化する中で、教職員が全てを担うことは困難である。また、児童生徒等が事故等に遭遇するのは学校だけではないこと等から、家庭・地域・関係機関との連携が不可欠である。

＜対策＞

ア 学校安全推進のための連携体制づくり

- 地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行う。
- 関係機関・団体、民間事業者や自治体の関係部局等と連携して、地域特性等を適切に理解して安全教育、安全管理を行う。

イ 家庭・地域との連携・協働

- 学校の安全に関する方針等を保護者や地域住民との間で共有し協力を求める。

ウ 地域の住民やボランティア等との連携方策

- スクールガードや子供１１０番の家などのボランティア団体と連携を図りながら、児童生徒の安全を確保する。

評 価

1 学校における体制整備

- ☐ 学校安全を学校経営に明確に位置付けているか。
- ☐ 校務分掌に学校安全の中核を担う管理職以外の教職員が位置付けられているか。
- ☐ 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例を研修等で共有しているか。
- ☐ 危機管理体制が機能する教職員研修を実施しているか。
 - ・教職員間の情報伝達訓練や警察・消防署等への通報訓練
 - ・さすまた等の防犯備品を活用した不審者対応訓練
- ☐ 不審者情報を共有する体制を整備しているか。
 - ・校内での、教職員が情報共有する体制
 - ・近隣の学校（幼保、小・中学校、高校、特別支援学校）と情報共有ができる連絡体制

2 家庭・地域・関係機関等との連携

- ☐ 学校応援団、コミュニティ・スクール等の仕組みを活用して、地域と協働して学校安全に取り組んでいるか。
- ☐ 安全点検や登下校の見守り活動等にPTA等の参画を推進し、子供や保護者の視点から取組を推進しているか。
- ☐ 登下校時や校外学習時等の緊急事態発生時に、「子ども１１０番の家」や地域住民が、児童生徒の避難誘導や通報を行う体制を整備しているか。
- ☐ 震災発生時、地域住民の避難について、市町村や地域の防災担当等と連携や調整を図り、協力する体制が構築されているか。
- ☐ 地域住民に対し、学校が避難所又は避難場所となることについて情報を発信しているか。

＜学校安全の根拠法令＞

学校保健安全法（平成 21 年 4 月 1 日施行）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

第 3 条 学校安全の推進に関する計画の策定

第 3 章 学校安全

第 26 条 学校安全に関する学校の設置者の責務

第 27 条 学校安全計画の策定等

※ 安全教育、安全管理、組織活動を内容とした総合的な計画の策定

第 28 条 学校環境の安全の確保

第 29 条 危険等発生時対処要領の作成等

※ 危機管理マニュアルの作成

第 30 条 地域の関係機関等との連携

学校保健安全法施行規則（平成 21 年 4 月 1 日施行）

第 6 章 安全点検等

第 28 条 安全点検

※ 毎学期 1 回以上の安全点検の実施、必要があるとき、臨時の安全点検の実施

第 29 条 日常における環境の安全

※ 日常的な（安全）点検の実施

小学校学習指導要領（中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領で同様の規定）

第 1 章 総則

第 1 小学校教育の基本と教育課程の役割 2（3）

第 2 教育課程の編成 2（2）

第 5 学校運営上の留意事項 1 イ

消防法施行令 【避難訓練等を実施する根拠】

第 1 章 火災の予防

第 3 条の二 防火管理者の責務

2 防火管理者は、消防計画に基づいて、当該防火対象物について消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び整備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

第 3 次学校安全の推進に関する計画（令和 4 年 3 月 文部科学省）

施策の基本的な方向性

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用した学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

Ⅲ 学校における食育の推進

近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、児童生徒の健康を取り巻く問題が深刻化している。また、食を通じて地域等を理解することや、食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することも重要である。

成長期にある児童生徒にとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものである。

こうした現状を踏まえ、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎を培うことができるよう、学校給食の教育的意義を改めて認識しつつ、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要となっている。

1 食に関する指導

(1) 現状と課題

学校においては、これまでも、給食の時間や関連の教科等の時間を通じて、食に関する指導が行われてきているが、現行の学習指導要領の総則では、小・中学校、高等学校、特別支援学校ともに「学校における食育の推進」がこれまで以上に明確に示されている。食に関する指導に当たっては、給食の時間を中心としながら、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）、特別活動の時間はもとより、各教科等での指導を相互に関連させながら学校教育活動全体として効果的に取り組むことが重要であるとしている。

学校においては、児童生徒が発達の段階に応じて食に対する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食育推進体制を整え、学校・家庭・地域が連携しながら、学校教育活動全体で継続的、組織的に食に関する指導に取り組むことが重要である。

「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」文部科学省（H31.3）

【食に関する指導の目標】

（知識・技能）

食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。

（思考力・判断力・表現力等）

食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。

（学びに向かう力・人間性等）

主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。



【食育の視点】

- ◇食事の重要性 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。
- ◇心身の健康 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。
- ◇食品を選択する能力 正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。
- ◇感謝の心 食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。
- ◇社会性 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。
- ◇食文化 各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。

【食に関する指導の内容の三体系】

○教科等における食に関する指導

当該教科等の目標がよりよく達成されることを第一義的に考え、その実現の過程に「食育の視点」を位置付け、意図的に指導する。

○給食の時間における食に関する指導

給食指導、給食の時間における食に関する指導、給食を教材とした教科等における食に関する指導

○個別的な相談指導

健康に関係した個別性の高い課題について改善を促すために実施する。

(2) 対 策

ア 食に関する指導体制の整備・改善・充実

- 各学校における教育の方針や指導の重点などに食に関する指導を位置付ける。
- 校内の組織・体制を見直し、食育を推進する組織（委員会）を位置付ける。その際、既存の組織（学校保健委員会等）と兼ねて設置する、新しく専門委員会を立ち上げる等、各学校の実情に応じて、推進体制を整える。
- 食育を推進する組織・体制の中から、全体計画の作成や家庭・地域の連携を図るコーディネーター役となるリーダーを選任する。栄養教諭が中核となることが望ましい。
- 各学校において食育を推進する際には、「計画（P）」「実践（D）」「評価（C）」「改善（A）」のPDCAサイクルに基づいて行う。

イ 学校や家庭・地域の実態に即した食に関する指導の全体計画の作成及び改善

- 学校教育活動全体で継続的、組織的に食育を推進するため、校長のリーダーシップの下、食に関する指導の全体計画を作成するとともに、全教職員で共通理解を図る。
- 学校や学年の実態に基づいた指導の目標を設定し、食育に関する取組を教育課程に位置付ける。
- 各教科等で実施する食に関する指導内容を明確にし、教育課程に位置付けるとともに、教科等横断的に指導する。
- 学校給食と各教科等を関連付けた指導を実践するため、その活用時期を明確にする。
- 食に関する指導を家庭や地域にどのように働きかけるか明確にする。
- 食に関する指導の全体計画は、毎年度、学年末に修正・改善を図る。

ウ 食に関する指導の改善・充実

- 栄養教諭、学校栄養職員等の専門性を生かす場面を設定し、教職員の連携を図った指導を工夫する。
- 学校給食を通して食事の重要性や感謝の心、食文化等に触れる、学校給食を各教科等における指導と関連付ける等、学校給食を「生きた教材」として効果的に活用する。
- 児童生徒の発達の段階に応じて、食に関わる地域の方をゲストティーチャーとするなど、食に関する知識や能力等を身に付けるための体験活動を工夫する。また、体験活動を学びにつなげる工夫をする。

エ 家庭・地域との連携

- 献立表や給食だより等による情報発信、各種たよりや学校保健委員会、PTA活動など、あらゆる機会を通して、継続的に啓発を行う。
- 食に関する指導の授業公開や、地域の協力を得ながら進める親子体験活動等の工夫を図るなど、学校・家庭・地域が連携し合い、食への意識や関心を高める食育活動を一層推進する。

評 価

次の視点で活動状況を評価する。

- ☐ 食に関する指導を推進する組織・体制は機能していたか。
- ☐ 食に関する指導の全体計画は、実効性のあるものであったか。
- ☐ 全体計画に基づき、教科等における食に関する指導を実施することができたか。
- ☐ 教員と栄養教諭、学校栄養職員等とのチーム・ティーチングによる食に関する指導が行われたか。
- ☐ 家庭・地域との連携を昨年以上に実施することができたか。

2 学校給食

学校給食は、児童生徒に栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、心身の健全な発達、健康の増進、体位の向上に資するものである。また、食育を生きた教材として活用することにより、食事の重要性や食に関する正しい知識、食文化への理解と関心を深めるなど、高い教育効果が期待できる。こうしたことから、学校給食は、学校給食法の趣旨を踏まえ、教育活動としての様々なねらいに基づいた実施が必要である。

(1) 栄養管理

学校給食の栄養管理は、文部科学省が定める学校給食実施基準に基づき適切に行う。ただし、適用にあたっては、個々の児童生徒の健康状態及び生活活動の実態並びに地域の実情等に配慮するものとする。

また、地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、児童生徒が地域の自然や文化、生産者等に対する関心と理解を深めることができることから、学校給食に積極的に地場産物を活用することが求められている。

(2) 食物アレルギー対応

学校給食における食物アレルギー対応は、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」（令和2年3月25日 日本学校保健会）、「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月 文部科学省）及び県教育委員会、各市町村教育委員会、学校で作成した食物アレルギー対応マニュアル等に基づいて行う。

学校給食における食物アレルギー対応の大原則は、「食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする」ことである。

ア 現状と課題

公立小・中・高（定時制）・特別支援学校に在籍する食物アレルギーがある児童生徒は、35,287名（※）で、ほぼすべての学校に食物アレルギーのある児童生徒が在籍している。（令和6年5月1日現在）食物アレルギーのある児童生徒数は年々増加している。

また、令和5年度、学校給食を起因として食物アレルギー症状等を発症した事例及び誤食をした事例は、91件（※）である。このうち、学校給食を食べて新規に食物アレルギー症状を発症した事例が25件、保護者の申出がない、以前から同様な症状があったが気にしていなかった、解除申請があったなどの理由により発症した事例が28件あることから、どのような場合においても、適切な緊急時対応ができる体制を学校で整備することが重要である。

（※さいたま市を含む）

イ 対策

(ア) 食物アレルギー対応委員会の設置

校長を委員長として、組織的に対応する体制の整備を行う。

(イ) 対応申請の確認から対応開始までの手順の決定

食物アレルギー対応を希望する保護者には、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。また、対応開始前には、面談を実施し、委員会で個別の取組対応プランを決定する。これらの情報はすべての教職員に周知し共有する。

(ウ) 献立の作成と検討

食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。

(エ) 給食提供のための体制づくり

(オ) 給食提供のための調理作業

(カ) 教室での対応

日々の給食の受け取り、内容確認、配膳、おかわり等のルールを決定する。

(キ) 緊急時の対応

児童生徒が誤食、症状出現時の緊急時対応について、具体的に確実に対応できる体制を整える。新規発症もあることから全ての教職員が適切な対応がとれるよう情報を共有し準備をする。なお、対応は「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」に沿って実施する。

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

異変に気がいたら子供から目を離さない

迷ったらエピペン®を打つ！

ただちに119番通報

助けを呼び、人を集める

下の症状から重症度を判定し、速やかに行動する

全身の
症状

- ☐ぐったり
- ☐意識もうろう
- ☐尿や便をもらす
- ☐脈が触れにくいまたは不規則
- ☐唇や爪が青白い

少なくとも5分ごとに、繰り返し症状を観察
経過・内服・エピペン®使用の時刻を記録

呼吸器
の症状

- ☐のどや胸が締め付けられる
- ☐声がかすれる
- ☐犬が吠えるような咳
- ☐息がしにくい
- ☐持続する強い咳き込み
- ☐ゼーゼーする呼吸

- ☐数回の軽い咳



©埼玉県

消化器
の症状

- ☐持続する強いお腹の痛み
(がまんできない痛み)
- ☐繰り返し吐き続ける

- ☐中等度のお腹の痛み
- ☐1～2回のおう吐
- ☐1～2回の下痢

- ☐軽いお腹の痛み(がまんできる)
- ☐吐き気

目・口・
鼻・顔面
の症状

上記の症状が
1つでもあてはまる場合

- ☐顔全体の腫れ
- ☐まぶたの腫れ

- ☐目のかゆみ、充血
- ☐口の中の違和感、唇の腫れ
- ☐くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の
症状

緊急

- ☐強いかゆみ
- ☐全身に広がるじんま疹
- ☐全身が真っ赤

- ☐軽度のかゆみ
- ☐数個のじんま疹
- ☐部分的な赤み

上記の症状が
1つでもあてはまる場合

受診

上記の症状が
1つでもあてはまる場合

注意

- ①エピペン®を使用
- ②救急車を要請(119番通報)
→緊急時連絡先医療機関に連絡
→保護者に連絡
- ③その場で安静を保つ(*)
→立たせたり、歩かせたりしない
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能な内服薬を飲ませる

*安静を保つ体位

- ◇ぐったり、意識もうろうの場合、仰向けにして足を15～30cm高くする
- ◇吐き気・嘔吐がある場合、横向きに
- ◇呼吸が苦しく仰向けになれない場合、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

- ①内服薬を飲ませ、エピペン®を準備
- ②速やかに医療機関を受診(救急車の要請も考慮)
- ③急速に進行する場合
→「緊急」の対応
- ④座位にして会話をしながら観察すると、急変に対する判断・対応がしやすい

- ①内服薬を飲ませる
- ②「急速に進行する」又は「悪化が予想される」場合
→「受診」「緊急」の対応
- ③少なくとも1時間は観察完全によくなくなるまで目を離さない

(3) 衛生管理

児童生徒に衛生的で安全な食事を提供することは、学校給食の根本である。

よって、衛生管理の日常点検を励行し、学校給食関係者の衛生管理意識を高め、安全な給食を実施できる管理体制を整備し、「学校給食衛生管理基準」(平成21年文部科学省告示第64号)に基づいた衛生管理の徹底を図ることが重要である。

ア 現状と課題

学校給食における衛生管理は、「学校給食法」に位置付けられた「学校給食衛生管理基準」に基づいて実施することとされている。

しかし、基準の遵守が十分でない調理場も少なからず見受けられる。

イ 対策

(ア) 学校給食実施者の責務

- 学校給食関係者のみならず受配校も含め、教職員にも衛生管理の徹底を図る。
- 各種委員会において、栄養教諭や学校栄養職員、保護者等の意見が十分尊重され、学校として衛生管理の徹底が図れる仕組みを整える。

(イ) 衛生管理に配慮した学校給食施設・設備の整備及び管理

- 学校給食施設がウェットシステムである場合は、ドライ運用を徹底させる。

☆ ドライ運用のポイント

- ・調理機器・器具や床等に熱湯をかける作業をしないこと。
- ・ザル等に必ず水受けを使うこと。(水受け付き台車、ボウル、トレイ等)
- ・野菜の洗浄は、水が跳ねないように丁寧に行うこと。
- ・野菜を切る際、シンクの端にまな板を載せて作業を行わないこと。
- ・調理機器の洗浄水は、床に流さないように工夫すること。

(ウ) 調理従事者への衛生管理指導の徹底

- 文部科学省「学校給食調理場における手洗いマニュアル」に基づいた正しい手洗いを遵守する。
- 文部科学省「調理場における洗浄・消毒マニュアル Part I・II」に基づいた適切な食品及び調理器具等の洗浄・消毒を実践する。
- 加熱及び冷却温度を測定した場合は、速やかに記録しておく。

(エ) 作業工程表と作業動線図の作成

- 主として二次汚染防止のために作成するものである。
- 調理場の実態に応じた作業工程表及び作業動線図を作成し、作業前の打合せにおいて活用する。

☆ 作業工程表

各調理員の主に午前中における作業について、作業内容を時間を追って示す。

☆ 作成に当たって明確にする事項

- ・汚染作業区域と非汚染作業区域の区分(下処理と調理)
- ・献立名
- ・時間(タイムスケジュール)
- ・担当者
- ・調理作業の内容(時間帯によって仕事内容が空欄になっているところはないか)
- ・衛生管理のポイント(手洗い、エプロン交換、温度確認など)
- ・リスクが高い食品については、担当者と扱う時間、衛生管理点を明確にする

☆ 作業動線図

食品の動線を示し、交差汚染を防ぐために作成する。

☆ 作成に当たって明確にすべき事項

- ・食品の搬入口
- ・食品の保管部分
- ・汚染作業区域・非汚染作業区域の区分及び機械器具等
- ・汚染作業区域から非汚染作業区域に食品を受け渡す場所又は台等
- ・調理後の食品の保管場所（配膳棚や配膳室等）
- ・献立名及び使用されている食品名
- ・汚染度の高い食品と汚染させたくない食品

評 価

次の視点で衛生管理を評価する。

- ☐ 「学校給食衛生管理基準」や「学校給食調理場における手洗いマニュアル」、
「学校給食における洗浄・消毒マニュアル Part I・II」を遵守しているか。
- ☐ 施設設備の問題点を把握、整理し、計画的に整備、改修等を実施しているか。
- ☐ ウェットシステム調理場においては、ドライ運用を徹底しているか。
- ☐ 汚染作業区域・非汚染作業区域の明確な区分ができているか。
- ☐ 作業工程表、作業動線図を作成し、作業前に確認しているか。
- ☐ 配食を行う児童生徒や教職員の健康状態を把握し、個人別に記録しているか。
- ☐ 検食を適切に実施し、記録を残しているか。
- ☐ 食品の選定等の委員会を実施し、保護者や衛生管理の専門家の意見等を取り入れるような仕組みを整えているか。

IV 各分野の最新動向や現代的健康課題への対応、実践事例等

1 健康診断に関すること

(1) 児童生徒のプライバシーや心情に配慮した健康診断の実施について

児童生徒の健康診断においては、正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒のプライバシーや心情に配慮することが重要です。学校は、健康診断の実施主体として、円滑な健康診断実施のための環境整備に努める必要があります。そのために、①学校医及び検査機関と事前に相談のうえ、学校の実情や児童生徒の発達段階等に応じて実施すること ②児童生徒及び保護者の理解が得られるよう、事前に丁寧に説明を行うこと などの工夫が考えられます。

ア 学校医及び検査機関と事前に相談のうえ、学校の実情や児童生徒の発達段階等に応じて実施すること

各学校においては、学校保健計画に定期健康診断の実施や評価の時期を明記し、毎年度、学校と学校医が健康診断の方法について共通理解を図るよう取り組むことが大切です。

学校は口頭で説明を行うだけでなく、児童生徒の実態、児童生徒への事前指導や保護者への情報提供の方法など、参考となる資料を学校医に提示することも、共通理解を形成するには有効です。

また、「検査・診察時の対応及び服装についての留意点（埼玉県教育委員会・埼玉県医師会）」「学校健康診断実施上の留意点（文部科学省・日本医師会）」は、学校と学校医が健康診断について打ち合わせをする際に、共通理解を形成するために参照しながら活用することを想定して作成された資料です。これらを活用し、健康診断の実施方法や個別の配慮について相談を行ってください。



資料1

「検査・診察時の対応及び服装についての留意点」
(埼玉県教育委員会・埼玉県医師会)



資料2

「学校健康診断実施上の留意点」
(文部科学省・日本医師会)

イ 児童生徒及び保護者の理解が得られるよう、事前に丁寧に説明を行うこと

事前の説明では、検診目的や検診方法だけではなく、服装やプライバシーへの配慮について具体的な内容を示したり、写真等を用いて、脱衣が不要な下着の形状を明確に示したりするなどの工夫が考えられます。

また、個別の配慮を要する場合もあるため、相談しやすい環境づくりにも大切です。

その他、日ごろの取組みとして、学校だよりや保健だよりで学校医等の紹介を行ったり、学校医と関わる機会を積極的に設けたりするなど、児童生徒及び保護者と学校医等の関係づくりに取り組むことも大切です。資料3「保健だより（例）（埼玉県教育委員会・埼玉県医師会）」は、各学校が実態に応じて、編集し使用することが可能です。（参考：次頁 通知例）



資料3「保健だより（例）」
(埼玉県教育委員会・埼玉県医師会)

令和6年4月8日

保護者 様

〇〇学校長

内科検診について

春陽の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、学校ではお子さまが健康で安全に学校生活を送ることができるよう、学校保健安全法に基づいて毎年定期健康診断を実施しています。

その中で、特に内科検診は、問診・視診・触診・聴診をおして疾病をスクリーニングし、お子さまが安全に学校生活を送っていただくための重要な検診です。

そこで、今年度の内科検診を下記のとおり実施いたしますので、内容についてご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1 内科検診の目的
定期健康診断における内科検診は、風邪などの症状に対する診察とは異なり、問診・視診・触診・聴診をおして、心臓や肺、皮膚のほか、栄養状態や腎臓、運動器などを幅広く診察することで、疾病や異常を早期に発見することを目的としています。

2 日時 令和6年5月 9日（木）13：15～ 1・2・3年生
6月20日（木）13：15～ 4・5・6年生と1・2・3年生の前年度未受診児童

3 内科検診によって発見される異常や疾病の例

肥満・やせ
貧血
バセドウ病
心臓病・不整脈
アトピー性皮膚炎



肌毛症
いび・疥癬
にきび・母親
腎臓病
腎臓病

4 検診方法
【問診】健康診断調査票などをもとに、必要に応じて健康状態の確認を行います。
【視診】皮膚の状態や腎臓病など、胸部の疾病等の異常の有無について、必要に応じて全身を確認します。
【聴診】右側の場所等に聴診器を当て、心音や呼吸音を確認します。
【触診】必要に応じて、背骨の湾曲や肩の高さ、皮膚の硬さ、甲状腺の腫れ方などを確認します。

5 プライバシー等への配慮
【検診時の服装】・男女とも体操着（上）と体操着（下）を着用します。
・胸部への聴診を体操着の上から行うため、また、背中部の視診のため、上半身の下着は、診察前に脱いでおきます。
・背中部の聴診やその他の必要に応じて視診や触診が必要な場合は、女性教職員が体操着を持ち上げます。
【検診時の配慮】・学校区による診察の直前まで、不必要な露出を避けるよう配慮します。また、診察時は必要に応じて体操着等や下着を持ち上げるなど、合点の看護教職員が補助を行います。
・個別の検診スペースを確保し、周囲から見えないよう配慮します。また、距離を確保し検診時の会話などが周囲に聞こえないよう配慮します。
・看護教職員が記録及び補助として付き添い、相談しやすい雰囲気づくりに努めます。

6 内科検診以外の検診について
【心臓・聴診】心電図の機器を正しい位置に装着するため、装着時は、教員や検査技師等が、体操着等の上に持ち上げます。
【運動器検診】健康診断調査票等の情報を参考に、診察時は、必要に応じて脱衣で行います。

7 その他
・内科検診の当日、お子さんが欠席した場合は、学校区と調整のうえ、他学年の検診日等に合わせ実施いたします。
・検診方法等について、ご不明な点や不安に感じることがありましたら、下記の問い合わせ先にご確認ください。

担当 〇〇

- ①健康診断は、法に基づき実施していることや、「風邪などの症状に対して診察とは異なり」と分かりやすい伝え方で、検診方法や目的を示している。
- ②イラストの活用
- ③検診項目と各検診項目の検査方法を説明している。
- ④検診時の服装や脱衣の必要な場面での対応について明記している。
- ⑤「学校医による診察の直前まで、不必要な露出を避けるよう配慮する」など、具体的にプライバシーへの配慮の方法を説明している。
- ⑥内科検診の他、心電図検査、運動器検診など、他の脱衣を伴う診察・検査についても説明している。
- ⑦欠席した場合の対応について明記している。
- ⑧担当、問い合わせ先を明記している。

（２）健康診断における月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について

思春期女子に対する婦人科的診察は必須検査項目ではありませんが、所見を有する児童生徒を的確に把握し、健康相談や保健指導を実施したりすることは重要です。

■産婦人科医への相談基準

陰 毛：13歳以上で全く「なし」

乳房のふくらみ：7歳未満で「ある」

初経の時期：15歳になっても月経が一度もないと原発無月経の可能性（専門医への受診を勧める）

月 計 周 期：3か月以上月経が来ないと続発無月経の可能性（専門医への受診を勧める）

月経痛と月経随伴症状：繰り返し腹痛、頭痛、嘔気・嘔吐などの症状が強く、授業を受けることが困難な場合は月経困難症等の可能性、月経開始の3～10日前からイライラや憂鬱、下腹痛や頭痛、むくみ、食欲の亢進や傾眠等の多彩な精神的・身体的症状が出現し、月経開始とともに減退する場合は月経前症候群の可能性（専門医への受診を勧告）

（参考：児童生徒の健康診断マニュアル平成27年度改訂（公益財団法人日本学校保健会））

（３）色覚の検査について

学校における色覚の検査は、平成 15 年から希望者に対して個別に実施するものとなっています。児童生徒が自身の色覚の特性を知らないまま卒業を迎え就業規制に直面する事態などを避けるため、各学校においては、以下の 2 点について留意することが大切です。

- ①健康相談で行う色覚検査について、学校において無料で相談や検査ができることを児童生徒及び保護者に周知すること。
- ②教職員が、色覚に関する正確な知識を持ち、学習指導、生徒指導、進路指導等において配慮を行うとともに、適切な指導を行うよう啓発すること。

参考：学校における色覚に関する資料（H28.3 公益財団法人日本学校保健会）

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/196>

（４）事後措置について

ア 歯科

- （ア）歯科健康診断の結果、特に歯列・咬合の異常について通知する際には、検査結果のみではなく、検査結果の意味や関連する情報を含めるなど、本人・保護者が検査結果を踏まえて適切に対処できるよう工夫することが大切です。
- （イ）歯科健康診断結果の通知に伴い、児童生徒が専門医を受診する場合は、受診の前に学校歯科医が健康診断の検査結果をもとに必要な児童生徒・保護者に対して個別の健康相談等を実施し、児童生徒やその保護者へ想定される一般的な治療や費用等必要な情報の提供について配慮するよう努めることが大切です。

特に、「歯列・咬合」について「２」（専門医（歯科医師）による診断が必要）の結果を通知する場合、診療に係る費用が高額となる場合があります。児童生徒本人や保護者が、受診した際、予期せず負担を強いられることが生じないように注意することが必要です。

これら事後措置等への対応を円滑に行うためには、日ごろから学校と学校歯科医を含めた地域の歯科医療機関との連携が重要です。健康診断の計画・立案時などに確認を行うなど学校歯科医と共通理解するようにしてください。

イ 健康診断の結果、心身に疾病又は異常が認められず、健康と認められる児童生徒についても、事後措置として健康診断の結果を通知し、当該児童生徒の健康の保持増進に役立ててください。

参考通知・参考資料

R6.9.26 付け【教保体第 1066-1、1066-2 号】学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たって留意すべき事項について

R6.2.26 付け【教保体第 1725-1、1725-2 号】児童生徒等の健康診断時における配慮について

R4.4.4 付け【事務連絡】学校歯科健康診断における歯列・咬合の検査について

H26.5.23 付け【教保体第 332 号】学校保健安全法施行規則の一部改正等について（通知）

「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成 27 年度改訂」（H27.8.25 公益財団法人日本学校保健会）

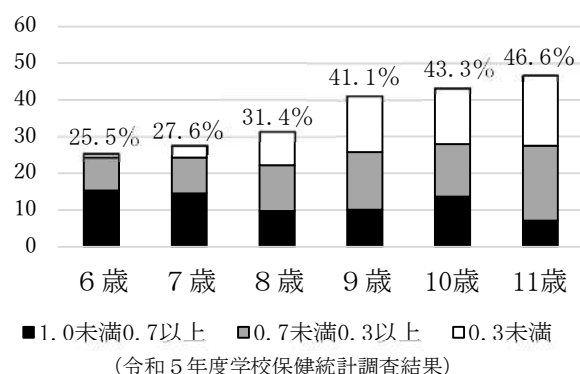
2 目の健康に関すること

(1) 目の健康に関する実態

「裸眼視力 1.0 未満」の小学生の割合は 36.0% となり、過去の数値と単純比較はできないものの、県別の集計が可能となった平成 18 年度以降、最多となりました。年齢別に見ると、6 歳（小学校 1 年生）では約 4 人に 1 人(25.5%)、11 歳（小学校 6 年生）では半数近く(46.6%)が裸眼視力 1.0 未満になっています。

また、「裸眼視力 0.3 未満」の割合は、学年が上がるとともに増加し、6 歳（小学校 1 年生）の 1.0% に比べ 11 歳（小学校 6 年生）では 19.2% と、18.2 ポイント高くなっています。

小学生 年齢別 裸眼視力 1.0 未満の者の割合（埼玉県）



(2) 視力低下の要因と対策

<視力低下の要因>

裸眼視力 1.0 未満の子供の全てが近視であるとは限りませんが、そのうち、約 8～9 割は近視であることが指摘されています。近視は、遺伝要因と環境要因の両方が関係すると言われていますが、近年の近視の増加は、環境による影響が大きいと考えられています。環境要因として、屋外で過ごす時間の減少や近業（近い所を見る作業）の増加等が指摘されています。

<視力低下への対策>

上記のことから「屋外で過ごすことを増やす」「できる限り、近い所を見る作業を短くする」などの対策が考えられます。

①学校生活における対策

「タブレットを使うときの 5 つの約束」などを活用した ICT 機器の適切な使用に関する指導や、屋外活動の推進など、学校生活全体を通じた指導に取り組みます。

②家庭との連携

- ・定期健康診断結果を通知する際など、児童生徒の健康状態を踏まえ、健康相談・保健指導を行う。
- ・県ホームページ「目の健康を守るために」や文部科学省作成の資料などを活用し、学校だよりや保健だよりを通じて、情報提供し、啓発に取り組む。
- ・保護者が学校に集まる機会（保護者会や学校保健委員会）などの機会を捉え、「健康に留意した ICT 機器の適切な使用」などをテーマに、目の健康に関する生活習慣について、児童生徒と保護者が一緒に考える機会を作る。



近視について解説した資料（文部科学省）



タブレットを使うときの 5 つの約束（文部科学省）



啓発資料「健康に留意した ICT 機器の適切な使用について」（埼玉県教育委員会）

参考通知

R6. 8. 16 付け【保体課・事務連絡】「子供の目の健康を守るための啓発資料について」

R7. 3. 24 付け【教保体第 1822 号】健康に留意した ICT 機器の適切な使用に関する啓発資料について

3 生命（いのち）の安全教育

（１）性犯罪・性暴力対策の強化の方針

国は、これまでの性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和２年度～４年度）による取組を継続・強化するため、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和５年３月）を決定し、令和５年度～７年度を「更なる集中強化期間」と位置付け、取組を継続・強化することとした。

（２）生命（いのち）の安全教育

文部科学省では「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を踏まえ、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、令和５年度より全国展開している。

ア 指導の手引き・教材について（文部科学省）

（ア）指導の手引き

各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等が示されている。

（イ）スライド教材・動画教材

児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、教育課程内外の様々な活動を通じて活用することが可能である。また、教材の内容については各学校や地域の状況等に応じて、適宜内容の加除や改変を行った上での使用も可能である。



イ 実践事例集について

幼稚園・保育園・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の多様な事例が、全体計画、目標、学習指導要領等との関連箇所、授業展開例、指導上の留意点等の構成によりまとめられている。



（３）埼玉県における「生命（いのち）の安全教育」の取組

第４期埼玉県教育振興基本計画の「目標Ⅱ・豊かな心の育成」における施策８「人権を尊重した教育の推進」の主な取組「子供を性暴力の当事者にしないための教育の推進」に位置付けられている。

子供を性暴力の当事者にしないための教育の推進

- 子供たちが性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう生命の尊さを学ぶ取組を通して、一人一人を尊重することができる児童生徒の豊かな人権感覚を育みます。
- 児童生徒が性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようになるために、学習指導要領*に基づき、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導に取り組みます。



「性に関する指導」と「人権教育」がより一体的に行われるようにすることで、「生命（いのち）の安全教育」を積極的に推進する。その際、文部科学省の教材等も各学校等の実態に合わせて活用していく。

第２章
施策の展開
より一部抜粋

参考資料・参考通知

- ・性犯罪・性暴力対策の強化について（文部科学省 HP）https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html
→ 実践事例集、参考事例集も掲載されている。
- ・いのちの安全教育（文部科学省 HP）https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html
→ 指導の手引き、スライド教材、動画教材、動画教材活用の手引き、動画を使用した授業展開例が掲載されている。

緊急時医薬品投与に関する校内研修資料集

学校において、アナフィラキシー発症時の自己注射液（エピペン®）、てんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）、重度の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）の使用において、学校が適切に対応するためには、医療機関等と連携し、校内研修を実施するなどによって、疾病や組織的対応について理解を深めることが重要です。

そこで、埼玉県学校保健会では、各学校が校内研修を行う際に使用できる「緊急時医薬品投与に関する校内研修資料集」を作成しました。以下に、各資料の内容や活用方法を示しましたので、各学校の実態に応じて、御活用ください。

①はじめに PDF はじめに 各資料の内容や活用方法について説明しています。	②研修スライド PPT 緊急時の対応（アレルギー） 緊急時の対応（てんかん） 緊急時の対応（糖尿病） 各学校の実態に応じて、校内研修資料を作成することができます。	③動画 MP3 youtube 限定動画配信でも視聴可 アレルギー てんかん 糖尿病
④事前・事後チェックリスト word 事前チェックリスト 研修前後の活用で、研修目的の共有や研修成果の把握ができます。	⑤FAQ PDF 緊急時Q&A てんかんQ&A アレルギーQ&A 各疾患や医薬品について、よくある質問と回答をまとめています。	⑥シミュレーション研修 PDF 患者 シミュレーション研修の進め方 シミュレーション研修の方法や必要な資料をまとめています。



資料は DVD にて、各学校 1 部ずつ配布しています。

アンケートのお願い

今後、資料見直しの参考とするため、右 QR コードあるいは、下記 URL からアンケートの回答に御協力をお願いします。

(1)対象： 資料を活用して研修を行った学校(1回の研修会につき、1回答してください)

(2)回答期間： 令和7年4月～令和8年12月

<https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerDetail.initDisplay?tempSeq=84858&accessFrom=>



4 文部科学省「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」

文部科学省は、学校保健安全法に基づき策定された「第3次学校安全の推進に関する計画（令和4年3月25日閣議決定）」を踏まえた、各学校における安全教育や安全管理に関する取組について調査を行った。（令和5年度実績）

調査結果を基に、全国平均と埼玉県平均を比較し、良い点や改善点について取りまとめたので、各校での学校安全体制の推進に活用していただきたい。

I 調査対象

県内公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園
（さいたま市を除く）【計1,267校】

II 結果の主な概要

全国平均と比較し、5ポイント以上の増減があったものを抽出している。

（+5%以上の場合はグレー、－5%以上の場合は白抜き文字で標記）

（1）学校安全の位置付けについて

多くの学校で、学校経営に「学校安全」を明確に位置付けているとともに、学校評価において「学校安全」に関する項目を扱い、学校安全体制の見直しを行っている。

- 学校経営に「学校安全」を明確に位置付けている学校
- 学校評価において「学校安全」に関する項目を扱っている学校

埼玉県	全 国
99.4%	98.7%
97.3%	90.5%

（2）学校安全計画について

全ての学校で「学校安全計画」を策定し、学校安全に計画的に取り組んでいる。
また、安全教育の内容を保護者や地域住民に周知し、地域で課題を共有している。

- 学校安全計画や安全教育等の周知対象

	保護者	地域住民	関係機関	その他
埼玉県	77.0%	41.8%	53.9%	2.5%
全 国	64.7%	34.6%	55.3%	2.5%

（3）学校安全に関する教職員研修について

「学校安全計画」を基に、学校安全に関する多様な研修を実施している。

- 学校安全計画に、教職員の研修について盛り込んでいる学校

	生活安全	災害安全	交通安全	サイバーセキュリティ	性犯罪、性暴力防止
埼玉県	90.8%	80.6%	77.1%	52.6%	34.1%
全 国	81.8%	75.2%	61.4%	48.4%	28.7%

● 教育活動中の児童生徒の重大事故を想定した職員向けの訓練を実施している学校

	突然倒れた 際の応急手 当	アフィリケーション に関する 研修	消防等へ の通報訓 練	保護者対応 に関する研 修	その他
埼玉県	93.1%	46.6%	52.1%	14.3%	0.3%
全 国	84.7%	40.5%	50.2%	14.1%	0.5%

(4) 学校安全を推進するための組織について

多くの学校で校務分掌に「安全主任」を設け、学校安全推進の中核を担っている。

● 学校安全推進の中核となる教員

	安全主任	主幹教諭	教務主任	生徒指導 主事	保健主事	養護教諭	その他 教員	事務職員 他
埼玉県	87.5%	13.8%	15.5%	27.5%	19.0%	24.2%	7.2%	4.4%
全 国	61.2%	12.9%	14.7%	39.0%	25.7%	33.2%	19.4%	5.1%

(5) 登下校の安全について

全国と比較し、通学路及びスクールゾーンを設定し、登下校に関する安全管理を行っている学校が多い。また、教職員及び児童生徒が自らの視点で通学路の安全点検を行っている学校が多い。

一方、警察や道路担当課等の関係機関と連携した点検方法を工夫する必要がある。埼玉県では、5年に1度、学校、警察、道路担当課が一体となって「通学路総点検」を実施している。次回の「通学路総点検」でより関係機関と連携した点検を実施する必要がある。

- 通学路を設定している学校
- スクールゾーンを設定している学校
- 通学路の安全点検の実施者

埼玉県	全 国
86.6%	78.7%
46.6%	32.9%

	児童生徒	保護者 地域住民	教育委員 会	警察署員	道路管理 者	有識者	教職員	その他
埼玉県	40.0%	78.9%	24.3%	10.2%	5.8%	0.6%	97.4%	1.0%
全 国	29.2%	76.7%	37.9%	31.3%	18.4%	2.9%	91.9%	1.4%

(6) 地域の災害リスクに合わせた訓練について

浸水想定区域または、土砂災害想定区域内に所在している学校では、「危機管理マニュアル」に被害を想定した内容を記載している。

一方、マニュアルに記載した、浸水または土砂災害を想定した訓練を実施している学校は半数程度で、地域の特性に応じた避難訓練を実施することが求められる。

- 大雨や洪水等の浸水想定区域内に所在する学校 【埼玉県603校/全国11966校】

埼玉県	全 国
96.0%	85.6%
45.3%	62.8%

- 浸水を想定した危機管理マニュアルを作成している学校(603校中)

- 浸水を想定した避難訓練を実施している学校 (603校中)

- 土砂災害想定区域内に所在する学校 【埼玉県55校/全国6209校】

埼玉県	全 国
90.9%	80.8%
49.1%	58.5%

- 土砂災害を想定した危機管理マニュアルを作成している学校(55校中)

- 土砂災害を想定した避難訓練を実施している学校(88校中)

(7) 災害時の児童生徒の留め置きについて

授業中に大規模災害が発生した場合、児童生徒を学校に留め置くことが想定されるが、保護者に引き渡すまでの間の備蓄品が用意されている学校が多い。
また、多くの学校で保護者と引渡し方法についての手順を決めている。

- 児童生徒が学校に待機することを想定して備蓄している物品
(自治体が用意したものも含む)

	飲料水 食糧	救急用品	ライト ろうそく	通信手段	防災 ラジオ	発電機	ヘルメット・ 防災頭巾	毛布・ダ ンボール ベッド	簡易 トイレ
埼玉県	84.1%	80.1%	64.6%	34.0%	41.4%	43.0%	62.4%	67.6%	57.1%
全 国	70.9%	72.7%	57.4%	27.1%	44.0%	39.2%	42.3%	54.3%	42.9%

- 児童生徒の引渡し方法や待機方法について、保護者と手順を決めている学校

埼玉県	全国
99.0%	86.0%

(8) 自治体との連携やコミュニティ・スクールの活用について

大規模災害時に学校は避難所になるが、避難者の受け入れの対応について自治体と協議している。また、コミュニティ・スクール等の仕組みを活用し、地域全体で学校安全に取り組んでいる学校がある

- 地域住民等の避難受け入れ時の対応について、市町村の防災担当
部局や地域の自主防災組織等とあらかじめ協議している学校

埼玉県	全国
98.3%	80.8%

- 地域学校安全委員会やコミュニティ・スクール等の仕組みを活用している学校の取組領域

	生活安全	災害安全	交通安全	安全点検	弾道シールド 等	サイバー セキュリティ	性犯罪	その他
埼玉県	65.0%	45.8%	70.2%	27.2%	6.0%	17.4%	9.1%	0.2%
全 国	58.6%	44.2%	65.5%	19.8%	4.1%	18.2%	8.3%	0.3%

指針の目的及び、改訂の趣旨

本指針は、学校及び学校の設置者が、学校における事故発生の未然防止、事故・事件が発生した際の応急手当等の対応、事故の発生原因の究明や安全対策の検証、被害児童生徒等の保護者への支援、再発防止等の適切な対応に取り組む参考になるものとして平成28年3月に作成。

このたび、**事故等の検証や再発防止、死亡事故等の発生に関する国への報告の徹底等が図られるよう具体的な方策を示し、組織的に事故の未然防止、事故発生時の適切な対応等に実効性をもって取り組めるよう改訂。**

検討体制：学校安全の専門家からなる「学校安全の推進に関する有識者会議」において検討

指針の概要 **主な改訂ポイントを赤字で記載**

1. 本指針の目的・対象・構成 (P.3)

原則として、学校の管理下（本指針では登下校中を含む）*で発生した「事故」を対象

*独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項に定める「災害共済給付」の対象となる「学校の管理下」参照

※幼稚園及び認定こども園における事故、いじめの重大事態、児童生徒等の自殺、学校給食における食物アレルギー事故等については、一義的にそれぞれの指針等に基づいた対応となる。

2. 事故発生の未然防止 (P.5)

- 重大事故・ヒヤリハット事例の共有と活用 … 全国の重大事故や校内のヒヤリハット事例を生かす
- 各種マニュアルの策定・見直し … **学校の設置者による学校の危機管理マニュアル点検と指導・助言等**
- 教職員の危機管理に関する資質の向上 … **危機等発生時に被害を最小限にとどめる備えの観点を重視**
- **安全点検の実施、安全教育の充実 … 国で作成した「学校における安全点検要領」等を参照した取組等**

3. 事故発生に備えた事前の取組等 (P.11)

- 緊急時対応に関する事前の体制整備 … **駆けつけた教職員が組織的に対応し、誰でも取り組める体制整備**
- 保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働体制の整備 … **保護者と事故発生時の対応を事前共有等**
児童生徒等の安全を確保するため、家庭、地域、関係機関等との意図的・意識的な連携や、学校運営協議会などの場を設置・活用により連携協働を進めることが重要。

4. 事故発生後の対応の流れ (P.14) —（事故発生直後からの対応の流れを示す（基本調査、詳細調査は「5調査の実施」参照））—

【事故発生直後の取組】

- 速やかな応急手当の実施、被害児童生徒等の保護者への連絡、児童生徒等への対応
… **誰でも即座に119番通報、複数の教職員により通信指令員からの口頭指導内容を共有し対応等**

【初期対応時（事故発生直後～事故後1週間程度）の取組】

- 学校の設置者等への事故報告、支援要請 ※「報告、支援要請連絡系統図」及び「報告様式」参照
学校の設置者への報告対象（速やかに）… 学校の設置者は都道府県等担当課にも報告

・**全ての「学校の管理下（本指針においては登下校中を含む）において発生した死亡事故」**
・**治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故**
（重篤な事故には、治療に要する期間が30日以上でなくても意識不明（人工呼吸器を装着、ICUに入る等）の場合や、身体の欠損（歯を含む）・身体機能の喪失を伴う事故等を含む。）

【国への一報】※同参照

- 以下の事故は国まで一報する。（都道府県・指定都市教育委員会、国立学校の設置者及び私立・株式会社立学校の都道府県等担当課より）
・**死亡事故及び意識不明など児童生徒等の命に関わる重大な事故**

【基本調査の実施、保護者への説明、報道機関等への公表、詳細調査の実施】

5. 調査の実施 (P.23)

《基本調査（事案発生後速やかに着手。学校が基本調査期間中に得た情報を迅速に整理）》（P.24）

【調査対象（学校の設置者が調査の実施を判断）】

■**全ての「学校の管理下（本指針においては登下校中を含む）において発生した死亡事故」**
■**被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、学校の設置者が必要と判断した**
「治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故」
（重篤な事故には、治療に要する期間が30日以上でなくても意識不明（人工呼吸器を装着、ICUに入る等）の場合や、身体の欠損（歯を含む）・身体機能の喪失を伴う事故等を含む。）

- 基本調査の実施主体 … 学校の設置者の指導・支援のもと、原則学校が実施
- 調査実施に当たっての留意事項・手順
- 関係する全教職員からの聴き取り … 調査開始から3日以内を目途に実施
- 事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取り、関係機関との協力等
- 情報の整理・**再発防止策の検討・報告** … 設置者は基本調査結果を都道府県等担当課に報告
事故等の原因が明らかで再発防止策を講じられると設置者が判断した時は、学校として再発防止策を検討し設置者に報告する。
都道府県担当課は年度ごとに取りまとめ、国の求めに応じ報告。都道府県等担当課は指針を踏まえた対応を設置者等に助言する。
- 基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わり … **必要に応じて、学校の設置者も関わる**
被害児童生徒等の保護者への情報提供を行う際は正確な情報の伝達を心掛け、今後の調査についての意向を確認する。

《詳細調査への移行の判断》(P.30)

○ 移行の判断主体 … 学校の設置者（必要に応じて都道府県等担当課が支援・助言）

【詳細調査に移行すべき事案の考え方】少なくとも以下の場合には、詳細調査に移行する。

- ア) 当該学校の教育活動の中に事故の要因があると考えられる場合
 - ・ 事前の安全管理体制に十分でない点が認められる など
- イ) 事故発生直後の対応の中に適切ではない点が認められる場合
- ウ) 基本調査により、事故の要因が明らかとならず再発防止策が検討できない場合
- エ) 被害児童生徒等の保護者の要望がある場合
- オ) その他必要な場合

学校の設置者は移行の有無等を都道府県等担当課に報告。都道府県等担当課は基本調査の結果とともに国に報告する。なお、詳細調査に移行しない理由で不明な点がある場合には、学校の設置者に確認し、必要に応じて助言を行う。国も助言等支援する。

《詳細調査（学校事故対応の専門家などが参画した詳細調査委員会において行われる詳細な調査）》(P.32)

○ 詳細調査の実施主体 … 学校の設置者

私立・株式会社立学校の実施主体は、死亡事故等が発生した場合であって、学校法人の求めに応じ、必要と認められる際は、当該事故が発生した学校における教育の根幹に関わる重大事態であることに鑑み、都道府県等担当課が行うことができる。

○ 詳細調査委員会の設置 … 中立的な立場の外部専門家等が参画する詳細調査委員会とする。

○ 詳細調査委員会の構成等 … 学識経験者や医師、弁護士、学校事故対応の専門家等の専門的知識及び経験を有する者（対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者）。

国は必要に応じて学校の設置者等における詳細調査委員会の設置に支障がないよう助言等の支援を行う。

○ 詳細調査の計画・実施手順 … 以下の手順で情報収集・整理を進めることが想定される。

- ① 基本調査の確認
- ② 学校以外の関係機関への聴き取り
- ③ 状況に応じ、事故発生場所等の実地調査
- ④ 被害児童生徒等の保護者からの聴き取り

○ 被害児童生徒等の保護者からの聴き取りにおける留意事項 … 聞き取りは原則複数で行う

○ 事故に至る過程や原因の調査と再発防止・学校事故予防への提言

○ 報告書のとりまとめ … 詳細調査委員会は、調査結果を調査の実施主体に報告（公表は調査の実施主体）

調査結果について、詳細調査委員会又は学校の設置者は、被害児童生徒等の保護者に説明する。

6. 再発防止策の策定・実施 (P.37)

○ 詳細調査委員会の報告書等の活用 … 学校及び学校の設置者は、報告書の提言を受けて、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及びその実施状況について、適時適切に点検・評価する。

○ 詳細調査委員会の報告書等の国への提出 … 学校の設置者は、（市区町村立学校の場合は都道府県教育委員会、私立・株式会社立学校の場合は都道府県等担当課を通じて）国にも報告書を提出する。

○ 事故等の状況のとりまとめ … 都道府県等担当課は、毎年度、当該都道府県内の学校管理下で発生した事故等の基本調査及び詳細調査から、事故原因・傾向、再発防止策等の事故等の状況についてとりまとめ、当該都道府県内に周知し再発防止に努めるとともに、国に報告する。

指定都市教育委員会及び国立大学法人は、所管の学校の事故等の状況をとりまとめ、学校への周知、再発防止とともに、国に報告する。

○ 具体的、実践的な再発防止策の策定 … 学校又は学校の設置者は、報告書の提言を受けて、被害児童生徒等の保護者の意見も聴取するなどして策定し、マニュアル等にまとめ、その徹底を図る。

○ 再発防止策の継続 … 都道府県等担当課はこの取組状況を把握し、再発防止策の継続を働き掛ける。

○ 国における取組 … 全国の学校における事故等の発生状況、基本調査及び詳細調査の実施状況等を把握し、蓄積した事故情報等から、教訓とすべき点を整理して学校の設置者及び都道府県等担当課に周知する。

7. 被害児童生徒等の保護者への支援 (P.39)

○ 被害児童生徒等の保護者への関わり … 被害児童生徒等の保護者への丁寧な説明、継続的なサポート

○ 児童生徒等の心のケア … 組織的な支援が必要。教職員に対しても継続的な心のケアが必要

○ 災害共済給付の請求

○ 中立的立場で事故の対応を支援する「支援担当者」の設置 … 設置者が必要に応じて、被害児童生徒等の保護者と学校の双方にコミュニケーションを取ることができ、中立の立場で、被害児童生徒等の保護者と教職員、両者への支援を実施する支援担当者を設置する。（継続的な支援が必要になるため、複数人のチームで対応することも考えられる。）

指針の実効性・理解促進を図る取組

○ 指針の実効性を図るために ・学校、学校の設置者、都道府県等担当課向け取組確認用チェックリストを作成
・学校安全ポータルサイトに事故対応の各種様式等を掲載（予定）

○ 指針の理解促進を図るために ・指針の内容を補足するQ&Aを作成
・学校設置者（都道府県教育委員会等）の学校安全担当者を対象とした会議や説明会・学校向け研修会の実施、周知用資料等の作成・提供（予定）

■実践事例：学校・家庭・地域が一体となった食育推進の取組

熊谷市立妻沼小学校の実践（令和6年度埼玉県小・中学校等食育指導力向上授業研究協議会 開催校）

1 研究主題

学校、家庭、地域と連携した食育の推進～本物体験からの学びをとおして～

2 研究の概要

主題設定の理由

食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものである。しかし、近年、子どもの偏った栄養摂取や不規則な食事などの食生活の乱れ、肥満や過度の痩身とともに、増加しつつある生活習慣病等が懸念されている。成長期にある子どもにとって、健全な食生活は健康な心身をはぐくむために欠かせないものであるとともに、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものである。

そうした状況を踏まえ、学校、家庭、地域が連携して、次代を担う子どもの食習慣の形成に努めるために上記の研究主題を設定した。

研究の仮説と手立て

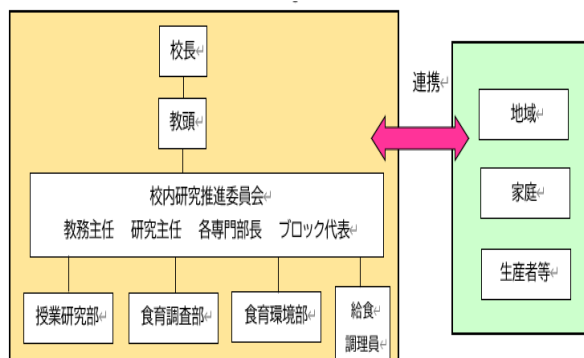
（1）研究主題に対する仮説

各学年の発達段階に応じた食に関する指導を行えば、食への関心が高まり、望ましい食習慣が身に付くであろう。

（2）仮説に対する手立て

- ①専門性を生かした授業の実践
- ②食への関心を高める環境の整備
- ③児童の食習慣の実態把握とその改善

研究組織図



研究構想図



実践 ～年間を通した食育の取組～

4月 ・夏野菜植え

5月 ・玉ねぎの収穫
・ジャガイモの収穫
・ホテル総料理長を招いての
献立作り

6月 ・サツマイモの苗植え
・田植え体験
・夏野菜の収穫(9月頃まで)
・大豆の種まき

10月 ・稲刈り
・脱穀体験
・サツマイモのツル切り、収穫

11月 ・収穫祭
・冬野菜植え
・大豆収穫
・豆腐作り

12月 ・ブロッコリー・カリフラワー・
白菜の収穫
・作った豆腐を使った
味噌汁作り

2月 ・味噌作り



前年度に植えたものを3年生が収穫する。高学年が手伝いに加わっている。



地元の福祉団体に協力してもらいながら田植えを行う。

1本1本手作業で植えるため、とても根気のいる作業だが、農業の大変さを、身をもって経験できている。



収穫したサツマイモや米を給食として提供している。米は給食室で炊飯し、1人1人がおにぎりを握って食べる。

また、これまでお世話になった方を「めぬまっ子大収穫祭」に招待して、一緒にいただく。



育てた大豆を収穫、殻剥き、選別して調理する。
専門家を招いて、味噌や豆腐を作り、できたものは家庭科の調理実習で使う食材や給食となる。

活動の結果が食材としてフィードバック！ 収穫した野菜はその日の給食で提供されることも！！



野菜の収穫

自校の調理室へ届ける

収穫した野菜を使った給食

児童が食物を栽培、収穫し、食べるという体験を通して生命のつながりを学ぶ教育を「エディブルエデュケーション」と言い、それを学校で取り組むことを「エディブルスクールヤード」と言う。本校では、以前からこの「エディブルスクールヤード」に取り組んでいる。



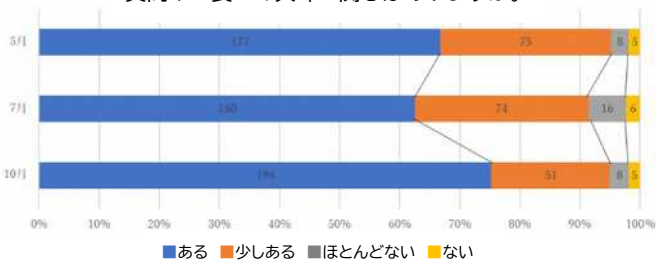
「令和5年度食育白書」

「令和5年度食育白書」が農林水産省から公表された。その51ページには、本校の食育の取組事例が「地域における食育教育・農業教育の取組」として紹介された。

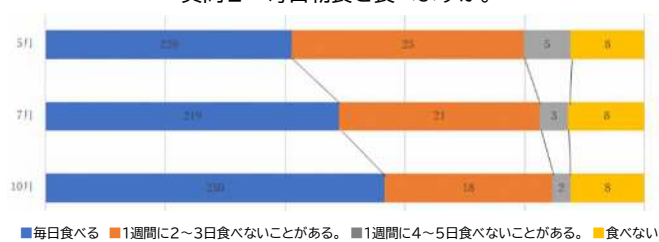
https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/r5_wpaper.html

実態調査の結果より

質問1 食への興味・関心はありますか。



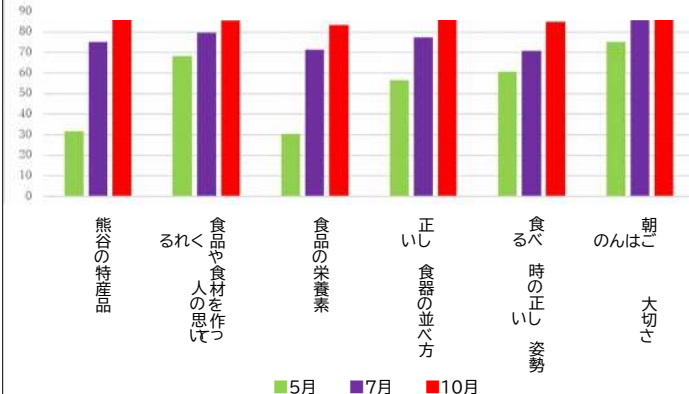
質問2 毎日朝食を食べますか。



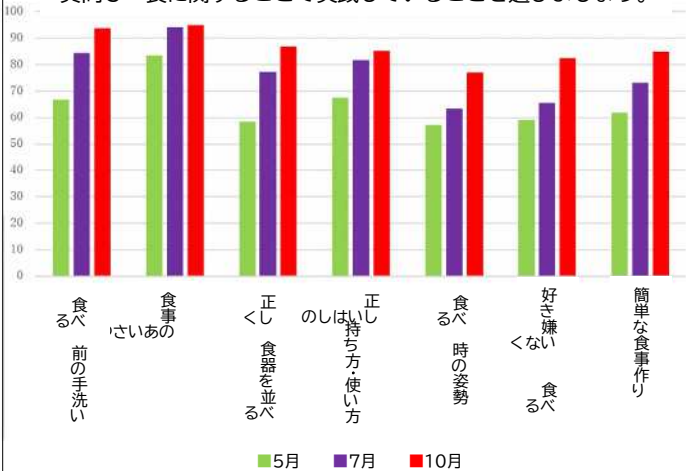
質問3 給食で出された食べ物は全部食べていますか。



質問4 食に関することで知っていることを選びましょう。



質問5 食に関することで実践していることを選びましょう。



研究の成果と今後の課題

【アンケートの結果から】

- 継続して指導をしてきた成果が、第1～3回アンケートで段階的に上昇する数値へと表れた。特に、質問4では「熊谷の特産品」や「食品の栄養素」等が飛躍的に向上し、児童に定着させることができた。
- 質問5から、手洗いや食器の並べ方など、指導内容を実践へと繋げることができ、児童に望ましい食習慣が身に付いたことがわかった。
- 質問2で、朝食を食べないと答えたのは特定の児童であり、数値に変化は表れなかった。個別指導や家庭へのアプローチを行うなどして100%を目指したい。

【成果】

- 地域の種苗店や農業、飲食業に携わる方と連携しながら多くの活動に取り組んだ。それにより活動内容に深まりをもたせることができたとともに、児童の知識を高めることもできた。
- 専門家をゲストティーチャーとして招いて授業を行ったり、自分で野菜を育てて食べたりする「本物体験」を充実させたことで、児童の食への意欲・関心を高めることができた。

【課題】

- 児童の食に対する考え方、捉え方の多様性を尊重しながら、指導を継続していく必要がある。その上で、児童が楽しんだり、意欲的な気持ちをもったりしながら、好ましい食習慣やマナーの定着を図りたい。
- アンケート結果で伸びの低い項目における家庭への啓発や、家庭の取組を学校へフィードバックする機会においては、まだ取組の余地があった。今後も児童の食への関心を高め、望ましい食習慣を身に付ける指導を粘り強く行っていく必要がある。

第 3 章

年 間 の 事 業 計 画 等

I 令和7年度 主要事業

II 全国・関東等研究大会、研究協議会等主要事業

III 令和6年度研究委嘱・実施地域（校）一覧

IV 全国・埼玉県表彰校一覧

I 令和7年度 主要事業

1 共通事業

＜研修会等＞

事業名	内 容	期 日	会 場	対 象
学校健康教育推進研修会	学校健康教育の推進・充実を図るための、健康教育課題等について研究協議・講義を行い、教職員の資質の向上を図る。 ※埼玉県学校保健会と共催。	7月30日(水)	県民健康センター	公立学校教職員
学校健康教育推進大会	学校、家庭、地域が連携した健康教育の推進を図る。 ・健康教育に貢献した個人・団体の表彰・講演 ・実践発表 ※さいたま市教育委員会、埼玉県学校保健会等と共催	1月23日(金)	さいたま市文化センター	健康教育関係者 P T A 学校保健・学校安全・学校給食関係者

2 学校保健

事業名	内 容	期 間	対 象
県立学校児童生徒等健康診断	県立学校児童生徒等の定期健康診断等を実施し、健康の保持増進を図る。 ・結核健康診断、潜在性疾患検査(尿・心臓検査)等	4～6月	県立学校
薬物乱用防止教育の推進	中・高校生に急速な広がりを見せる覚せい剤汚染に対処するため、薬物乱用防止教育を充実し、覚せい剤被害の拡大を防ぐ。 ・薬物乱用防止教育研修会 ・薬物乱用防止教室	年間	公立学校教職員 児童生徒・保護者 地域住民
県立学校学校医等の配置	学校保健安全法に定められた学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を県立学校に配置し、児童生徒等の保健管理を充実する。	年間	県立学校

＜研修会等＞

研修会等の名称	内 容	期 日	会 場	対 象
薬物乱用防止教育研修会	薬物乱用防止教室の充実を図るために小・中・高等学校における薬物乱用防止教室を参観し、外部講師(警察官や薬物乱用防止指導員)と教職員が効果的な教室の進め方について研修及び研究協議を行う。	未定	オンライン	公立学校教職員、 外部講師(警察官・指導員等)
「性に関する指導」指導者研修会	「性に関する指導」の具体的な考え方や進め方について、行政説明、実践発表及び講演を行い、教職員の資質向上を図る。	8月5日(火)	オンライン	公立学校教職員
がん教育指導者研修会	「がん教育」の充実を図るため、具体的な考え方や進め方について、行政説明、実践発表及び講演を行い、教職員の資質向上を図る。	8月22日(金) ～9月18日(木)	動画配信	公立学校教職員 外部講師等
学校保健主事研修会	児童生徒の心身の健康問題を解決するために、講義・講演等を行い、保健主事の資質の向上を図る。	6月13日(金)	埼玉会館	公立学校の保健主事
新任保健主事研修会	保健主事の職務を把握し、健康教育について知識を高め、具体的な活動の展開方法を知り各学校における健康教育の推進を図る。	5月1日(木) ～5月30日(金)	動画配信	公立学校 初めて保健主事になった教職員
養護教諭研修会	養護教諭の専門性を生かした教育活動を一層推進するために、学校保健活動に必要な研修会を開催し、学校保健の充実を図る。	5月27日(火) ----- 1月9日(金)	埼玉会館	国立・公立学校 養護教諭
学校薬剤師研修会	学校薬剤師としての職務を執行する上で必要な知識の向上を図る(県学校保健会・県学校薬剤師会と共催)。	8月31日(日)	オンライン	学校薬剤師

研修会等の名称	内 容	期 日	会 場	対 象
学校医研修会	学校医としての職務を執行する上で必要な知識の向上を図る（県学校保健会・県医師会学校医会と共催）。	11月16日（日）	オンライン	学校医
学校歯科医研修会	学校歯科医としての職務を執行する上で必要な知識の向上を図る。	未定	未定	学校歯科医
学校歯科保健研究大会及び学校歯科保健指導者研修会	歯・口の健康に関する今日的課題を解決するために講演・講義や実践発表等を行い、歯科保健の充実を図る。	7月24日（木）	オンライン	小・中学校及び県立学校歯科保健担当者、学校歯科医
食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会	アナフィラキシー発症時に適切な行動をとれるようにするために必要な知識の向上を図る。	7月下旬～3月中旬 未定	動画配信 未定	公立学校教職員
てんかんに関する研修会	てんかんに関する最新の動向及び必要な専門的知識を習得するとともに、学校におけるてんかんの管理や発作時に、適切に対応できる体制を整える。	10月22日（水）	オンライン	公立学校教職員 学校医

3 学校安全

事 業 名	内 容	期 間	対 象
学校安全総合支援事業	全ての学校において、安全に関する組織的な取組を的確に行えるような体制を構築する。 ・系統的・体系的で実践的な安全教育を実施する。 ・保護者や地域住民、関係機関との連携・協働に係る体制を構築する。	年間	公立学校教職員
県立学校生徒等災害共済給付金事業	学校管理下における児童生徒等の災害について、国、学校の設置者、保護者の三者による互助制度として、災害給付を行う。	年間	県立学校児童生徒
高校生自転車交通事故防止対策事業	高校生の自転車安全運転推進講習会等により、高校生の自転車等事故防止を推進する。	夏季休業中及び年間	県内公立高等学校
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	県内の市町村（指定都市及び中核市を除く）立小学校にスクールガード・リーダーを配置し、登下校時をはじめとする児童生徒の安全確保を図る体制を整備する。	年間	市町村（指定都市及び中核市を除く）立小学校

<研修会等>

研修会等の名称	内 容	期 日	会 場	対 象
学校危機管理研修会	学校では、事故を未然に防ぐとともに、事故発生時には迅速かつ適切な対応が求められていることから、管理職を中心とした学校危機管理体制を整備するため、研修会を通して危機管理能力の向上を図る。	6月～8月	動画配信	公立学校 新任教頭
学校安全教育指導者研修会	児童生徒が生涯にわたり安全に生活することが出来る資質や能力を育成するため、研修会を通して、安全管理、生活安全、交通安全、防災教育に関する担当者の指導力の向上を図る。	6月～8月	動画配信	公立学校 安全教育担当者
学校安全総合支援事業埼玉県成果発表会	県が委託したモデル地域や高校生交通安全教育推進校の取組、災害ボランティア育成講習会の体験について発表を行うとともに、講演会を行い、本事業の普及啓発を図る。	1月14日（水）	さいたま市民会館 おおみや	公立学校園教職員 市町村教育委員会 担当者

4 学校給食

事 業 名	内 容	期 間	対 象
学校給食食中毒 事故等の防止対 策	学校給食設備の改善、学校給食用食材の細菌検査等を実施し食中毒事故を未然に防ぐ。	年間	県立特別支援学校 及び夜間給食実施 県立定時制高等学校
	衛生管理の日常点検を励行し、学校給食従事者等の衛生管理意識を高め、学校給食の食中毒防止に万全を期す。	年間	学校給食関係者

＜研修会等＞

研修会等の名称	内 容	期 日	会 場	対 象
学校給食衛生管理講習会	食中毒等の事故を防止するため、学校給食関係者の衛生知識を深め、衛生管理の徹底を図る。	7月中旬 ～9月上旬	動画配信	学校給食関係者
食育推進リーダー育成研修会	学校における食育を推進する教職員の資質向上を図るため、実践事例の報告や、有識者による講義等を行う。	7月30日(水) ～9月5日(金)	動画配信	栄養教諭等
		2月4日(水) ～2月27日(金)	動画配信	管理職・教諭等
学校栄養士研修会	栄養教諭、学校栄養職員の専門的知識を深めるとともに資質の向上を図る(県学校栄養士研究会と共催)。	5月7日(水)	埼玉会館	栄養教諭 学校栄養職員等
学校栄養士 夏期研修会		7月29日(火)		
県立学校 学校給食研修会	学校給食関係職員の資質や技能の向上を図るとともに、県立学校における学校給食の円滑な運営と内容の充実向上を図る。	7月下旬 ～8月上旬 (1回)	埼玉県庁 周辺施設	定時制高等学校の 学校栄養職員、業務 職員等及び特別 支援学校の栄養教諭 ・学校栄養職員、業務 職員等
彩の国学校給食 研究大会	地元産食材の活用促進や、教材としての学校給食の在り方について、実践発表や講演等を行い、豊かで魅力ある学校給食の実現を目指す。	11月5日(水)	さいたま市 文化センター	各市町村教育委員会 学校給食担当者、学 校給食実施公立学校 教職員、その他学校 給食関係者等

5 審査会・表彰式

区 分	内 容	期 日	会 場	対 象
審査会	学校保健・学校安全・学校給食 優良学校審査会	10月17日(金)	知事公館（予定）	幼・小・中・高・ 特別支援学校
	学校歯科保健コンクール書類審査会	10月23日(木)	彩の国すこやかプラザ	小・中学校、義務教 育学校、中等教育学 校、特別支援学校(小 学部・中学部)
	〃 実地審査会	11月13日(木)	実地審査該当校	
	〃 最終審査会	11月13日(木)	彩の国すこやかプラザ	
表彰式	学校保健・学校安全・学校給食 優良学校表彰式 ※学校健康教育推進大会で表彰	1月23日(金)	さいたま市文化センター	幼・小・中学校、義 務教育学校、中等教 育学校、高等学校、 特別支援学校
	学校歯科保健コンクール表彰式	2月5日(木)	さいたま市文化センター	小・中学校、義務教 育学校、中等教育学 校、特別支援学校(小 学部・中学部)

Ⅱ 全国・関東等研究大会、研究協議会等主要事業

※ 日程等については予定であり、今後変更される可能性があります。
詳細等については、開催案内の通知等により確認してください。

1 文部科学省主催行事

行 事 名	期 日	開催場所
健康教育・食育行政担当者連絡協議会	5月20日（火） 21日（水）	文部科学省
学校保健全国連絡協議会	未 定	未 定
学校保健講習会	未 定	未 定
学校安全総合支援事業全国成果発表会	未 定	オンライン

2 文部科学省と都道府県教育委員会との共催行事

事 業 名	期 日	開催場所
第2回全国学校給食・栄養教諭等研究協議大会 ※全国栄養教諭・学校栄養職員研究大会・全国学校給食研究協議大会が合同開催になります。	8月5日（火）、6日（水）	茨城県 水戸市
令和7年度 学校環境衛生・薬事衛生研究協議会	10月23日（木）、24日（金）	群馬県 前橋市
第89回全国学校歯科保健研究大会	10月16日（木）、17日（金）	広島県 広島市
令和7年度 全国学校保健・安全研究大会	11月20日（木）、21日（金）	神奈川県 横浜市

3 独立行政法人教職員支援機構主催行事

研 修 会 名 等	期 日	開催場所
健康教育指導者養成研修	10月15日（水）～ 10月17日（金）	対面研修
食育指導者養成研修	10月22日（水）～ 10月24日（金）	リアルタイム・ オンライン研修
学校安全指導者養成研修	10月8日（水）～ 10月10日（金）	対面研修

4 関係行事

大 会 等 名	期 日	開催場所
第20回食育推進全国大会	6月7日（土）、8日（日）	徳島県徳島市
第68回全国学校保健主事研究大会	7月29日（火）	千葉県千葉市
第76回関東甲信越静学校保健大会	8月7日（木）	千葉県千葉市

Ⅲ 令和6年度研究委嘱・実施地域（校）一覧

【埼玉県教育委員会研究委嘱・実施地域（校）】

1 学校における現代的な健康課題解決支援事業

教育委員会名	委嘱地域（校）	研究テーマ・研究内容
越谷市 教育委員会	越谷市立南越谷小学校 越谷市立出羽小学校 越谷市立富士中学校 (こころの健康部会)	目の前にある困難を乗り越え、 さらに高みを目指す力の育成

2 性に関する指導課題解決支援事業

実施校	単元名
本庄市立 藤田小学校	体育科（保健領域）「体の発育・発達」 (ア) 体の発育・発達
加須市立 昭和中学校	保健体育科（保健分野）「健康な生活と疾病の予防」 (オ) 感染症の予防 性感染症とその予防
県立進修館 高等学校	保健体育科（科目保健）「現代社会と健康」 (イ) 現代の感染症とその予防 性感染症・エイズとその予防

3 がん教育総合支援事業

実施校	単元名
所沢市立 椿峰小学校	特別活動「健康な生活とかけがえない命」 学級活動（2） 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の育成
北本市立 西中学校	保健体育科（保健分野）「健康な生活と疾病の予防」 (ウ) 生活習慣病などの予防
県立杉戸 高等学校	保健体育科（科目保健）「現代社会と健康」 (ウ) 生活習慣病などの予防と回復

4 自転車ヘルメット着用推進校

委嘱校 県立浦和東高等学校、県立深谷商業高等学校、県立幸手桜高等学校

5 学校安全総合支援事業

モデル地域	拠点校
戸田市	戸田市立美笹中学校
鶴ヶ島市	鶴ヶ島市立藤小学校、鶴ヶ島市立藤中学校
吉川市	吉川市立吉川小学校、吉川市立北谷小学校、吉川市立南中学校

6 食育指導力向上授業研究協議会

教育委員会名	実施校	研究テーマ・研究内容
川口市 教育委員会	川口市立 里中学校	知・徳・体の調和のとれた生徒の育成 ～食と健康の深いつながりを理解し、望ましい食習慣を付けさせる食育指導～
桶川市 教育委員会	桶川市立 川田谷小学校	主体的・協働的に学び、誰でもできる楽しい食育 ～食の大切さを実感できる授業の工夫～
東松山市 教育委員会	東松山市立 高坂小学校	食育を通じた主体的に学び続ける児童の育成 ～学校・給食センター・地域が一体となった食生活の推進者の育成～
熊谷市 教育委員会	熊谷市立 妻沼小学校	学校・家庭・地域と連携した食育の推進 ～本物体験からの学びをとおして～
羽生市 教育委員会	羽生市立 新郷第二小学校	心身ともに健康で、進んで運動に取り組む児童の育成 ～運動の楽しさや喜び、食の大切さを味わわせる実践～

IV 全国・埼玉県表彰校一覧

表 彰 類 別				令和 6 年度	令和 5 年度
全 国 表 彰	全 日 本 学 校 歯 科 保 健	優 秀 校	文部科学大臣賞 日本学校歯科医会会長賞 日本歯科医師会会長賞	【文部科学大臣賞】 羽生市立新郷第一小学校 川口市立安行中学校	【文部科学大臣賞】 加須市立加須西中学校
		優良校等	奨励賞	上尾市立今泉小学校 上尾市立大谷中学校 さいたま市立美園南中学校	上尾市立東小学校 さいたま市立常盤小学校 宮代町立東小学校 宮代町立前原中学校
	学校保健優良学校		文部科学大臣賞	川口市立岸川中学校 春日部市立上沖小学校	*
	学校給食優良学校		文部科学大臣賞	*	*
	学校安全優良学校		文部科学大臣賞	川口市立並木小学校	川口市立慈林小学校
	全 国 健 康 づ く り 推 進 学 校 (日本学校保健会)	最 優 秀 校	春日部市立上沖小学校	川口市立岸川中学校	
		優 秀 校	*	幸手市立行幸小学校 川口市立並木小学校	
		優 良 校	川口市立十二月田小学校 幸手市立さくら小学校 川口市立八幡木中学校	川口市立上青木南小学校	
	全日本交通安全		優 良 学 校		
	県 表 彰	学 校 保 健	優 良 学 校	川口市立桜町小学校 川口市立差間小学校 さいたま市立大牧小学校 川口市立岸川中学校	春日部市立上沖小学校 川口市立前川小学校 川口市立戸塚南小学校 川口市立八幡木中学校
学 校 安 全		優 良 学 校	川口市立領家小学校 幸手市立吉田小学校 さいたま市立道祖土小学校 さいたま市立川通中学校	川口市立十二月田小学校 川口市立在家小学校 川口市立慈林小学校 川口市立新郷東小学校 川口市立鳩ヶ谷中学校	
学 校 給 食		優 良 学 校	川口市立辻小学校 川口市立鳩ヶ谷小学校 戸田市立戸田第二小学校 幸手市立西中学校	幸手市立さくら小学校 川口市立青木中央小学校 川口市立新郷小学校 川口市立安行小学校	
学 校 歯 科 保 健 コ ン ク ー ル	埼玉県歯科医師会会長賞			*	熊谷市立富士見中学校
	最 優 秀 校	小 規 模 校	羽生市立新郷第一小学校 加須市立加須平成中学校	羽生市立新郷第一小学校 加須市立加須平成中学校	
		中 規 模 校	宮代町立東小学校 上尾市立大谷中学校	宮代町立東小学校 上尾市立大谷中学校	
		大 規 模 校	上尾市立大谷小学校 川口市立安行中学校	上尾市立今泉小学校 川口市立安行中学校	
	優 秀 校	小 規 模 校	羽生市立手子林小学校 蓮田市立黒浜小学校 深谷市立明戸中学校 宮代町立須賀中学校	鴻巣市立小谷小学校 羽生市立三田ヶ谷小学校 幸手市立東中学校 宮代町立前原中学校	
		中 規 模 校	熊谷市立成田星宮小学校 羽生市立羽生北小学校 加須市立加須西中学校 羽生市立西中学校	川口市立桜町小学校 白岡市立篠津小学校 志木市立志木第二中学校 加須市立加須西中学校	
		大 規 模 校	川口市立青木中央小学校 川口市立差間小学校 熊谷市立富士見中学校 幸手市立西中学校	上尾市立大谷小学校 上尾市立東小学校 川口市立南中学校 幸手市立西中学校	
	特別支援学校優秀校			埼玉県立行田特別支援学校 埼玉県立秩父特別支援学校	さいたま市立ひまわり特別支援学校 埼玉県立秩父特別支援学校

第 4 章

令和6年度 学校健康教育実践状況調査結果

I 学校健康教育必携について

II 学校保健

III 学校安全

IV 食育・学校給食

令和6年度学校健康教育実践状況調査結果

- 対象期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日（予定を含む）
- 調査対象校数（さいたま市を除く）
- ・小学校 689校【義務教育学校前期課程 含】
 - ・中学校 355校【県立1校、市町村立354校（義務教育学校後期課程 含）】
 - ・高等学校（全日制）136校【県立134校、市立2校】
 - ・高等学校（定時制）26校【県立25校（定時制24校・通信制1校）、市立1校】
 - ・特別支援学校 55校【県立53校（分校15校 含）、市立2校】
- 調査結果 各校種別に調査対象校数中の割合を示したものである。

I 学校健康教育必携について

1 学校健康教育必携をどのような時に活用しましたか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 校内研修	317 46.0%	145 40.8%	38 27.9%	6 23.1%	23 41.8%
2 保健、安全、食に関する学習や指導（計画・実践）	658 95.5%	333 93.8%	116 85.3%	26 100.0%	44 80.0%
3 保護者会	39 5.7%	19 5.4%	1 0.7%	1 3.8%	1 1.8%
4 その他	91 13.2%	61 17.2%	21 15.4%	1 3.8%	17 30.9%

2 学校健康教育必携のどの部分を活用しましたか（一部分活用を含む）（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 (第1章) 学校健康教育を推進するために	420 61.0%	198 55.8%	61 44.9%	15 57.7%	29 52.7%
2 (第2章Ⅰ) 学校保健の充実	643 93.3%	333 93.8%	110 80.9%	23 88.5%	50 90.9%
3 (第2章Ⅱ) 学校安全の推進	328 47.6%	138 38.9%	78 57.4%	12 46.2%	28 50.9%
4 (第2章Ⅲ) 学校における食育の推進	335 48.6%	138 38.9%	17 12.5%	8 30.8%	22 40.0%
5 (第2章Ⅳ) 各種計画（例）	406 58.9%	191 53.8%	46 33.8%	6 23.1%	29 52.7%
6 (第3章) 年間の事業計画等	240 34.8%	129 36.3%	49 36.0%	12 46.2%	14 25.5%
7 (第4章) 学校健康教育実践状況調査結果	191 27.7%	116 32.7%	26 19.1%	4 15.4%	12 21.8%
8 (第5章) 資料編	181 26.3%	87 24.5%	35 25.7%	8 30.8%	20 36.4%

II 学校保健 ※学校保健計画（学校保健の全体計画・年間計画）は、学校保健安全法で、学校安全計画と別に策定を義務付け

1 学校保健計画（全体計画・年間計画）等について

（1）学校保健の全体計画を作成していますか（※学校保健安全法第5条で策定が義務付けされているもの）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

（2）学校保健の年間計画を作成していますか（※学校保健安全法第5条で策定が義務付けされているもの）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(3) 学校保健計画は、学校安全計画と分けて作成していますか (※学校保健安全法第27条で策定が義務付けられているもの)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(4) 薬物乱用防止教室は学校保健の年間計画に位置付けられていますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(5) 性に関する指導(エイズ教育を含む)の全体計画を作成していますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	528 76.6%	266 74.9%	90 66.2%	14 53.8%	38 69.1%
2 いいえ	161 23.4%	89 25.1%	46 33.8%	12 46.2%	17 30.9%

(6) 性に関する指導(エイズ教育を含む)の年間指導計画を作成していますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	517 75.0%	244 68.7%	88 64.7%	15 57.7%	39 70.9%
2 いいえ	172 25.0%	111 31.3%	48 35.3%	11 42.3%	16 29.1%

(7) 保健室経営計画を作成していますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	648 94.0%	342 96.3%	132 97.1%	22 84.6%	51 92.7%
2 いいえ	41 6.0%	13 3.7%	4 2.9%	4 15.4%	4 7.3%

2 学校保健委員会について

(1) 学校保健委員会は設置されていますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(2) (1)で「はい」の場合、学校保健委員会を年間に何回開催しましたか(オンライン等による開催も含む)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 1回	366 53.1%	232 65.4%	118 86.8%	24 92.3%	35 53.9%
2 2回	285 41.4%	105 29.6%	9 8.2%	1 3.8%	16 29.1%
3 3回	35 5.7%	16 4.5%	5 3.7%	1 3.8%	2 3.6%
4 4回以上	3 0.4%	2 0.5%	4 2.9%	0 0.0%	2 3.6%
5 0回	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(3) (2)で「0回」以外の場合、学校保健委員会ではどのような議題を取り上げましたか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 学校保健に関すること	675 98.0%	346 97.5%	126 92.6%	24 92.3%	48 87.3%
2 学校安全に関すること	124 18.0%	70 19.7%	38 27.9%	3 11.5%	5 9.1%
3 学校における食育に関すること	235 34.1%	90 25.4%	4 2.9%	4 15.4%	18 32.7%
4 その他	129 18.7%	66 18.6%	16 11.8%	0 0.0%	6 10.9%

3 地域学校保健委員会について

(1) 地域学校保健委員会は設置されていますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 は い	218 31.6%	112 31.5%	7 5.1%	0 0.0%	1 1.8%
2 いいえ	471 68.4%	243 68.5%	129 94.9%	26 100.0%	54 98.2%

(2) (1)で「いいえ」の場合、地域学校委員会は、児童生徒の健康教育を進める上で有効とされていますが、今後、設置する予定がありますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 予定がある	14 3.0%	7 2.9%	1 0.8%	0 0.0%	2 3.7%
2 検討する	347 73.7%	193 79.4%	74 57.4%	8 30.8%	29 53.7%
3 考えていない	104 21.9%	40 16.5%	53 41.1%	18 69.2%	22 40.7%
4 その他	6 1.3%	3 1.2%	1 0.8%	0 0.0%	1 1.9%

4 薬物乱用防止教室について

(1) 今年度、薬物乱用防止教室を開催しましたか（各学校の実情に応じた指導を行っていれば開催に含む）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 開催した	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
2 開催していない	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(2) 薬物乱用防止教室で依頼した講師の職種は、次のうちどれですか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 警察職員	395 57.3%	157 44.2%	44 32.4%	6 23.1%	9 16.4%
2 麻薬取締官	4 0.6%	4 1.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
3 学校薬剤師等薬剤師	193 28.0%	79 22.3%	16 11.8%	7 26.9%	6 10.9%
4 学校医等医師	7 1.0%	3 0.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
5 矯正施設職員	2 0.3%	14 3.9%	10 7.4%	2 7.7%	0 0.0%
6 保健所職員	13 1.9%	3 0.8%	2 1.5%	0 0.0%	1 1.8%
7 精神保健福祉センター職員	0 0.0%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
8 税関職員	1 0.1%	11 3.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
9 大学教員等	4 0.6%	5 1.4%	22 16.2%	7 26.9%	1 1.8%
10 薬物乱用防止指導員	51 7.4%	30 8.5%	5 3.7%	3 11.5%	1 1.8%
11 民間団体等構成員	23 3.3%	25 7.0%	10 7.4%	1 3.8%	5 9.1%
12 薬物乱用防止教室に造詣の深い指導的な教員（自校職員）	23 3.3%	17 4.8%	13 9.6%	0 0.0%	17 30.9%
13 薬物乱用防止教室に造詣の深い指導的な教員（他校職員）	2 0.3%	6 1.7%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%
14 その他	14 2.0%	25 7.0%	24 17.6%	4 15.4%	18 32.7%

(3) 薬物乱用防止教室を実施する時間の教育課程上の扱いは、次のうちどれですか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 体育・保健体育	417 60.5%	37 10.4%	8 5.9%	0 0.0%	24 43.6%
2 特別活動（学級・ホームルーム活動）	242 35.1%	105 29.6%	18 13.2%	6 23.1%	16 29.1%
3 特別活動（学校行事）	77 11.2%	167 47.0%	104 76.5%	17 65.4%	6 10.9%
4 特別活動（児童・生徒会活動）	0 0.0%	6 1.7%	2 1.5%	0 0.0%	1 1.8%
5 総合的な学習（探究）の時間	11 1.6%	69 19.4%	9 6.6%	3 11.5%	3 5.5%
6 その他	6 0.9%	6 1.7%	4 2.9%	2 7.7%	10 18.2%

(4) 薬物乱用防止教室の開催に当たって、保護者や地域住民に周知しましたか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(5) 薬物乱用防止教室で、大麻・危険ドラッグの内容がありましたか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(6) 薬物乱用防止教室を開催しなかった理由は、次のうちどれですか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 適当な講師がいなかった	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
2 講師謝金等の経費が確保できなかった	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
3 指導時間が確保できなかった	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
4 体育科・保健体育課で指導しているため、必要ではないと考えた	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
5 その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

5 性に関する指導について

(1) 性に関する指導を行っていますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 は い	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(2) (1)で「はい」の場合、性に関する指導を実施した時間の教育課程上の扱いは、次のうちどれですか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 体育・保健体育	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
2 道徳	145 21.0%	67 18.9%	1 0.7%	1 3.8%	5 9.1%
3 特別活動（学級活動・ホームルーム活動）	477 69.2%	181 51.0%	15 11.0%	3 11.5%	17 30.9%
4 特別活動（学校行事）	66 9.6%	52 14.6%	41 30.1%	11 42.3%	5 9.1%
5 総合的な学習（探究）の時間	25 3.6%	100 28.2%	10 7.4%	2 7.7%	7 12.7%
6 その他	81 11.8%	20 5.6%	12 8.8%	0 0.0%	23 41.8%

(3) (1)で「はい」の場合、指導した内容は、次のうちどれですか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 体の変化（思春期）	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
2 男女の人間関係	532 77.2%	317 89.3%	119 87.5%	22 84.6%	51 92.7%
3 異性に対する理解	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
4 生命尊重	587 85.2%	312 87.9%	112 82.4%	22 84.6%	43 78.2%
5 男女の役割	317 46.0%	231 65.1%	87 64.0%	18 69.2%	26 47.3%
6 性情報	245 35.6%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	31 56.4%
7 性被害	252 36.6%	286 80.6%	107 78.7%	20 76.9%	29 52.7%
8 性感染症	86 12.5%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	28 50.9%
9 エイズ・HIV感染	235 34.1%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	22 40.0%
10 女性特有のがん（子宮頸がん、乳がん）	35 5.1%	170 47.9%	82 60.3%	18 69.2%	10 18.2%
11 家族計画の意義	13 1.9%	88 24.8%	136 100.0%	26 100.0%	15 27.3%
12 保健・医療制度、医療機関	579 84.0%	325 91.5%	136 100.0%	26 100.0%	20 36.4%
13 不妊	2 0.3%	77 21.7%	136 100.0%	26 100.0%	14 25.5%
14 その他	47 6.8%	48 13.5%	12 8.8%	2 7.7%	11 20.0%

(4) (1)で「はい」の場合、性に関する指導に外部の指導者の協力を得ていますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	196 28.4%	285 80.3%	69 50.7%	17 65.4%	15 27.3%
2 いいえ	493 71.6%	70 19.7%	67 49.3%	9 34.6%	40 72.7%

(5) (1)で「はい」の場合、性に関する指導に「生命（いのち）の安全教育」を関連付けて指導しましたか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	609 88.4%	331 93.2%	117 86.0%	26 100.0%	47 85.5%
2 いいえ	80 11.6%	24 6.8%	19 14.0%	0 0.0%	8 14.5%

(6) (1)で「はい」の場合、家庭の理解・協力を得ながら進めましたか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(7) (6)で「はい」の場合、どのような方法で理解や協力を得ましたか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 学校だより、学年だより、 学級だより	516 74.9%	245 69.0%	41 30.1%	6 23.1%	27 49.1%
2 保健だより	405 58.8%	262 73.8%	76 55.9%	13 50.0%	13 23.6%
3 講演会・研修会	43 6.2%	82 23.1%	16 11.8%	5 19.2%	5 9.1%
4 授業参観・保護者公開	136 19.7%	81 22.8%	12 8.8%	3 11.5%	8 14.5%
5 PTA活動	33 4.8%	29 8.2%	13 9.6%	1 3.8%	1 1.8%
6 保護者へのアンケート	26 3.8%	21 5.9%	9 6.6%	0 0.0%	12 21.8%
7 その他	60 8.7%	28 7.9%	25 18.4%	5 19.2%	27 49.1%

(8) 性に関する指導の実施に当たって、学校全体で共通理解を図っていますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 は い	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(9) 発達の段階を踏まえた性に関する指導を進めるために、指導内容や教材などについて学年会・校内委員会等で検討していますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 は い	649 94.2%	325 91.5%	81 59.6%	20 76.9%	51 92.7%
2 いいえ	40 5.8%	30 8.5%	55 40.4%	6 23.1%	4 7.3%

(10) 県教育委員会で作成した資料「知識を活用した保健学習－性に関する指導編－（平成23年）」
及び「知識を活用した保健学習－感染症編－（平成24年）」を授業や研修会で活用しましたか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 は い	535 77.6%	276 77.7%	68 50.0%	15 57.7%	25 45.5%
2 いいえ	154 22.4%	79 22.3%	68 50.0%	11 42.3%	30 54.5%

(11) 県教育委員会で作成した資料「なるほど！保健の授業づくり－令和4年度発行－」を授業や研修会で活用しましたか。

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 は い	569 82.6%	280 78.9%	67 49.3%	16 61.5%	26 47.3%
2 いいえ	120 17.4%	75 21.1%	69 50.7%	10 38.5%	29 52.7%

(12) 性に関する指導に関連して保護者等から苦情や問い合わせがありましたか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 は い	15 2.2%	9 2.5%	4 2.9%	2 7.7%	5 9.1%
2 いいえ	674 97.8%	346 97.5%	132 97.1%	24 92.3%	50 90.9%

6 がん教育について

(1) がん教育を実施した時間の教育課程上の扱いは、次のうちのどれですか（複数可）

中学校及び高等学校については、学習指導要領において、保健体育科に「がんについても取り扱う」ことが明記されていることから、保健体育科以外でがん教育を実施した時間がある場合の教育課程上の取扱い

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 実施していない	173 25.1%	*	*	*	8 14.5%
2 体育科	509 73.9%	*	*	*	4 7.3%
3 道徳	13 1.9%	24 6.8%	1 0.7%	1 3.8%	2 3.6%
4 総合的な学習（探究）の時間	10 1.5%	27 7.6%	1 0.7%	2 7.7%	2 3.6%
5 特別活動	33 4.8%	37 10.4%	8 5.9%	0 0.0%	4 7.3%
6 その他	9 1.3%	13 3.7%	9 6.6%	0 0.0%	8 14.5%
7 保健体育科以外では実施せず	*	263 74.1%	118 33.2%	24 6.8%	33 60.0%

(2) (1)及び保健体育科で実施した「がん教育」において、外部講師を活用しましたか。（予定も含む）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 活用した	65 9.4%	50 14.1%	9 6.6%	0 0.0%	5 9.1%
2 活用していない	624 90.6%	305 85.9%	127 93.4%	26 100.0%	50 90.9%

(3) (2)で「活用した（予定を含む）」の場合、依頼した外部講師は「埼玉県がん教育外部講師リスト」に掲載されている方ですか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 活用した	44 6.4%	33 9.3%	6 4.4%	0 0.0%	1 1.8%
2 活用していない	21 3.0%	17 4.8%	3 2.2%	0 0.0%	4 7.3%

(4) (2)で「活用した(予定を含む)」の場合、がん教育で依頼した外部講師の職種は、次のうちどれですか(複数可)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 がん専門医	26 40.0%	11 22.0%	2 22.2%	0 0.0%	0 0.0%
2 学校医	2 3.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
3 その他の医師	6 9.2%	5 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
4 学校薬剤師等薬剤師	6 9.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
5 保健師	3 4.6%	0 0.0%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%
6 看護師	4 6.2%	2 4.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
7 がん経験者	12 18.5%	26 52.0%	2 22.2%	0 0.0%	1 20.0%
8 がん罹患者の家族等	8 12.3%	16 32.0%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%
9 がん関連団体等職員	11 16.9%	25 50.0%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%
10 保健所職員	1 1.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
11 大学教員等	3 4.6%	2 4.0%	2 22.2%	0 0.0%	0 0.0%
12 その他	0 0.0%	3 6.0%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%

(5) (2)で「実施していない」の場合、外部講師を活用しなかった理由は何ですか(複数可)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 適当な講師がいなかった	111 17.8%	25 8.2%	5 3.9%	1 3.8%	5 10.0%
2 講師謝金等の経費が確保できなかった	66 10.6%	36 11.8%	14 11.0%	1 3.8%	4 8.0%
3 指導時間が確保できなかった	132 21.2%	72 23.6%	35 27.6%	3 11.5%	8 16.0%
4 医療従事者やがん患者・経験者等が参画・出演して作成された資料や動画等を活用したため	15 2.4%	12 3.9%	8 6.3%	1 3.8%	2 4.0%
5 教師が指導したため	367 58.8%	255 83.6%	110 86.6%	23 88.5%	30 60.0%
6 その他	74 11.9%	3 1.0%	4 3.1%	1 3.8%	12 24.0%

7 定期健康診断の実施について

(1) 定期健康診断結果から把握した課題の解決に向けて、どのような取組をしましたか(複数可)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 学校保健委員会等で議題に取り上げた	495 71.8%	244 68.7%	28 20.6%	2 7.7%	28 50.9%
2 保健部会(校内組織)や職員会議等で報告した	452 65.6%	232 65.4%	80 58.8%	12 46.2%	31 56.4%
3 保健だよりや学年だより等で家庭にお知らせした	661 95.9%	331 93.2%	97 71.3%	20 76.9%	43 78.2%
4 健康相談や個別の保健指導を行った	495 71.8%	301 84.8%	122 89.7%	25 96.2%	47 85.5%
5 健康教育を行った	318 46.2%	143 40.3%	28 20.6%	5 19.2%	25 45.5%
6 その他	19 2.8%	10 2.8%	3 2.2%	0 0.0%	5 9.1%

(2) 定期健康診断の結果、異常が認められた児童生徒に対して、医療機関受診の通知をした後、その結果を確認していますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(3) 定期健康診断の結果、心身に疾病または異常が認められない児童生徒に対しても何らかの方法でその結果を通知しましたか。

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

8 健康相談等について

(1) 児童生徒の心身の健康に関して、健康相談・個別の保健指導を実施していますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(2) 健康相談・個別の保健指導を実施するための校内の体制が整備されていますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(3) 児童生徒の心身の健康課題のため、地域の関係機関と連携を図りましたか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	650 94.3%	337 94.9%	133 97.8%	26 100.0%	55 100.0%
2 いいえ	39 5.7%	18 5.1%	3 2.2%	0 0.0%	0 0.0%

(4) 健康相談で行う色覚検査について、学校で相談や検査ができることを保護者に周知しましたか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(5) 教職員に色覚検査に関する啓発を行いましたか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(6) 教員による始業時の健康観察を実施していますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(7) 保健室登校の児童生徒の事例が令和6年4月1日から令和6年10月31日までの間にありましたか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	322 46.7%	87 24.5%	26 19.1%	1 3.8%	6 10.9%
2 いいえ	367 53.3%	268 75.5%	110 80.9%	25 96.2%	49 89.1%

9 養護教諭による「保健の授業」について

(1) 体育・保健体育や学級活動等で教員と養護教諭がチームを組んで保健の授業を実施しましたか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	539 78.2%	138 38.9%	8 5.9%	2 7.7%	29 52.7%
2 いいえ	150 21.8%	217 61.1%	128 94.1%	24 92.3%	26 47.3%

(2) 養護教諭が兼任発令（教育職員免許法附則第14項）を受けて、単独で保健の授業を担当しましたか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
2 いいえ	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%

10 学校医等との連携について（学校保健安全法（以下、「法」という）関連）

(1) 学校医等と連携している項目は何ですか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 学校保健計画及び学校安全計画の立案	311 45.1%	155 43.7%	83 61.0%	12 46.2%	24 43.6%
2 学校の環境衛生の維持及び改善	335 48.6%	132 37.2%	74 54.4%	10 38.5%	24 43.6%
3 健康相談（法第8条関係）	452 65.6%	212 59.7%	117 86.0%	19 73.1%	44 80.0%
4 保健指導（法第9条関係）	329 47.8%	146 41.1%	87 64.0%	10 38.5%	27 49.1%
5 健康診断（法第13条関係）及び事後措置	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
6 疾病の予防処置（法第14条関係）	455 66.0%	213 60.0%	88 64.7%	13 50.0%	32 58.2%
7 感染症の予防に関し必要な指導助言、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置	649 94.2%	330 93.0%	126 92.6%	22 84.6%	45 81.8%
8 校長の求めによる、救急処置（緊急健康被害の相談等）	174 25.3%	69 19.4%	34 25.0%	4 15.4%	15 27.3%
9 就学時健康診断（法第11条又は法第5条第1項関係）	677 98.3%	12 3.4%	*	*	*
10 各種委員会、協議会への参加	306 44.4%	162 45.6%	60 44.1%	9 34.6%	19 34.5%
11 各種講習会等の講師	98 14.2%	33 9.3%	9 6.6%	0 0.0%	7 12.7%
12 その他	15 2.2%	9 2.5%	4 2.9%	1 3.8%	5 9.1%
13 学校医と連携していない	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(2) 学校歯科医と連携している項目は何ですか (複数可)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 学校保健計画及び学校安全計画の立案	307 44.6%	151 42.5%	81 59.6%	12 46.2%	22 40.0%
2 健康相談 (法第8条関係)	356 51.7%	174 49.0%	69 50.7%	11 42.3%	26 47.3%
3 保健指導 (法第9条関係)	441 64.0%	213 60.0%	88 64.7%	8 30.8%	34 61.8%
4 健康診断 (法第13条関係)のうち歯の検査	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
5 疾病の予防処置 (法第14条関係)	400 58.1%	178 50.1%	70 51.5%	13 50.0%	28 50.9%
6 就学時健康診断 (法第11条又は法第5条第1項関係)	677 98.3%	15 4.2%	*	*	*
7 各種委員会、協議会への参加	315 45.7%	175 49.3%	23 16.9%	7 26.9%	16 29.1%
8 各種講習会等の講師	160 23.2%	68 19.2%	8 5.9%	2 7.7%	8 14.5%
9 その他	20 2.9%	12 3.4%	6 4.4%	0 0.0%	4 7.3%
10 学校歯科医と連携していない	0 0.0%	0 0.0%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%

(3) 学校薬剤師と連携している項目は何ですか (複数可)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 学校保健計画及び学校安全計画の立案	303 44.0%	159 44.8%	86 63.2%	11 42.3%	25 45.5%
2 環境衛生検査 (法施行規則第1条関係)	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
3 学校の環境衛生の維持及び改善に関する必要な指導及び助言	658 95.5%	329 92.7%	128 94.1%	24 92.3%	52 94.5%
4 健康相談 (法第8条関係)	197 28.6%	79 22.3%	39 28.7%	5 19.2%	17 30.9%
5 保健指導 (法第9条関係)	248 36.0%	97 27.3%	47 34.6%	8 30.8%	12 21.8%
6 医薬品等の管理に必要な指導及び助言、試験、検査、鑑定	498 72.3%	214 60.3%	89 65.4%	19 73.1%	35 63.6%
7 各種委員会、協議会の開催	261 37.9%	145 40.8%	21 15.4%	6 23.1%	16 29.1%
8 各種講習会・研修会の開催	155 22.5%	81 22.8%	20 14.7%	2 7.7%	5 9.1%
9 その他	30 4.4%	15 4.2%	9 6.6%	1 3.8%	6 10.9%
10 学校薬剤師と連携していない	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

※6 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定

1 1 眼の健康に関すること

(1) 令和6年7月に、文部科学省による「児童生徒の近視実態調査」の結果を踏まえ、視力低下のための対策に取り組んでいますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 すでに取り組んでいる	513 74.5%	225 63.4%	41 30.1%	8 30.8%	30 54.5%
2 来年度以降、取り組む予定である	176 25.5%	109 30.7%	63 46.3%	12 46.2%	23 41.8%
3 取り組む予定はない	0 0.0%	21 5.9%	32 23.5%	6 23.1%	2 3.6%

(2) (1)で「すでに取り組んでいる」あるいは「来年度以降、取り組む予定である」の場合、どのような対策に取り組んでいますか。あるいは取り組む予定ですか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 ICT端末の適切な使用方法に関すること	588 85.3%	302 90.4%	88 84.6%	18 90.0%	41 77.4%
2 屋外での活動に関すること	310 45.0%	84 25.1%	10 9.6%	6 30.0%	18 34.0%
3 ICT機器を使用する際に適した環境づくりに関すること	384 55.7%	198 59.3%	49 47.1%	9 45.0%	26 49.1%
4 家庭でのルール作りに関すること	452 65.6%	180 53.9%	21 20.2%	4 20.0%	16 30.2%
5 その他	46 6.7%	22 6.6%	6 5.8%	2 10.0%	5 9.4%

(3) (1)で「すでに取り組んでいる」あるいは「来年度以降、取り組む予定である」の場合、家庭への啓発は、どのように取り組んでいますか。あるいは取り組む予定ですか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 文部科学省による啓発資料の配布等による情報提供	347 50.4%	163 48.8%	60 57.7%	9 45.0%	16 30.2%
2 学校作成資料の配布等による情報提供	476 69.1%	233 69.8%	57 54.8%	12 60.0%	30 56.6%
3 保護者面談・保護者会での情報提供	194 28.2%	85 25.4%	14 13.5%	4 20.0%	13 24.5%
4 ICT端末利用開始時等における情報提供	192 27.9%	77 23.1%	29 27.9%	3 15.0%	11 20.8%
5 学校保健委員会における情報提供や研究協議等	337 48.9%	172 51.5%	9 8.7%	1 5.0%	12 22.6%
6 その他	44 6.4%	21 6.3%	6 5.8%	2 10.0%	7 13.2%

1 2 学校環境衛生活動について

(1) 学校環境衛生活動は学校保健の年間計画に位置付けられていますか。

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(2) 学校環境衛生活動のため（検査の実施及び検査場所の指示、検査結果の確認を含む）学校薬剤師は何回来校していますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 1回	67 9.7%	41 11.5%	25 18.4%	0 3.9%	9 16.4%
2 2回	100 14.5%	53 14.9%	41 28.2%	6 23.1%	4 11.6%
3 3回	165 23.9%	82 23.1%	33 24.3%	10 38.5%	19 34.5%
4 4回以上	357 51.8%	179 50.4%	37 27.2%	10 38.5%	23 41.8%
5 0回	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(3) 学校環境衛生基準に基づく検査結果について、基準に合致しなかった項目がありましたか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 あ り	121 17.6%	72 20.3%	19 14.0%	3 11.5%	13 23.6%
2 な し	568 82.4%	283 79.7%	117 86.0%	23 88.5%	42 76.4%

(4) (3)で「あり」の場合、その項目は何ですか(複数可)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 換気及び保温等	34 28.1%	21 29.2%	10 52.6%	1 33.3%	1 7.7%
2 採光及び照明	48 39.7%	26 36.1%	3 15.8%	1 33.3%	5 38.5%
3 騒音	5 4.1%	1 1.4%	2 10.5%	0 0.0%	0 0.0%
4 飲料水・雑用水等の水質・施設設備	19 15.7%	13 18.1%	4 21.1%	0 0.0%	1 7.7%
5 学校の清潔	6 5.0%	2 2.8%	1 5.3%	0 0.0%	0 0.0%
6 ネズミ、衛生害虫等	10 8.3%	4 5.6%	2 10.5%	1 33.3%	5 38.5%
7 教室等の備品の管理	1 0.8%	1 1.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.7%
8 水泳プールの水質・施設設備の衛生状態	34 28.1%	24 33.3%	3 15.8%	0 0.0%	2 15.4%

1.3 飲料水の管理について

(1) 休業中を含む、毎日(教職員・児童生徒が活動しない日を除く)受水槽(高架水槽を含む)を通過した給水栓水の残留塩素を測定しましたか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 は い	684 99.3%	351 98.9%	136 100.0%	26 100.0%	53 96.4%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
3 受水槽がない	5 0.7%	4 1.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.6%

(2) (1)で「はい」の場合、その記録はしていますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 は い	684 100.0%	351 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	53 100.0%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(3) 校内にある冷水器の水の水質検査(残留塩素、外観、臭気、味等)を実施していますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 実施している	161 23.4%	133 37.5%	33 24.3%	8 30.8%	4 7.3%
2 実施していない	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
3 冷水器がない	528 76.6%	222 62.5%	103 75.7%	18 69.2%	51 92.7%

(4) (3)で「実施している」の場合、その記録はしていますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 は い	161 100.0%	133 100.0%	33 100.0%	8 100.0%	4 100.0%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

Ⅲ 学校安全

1 学校安全計画について（全体計画・年間計画）について ※学校保健安全法第27条で策定が義務付けされているもの

（１）学校安全計画には、どの内容が記載されていますか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 安全教育（通学を含めた安全に関する指導等）	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
2 安全管理（学校施設・設備の安全点検等）	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
3 組織活動（教職員の研修や地域との連携等）	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%

（２）学校安全計画の見直し時期はいつですか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 行事終了毎	129 18.7%	31 8.7%	9 6.6%	3 11.5%	5 9.1%
2 学期終了時	37 5.4%	19 5.4%	11 8.1%	1 3.8%	0 0.0%
3 年度末	523 75.9%	305 85.9%	116 88.2%	22 84.6%	50 90.9%

（３）学校安全計画の見直しや改善のための工夫はありますか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 改善点等を記載できる記入欄がある	270 39.2%	137 38.6%	53 39.0%	9 34.6%	11 20.0%
2 改善点等を記入した月日を記載する記入欄がある	132 19.2%	80 22.5%	39 28.7%	4 15.4%	4 7.3%
3 改善点等があれば所定の用紙に記入し、管理職に報告することになっている	426 61.8%	238 67.0%	71 52.2%	11 42.3%	14 25.5%
4 その他	128 18.6%	50 14.1%	32 23.5%	6 23.1%	26 47.3%
5 工夫していない	40 5.8%	25 7.0%	18 13.2%	1 3.8%	9 16.4%

2 危機管理マニュアルについて ※学校保健安全法第29条で作成が義務付けされているもの

（１）災害安全（防災）に関して、どの対応内容が記載されていますか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 地震	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
2 突風・竜巻・雹	593 86.1%	282 79.4%	135 99.3%	26 100.0%	55 100.0%
3 大雪	313 45.4%	165 46.5%	59 43.4%	14 53.8%	9 16.4%
4 大雨・豪雨・雷	608 88.2%	312 87.9%	135 99.3%	25 96.2%	55 100.0%
5 火災	646 93.8%	329 92.7%	101 74.3%	21 80.8%	47 85.5%
6 土砂災害	263 38.2%	150 42.3%	67 49.3%	17 65.4%	17 30.9%
7 弾道ミサイル	482 70.0%	221 62.3%	135 99.3%	25 96.2%	55 100.0%
8 新たな危機事象への対応（インターネット上の犯罪等）	240 34.8%	140 39.4%	38 27.9%	10 38.5%	14 25.5%

(2) 生活安全に関して、どの対応内容が記載されていますか(複数可)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 地域での不審者情報	568 82.4%	296 83.4%	92 67.6%	16 61.5%	26 47.3%
2 学校への犯罪予告	249 36.1%	124 34.9%	44 32.4%	9 34.6%	5 9.1%
3 傷病の発生(授業中、体育活動時、休み時間の事故等)	604 87.7%	319 89.9%	109 80.1%	19 73.1%	40 72.7%
4 急病等による心肺蘇生	511 74.2%	263 74.1%	85 62.5%	17 65.4%	37 67.3%
5 学校給食時の食中毒、異物混入等	452 65.6%	210 59.2%	16 11.8%	8 30.8%	28 50.9%
6 学校給食や教材によるアレルギー、アナフィラキシー	559 81.1%	281 79.2%	40 29.4%	16 61.5%	36 65.5%

(3) 不審者侵入への対応について記載されていますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(4) 熱中症への対応について記載されていますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	689 100.0%	355 100.0%	135 99.3%	26 100.0%	55 100.0%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%

(5) 交通事故への対応について、記載されていますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	609 88.4%	317 89.3%	72 52.9%	14 53.8%	27 49.1%
2 いいえ	80 11.6%	38 10.7%	64 47.1%	12 46.2%	28 50.9%

(6) 危機管理マニュアルの見直し時期はいつですか(複数可)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 行事(訓練時)終了毎	159 23.1%	57 16.1%	8 5.9%	1 3.8%	6 10.9%
2 学期終了毎	36 5.2%	19 5.4%	4 2.9%	1 3.8%	0 0.0%
3 年度末	609 88.4%	331 93.2%	129 94.9%	24 92.3%	54 98.2%

3 交通安全について

(1) 学交通安全の内容について、どのような指導を行っていますか(複数可)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 映像資料を用いた講習	434 63.0%	170 47.9%	79 58.1%	16 61.5%	20 36.4%
2 学校職員による講話	517 75.0%	280 78.9%	91 66.9%	16 61.5%	28 50.9%
3 外部講師による講話	662 96.1%	202 56.9%	66 48.5%	15 57.7%	25 45.5%
4 話し合い(学活・HRなど)	264 38.3%	78 22.0%	20 14.7%	1 3.8%	11 20.0%
5 その他	70 10.2%	29 8.2%	28 20.6%	3 11.5%	12 21.8%

(2) 児童生徒に対して自転車に乗車する際にヘルメットの効果や必要性についてどのような場面で指導していますか(複数可)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 学活・HRや集会等での教員による講話	567 82.3%	335 94.4%	122 89.7%	18 69.2%	35 63.6%
2 学校行事等での外部講師による講話	576 83.6%	147 41.4%	49 36.0%	13 50.0%	16 29.1%
3 その他	62 9.0%	45 12.7%	22 16.2%	6 23.1%	16 29.1%

(3) 保護者に、自転車事故に係る保険の加入について情報提供をしていますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	47 85.5%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 14.5%

(4) 自転車通学を許可していますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	0 0.0%	231 65.1%	136 100.0%	26 100.0%	42 76.4%
2 いいえ	689 100.0%	124 34.9%	0 0.0%	0 0.0%	13 23.6%

(5) (4)で「はい」の場合、全校児童生徒は何人ですか(5月1日現在)

(6) その中で、自転車通学を許可している児童生徒は何人ですか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
(5) 全校の児童生徒数	*	83,414	98,674	5,836	7,092
(6) 自転車通学を許可している児童生徒数	* 0.0%	31,825 38.2%	52,621 53.3%	4,217 72.3%	613 8.6%

(7) (4)で「はい」の場合、ヘルメットの着用を義務付けていますか。

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	0 0.0%	231 100.0%	5 3.7%	3 11.5%	20 47.6%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	131 96.3%	23 88.5%	22 52.4%

(8) 行政や学校が契約しているスクールバス等を登下校で利用していますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	38 5.5%	9 2.5%	2 1.5%	0 0.0%	36 65.5%
2 いいえ	651 94.5%	346 97.5%	134 98.5%	26 100.0%	19 34.5%

(9) 〈小・中学校のみ回答〉登下校に公共交通機関を利用していますか(複数可)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 利用していない	635 92.2%	319 46.3%	*	*	*
2 路線バスを利用	48 7.0%	29 4.2%	*	*	*
3 鉄道を利用	7 1.0%	8 1.2%	*	*	*

(10) 〈小学校のみ回答〉登校の方法として当てはまるものは何ですか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 個別に登校している	23 3.3%	*	*	*	*
2 登校班で登校している	660 95.8%	*	*	*	*
3 スクールバス等で登校している	18 2.6%	*	*	*	*

(11) 〈小学校のみ回答〉下校の方法として当てはまるものは何ですか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 個別に下校している	416 60.4%	*	*	*	*
2 登校班と同じグループで下校している	137 19.9%	*	*	*	*
3 下校用のグループで下校している	136 19.7%	*	*	*	*
4 スクールバス等で下校している	10 1.5%	*	*	*	*

(12) 〈小・中学校のみ回答〉徒歩通学者にヘルメットの着用を義務付けていますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	80 11.6%	3 0.8%	*	*	*
2 いいえ	609 88.4%	352 99.2%	*	*	*

(13) 〈小・中学校のみ回答〉通学路を指定していますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	689 100.0%	353 99.4%	*	*	*
2 いいえ	0 0.0%	2 0.6%	*	*	*

(14) (13)で「はい」の場合、通学路の安全点検をどのくらいの割合で実施していますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 毎年	662 96.1%	279 79.0%	*	*	*
2 2年に1回	3 0.4%	7 0.9%	*	*	*
3 埼玉県通学路安全総点検に合わせて行う	24 3.5%	67 19.0%	*	*	*

(15) (13)で「はい」の場合、通学路安全点検の結果を保護者等に公表していますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	325 47.2%	142 40.2%	*	*	*
2 いいえ	364 52.8%	211 59.8%	*	*	*

(16) 教職員や保護者等が登下校時における児童生徒の見守り活動（登下校指導）を実施していますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	52 94.5%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 5.5%

(17) (16)で「はい」の場合、実施している人は誰ですか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 教職員	640 92.9%	337 94.9%	135 99.3%	26 100.0%	51 98.1%
2 P T A	596 86.5%	195 54.9%	56 41.2%	1 3.8%	1 1.9%
3 スクールガード・リーダー	639 92.7%	35 9.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
4 学校安全ボランティア（スクールガード、見守り隊など）	627 91.0%	74 20.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
5 交通指導員	573 83.2%	73 20.6%	5 3.7%	0 0.0%	1 1.9%
6 地域ボランティア組織等	332 48.2%	44 12.4%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%

4 災害安全（防災）について

(1) 授業や訓練等でのどのような内容を取り扱っていますか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 地震	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
2 突風・竜巻・雹	370 53.7%	143 40.3%	21 15.4%	4 15.4%	13 23.6%
3 大雪	120 17.4%	62 17.5%	12 8.8%	1 3.8%	4 7.3%
4 大雨・豪雨・雷	404 58.6%	182 51.3%	37 27.2%	6 23.1%	21 38.2%
5 土砂災害	184 26.7%	94 26.5%	18 13.2%	4 15.4%	6 10.9%
6 火災	649 94.2%	314 88.5%	118 86.8%	25 96.2%	53 96.4%
7 弾道ミサイル	265 38.5%	91 25.6%	19 14.0%	3 11.5%	12 21.8%
8 新たな危機事象への対応（インターネット上の犯罪等）	261 37.9%	140 39.4%	21 15.4%	6 23.1%	10 18.2%

(2) (1)の内容を、どのような方法で実施していますか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 避難訓練	689 100.0%	354 99.7%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
2 救助訓練	46 6.7%	25 7.0%	25 18.4%	3 11.5%	6 10.9%
3 消火訓練	247 35.8%	106 29.9%	92 67.6%	10 38.5%	34 61.8%
4 救助袋の降下訓練	39 5.7%	10 2.8%	42 30.9%	0 0.0%	5 9.1%
5 講話・講演等	445 64.6%	236 66.5%	90 66.2%	16 61.5%	28 50.9%
6 防災マップづくり	161 23.4%	58 16.3%	5 3.7%	0 0.0%	4 7.3%
7 引き渡し訓練	653 94.8%	105 29.6%	3 2.2%	0 0.0%	28 50.9%
8 図上訓練	26 3.8%	18 5.1%	4 2.9%	1 3.8%	2 3.6%
9 水防訓練（マイ・タイムライン等の活用）	31 4.5%	14 3.9%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.6%
10 その他	49 7.1%	26 7.3%	12 8.8%	3 11.5%	6 10.9%

(3) 避難訓練はどの内容について実施していますか(複数可)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 地震	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
2 火災	675 98.0%	341 96.1%	132 97.1%	24 92.3%	55 100.0%
3 竜巻・雹	204 29.6%	55 15.5%	3 2.2%	0 0.0%	2 3.6%
4 水害	115 16.7%	40 11.3%	6 4.4%	1 3.8%	8 14.5%
5 弾道ミサイル	131 19.0%	30 8.5%	7 5.1%	0 0.0%	4 7.3%

(4) 「緊急地震速報の報知音を利用した避難訓練」を何回実施していますか(シェイクアウト訓練を含む)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 1回	131 19.0%	105 29.6%	73 53.7%	16 61.5%	18 32.7%
2 2回	155 22.5%	104 29.3%	47 34.6%	9 34.6%	14 25.5%
3 3回以上	403 58.5%	146 41.1%	16 11.8%	1 3.8%	23 41.8%

(5) 避難訓練は、どの関係機関等と連携して実施していますか(複数可)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 学校間	267 38.8%	132 37.2%	12 8.8%	3 11.5%	20 36.4%
2 保護者	559 81.1%	96 27.0%	3 2.2%	0 0.0%	23 41.8%
3 地域	171 24.8%	66 18.6%	11 8.1%	2 7.7%	4 7.3%
1 関係機関等	404 58.6%	171 48.2%	120 88.2%	18 69.2%	36 65.5%
2 していない	35 5.1%	81 22.8%	12 8.8%	7 26.9%	3 5.5%

(6) 防災教育(授業や講演会、訓練等)を進める上で、関係機関に協力を得ていますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	564 81.9%	248 69.9%	127 93.4%	21 80.8%	54 98.2%
2 いいえ	125 18.1%	107 30.1%	9 6.6%	5 19.2%	1 1.8%

(7) (6)ではいい場合、どのような機関に協力を得ていますか(複数可)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 消防署	492 87.2%	207 83.5%	126 99.2%	21 100.0%	53 98.1%
2 防災・災害担当部局(県や市町村)	160 28.4%	56 22.6%	6 4.7%	2 9.5%	6 11.1%
3 日本赤十字社	16 2.8%	10 4.0%	4 3.1%	0 0.0%	2 3.7%
4 自衛隊地方協力本部	2 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
5 气象台	2 0.4%	1 0.4%	1 0.8%	0 0.0%	1 1.9%
6 大学	7 1.2%	5 2.0%	3 2.4%	0 0.0%	1 1.9%
7 NPO法人	4 0.7%	1 0.4%	1 0.8%	0 0.0%	2 3.7%
8 その他	78 13.8%	34 13.7%	6 4.7%	1 4.8%	7 13.0%

(8) 防災教育(授業や講演会、訓練等)を進める上で、教材としてどのようなものを使用しましたか(複数可)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 「埼玉イツモ防災 小学生向け教材」(平成30年度埼玉県危機管理防災部作成)	237 34.4%	34 9.6%	7 5.1%	1 3.8%	12 21.8%
2 安全教育指導資料(平成22年4月埼玉県教育委員会作成)	432 62.7%	228 64.2%	49 36.0%	11 42.3%	14 25.5%
3 DVD子ども/生徒を事件・事故・災害から守るためにできることは(文部科学省作成)	106 15.4%	35 9.9%	8 5.9%	2 7.7%	3 5.5%
4 CD/DVD「災害から命を守るために」(文部科学省作成)	79 11.5%	40 11.3%	12 8.8%	4 15.4%	0 0.0%
5 「まもるいのちひろめるぼうさい」(平成27年日本赤十字社作成)	64 9.3%	30 8.5%	9 6.6%	0 0.0%	5 9.1%
6 気象庁・消防庁・熊谷地方气象台等ウェブサイト	290 42.1%	163 45.9%	70 51.5%	15 57.7%	31 56.4%

(9) 緊急地震速報受信端末機は設置されていますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 高度利用型を設置している	50 7.3%	28 7.9%	2 1.5%	1 3.8%	0 0.0%
2 一般利用型を設置している	185 26.9%	102 28.7%	30 22.1%	3 11.5%	14 25.5%
3 設置していないが、来年度以降に設置を検討している	85 10.7%	47 13.2%	14 10.3%	3 11.5%	4 7.3%
4 今後も設置する予定がない	369 53.6%	178 50.1%	90 66.2%	19 73.1%	37 67.3%

(10) 学校は避難所または、避難場所のどちらに指定されていますか

※避難所とは災害発生時において一時的な避難生活をする場所 ※避難場所とは一時的に避難する場所

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 両方指定されている	561 81.4%	257 72.4%	78 57.4%	20 76.9%	21 38.2%
2 避難所として指定されている	102 14.8%	71 20.0%	34 25.0%	2 7.7%	17 38.4%
3 避難場所として指定されている	20 2.9%	21 5.9%	17 12.5%	3 11.5%	3 5.5%
4 指定されていない	6 0.9%	6 1.7%	7 5.1%	1 3.8%	14 25.5%

(11) 学校は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設、または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に位置付けられていますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 浸水想定区域内の要配慮者利用施設に位置付けられている	272 39.5%	135 38.0%	28 20.6%	4 15.4%	13 23.6%
2 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に位置付けられている	20 2.9%	9 2.5%	3 2.2%	0 0.0%	0 0.0%
3 どちらにも位置付けられている	71 10.3%	43 12.1%	12 8.8%	3 11.5%	6 10.9%
4 位置付けられていない	326 47.3%	168 47.3%	93 68.4%	19 73.1%	36 65.5%

(12) 学校では、何を備蓄していますか（複数可） ※市町村防災部等で用意している備蓄を除く

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 飲料水	446 64.7%	209 58.9%	75 55.1%	17 65.4%	47 85.5%
2 食料	425 61.7%	209 58.9%	71 52.2%	16 61.5%	45 81.8%
3 救急用品・医薬品	495 71.8%	221 62.3%	49 36.0%	13 50.0%	35 63.6%
4 ライト・ろうそく	417 60.5%	176 49.6%	40 29.4%	14 53.8%	32 58.2%
5 ヘルメット・防災頭巾	413 59.9%	166 46.8%	27 19.9%	10 38.5%	48 87.3%
6 その他	246 35.7%	94 26.5%	34 25.0%	9 34.6%	21 38.2%
7 備蓄していない	119 17.3%	71 20.0%	48 35.3%	7 26.9%	3 5.5%

(13) 児童生徒に対して、津波に関する教育（口頭指導含む）を実施しましたか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	682 99.0%	351 98.9%	134 98.5%	26 100.0%	55 100.0%
2 いいえ	7 1.0%	4 1.1%	2 1.5%	0 0.0%	0 0.0%

5 生活安全（防犯）について

(1) 児童生徒を対象とした防犯教育（関連する教科での授業、訓練や講演会等）を実施しましたか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい（年度内に実施する場合を含む）	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(2) (1)で「はい」の場合、防犯教育の指導者は誰ですか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 警察官	507 73.6%	183 51.5%	53 39.0%	10 38.5%	19 34.5%
2 防犯担当部局職員（県や市町村）	79 11.5%	29 8.2%	7 5.1%	2 7.7%	0 0.0%
3 NPO法人	24 3.5%	3 0.8%	3 2.2%	0 0.0%	1 1.8%
4 大学教員等	4 0.6%	0 0.0%	2 1.5%	0 0.0%	0 0.0%
5 教職員	386 56.0%	232 65.4%	79 58.1%	18 69.2%	44 80.0%
6 その他	31 4.5%	15 4.2%	15 11.0%	0 0.0%	2 3.6%

(3) (1)で「はい」の場合、どのような防災教育（関連する教科での授業、訓練や講演会等）を実施しましたか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 DVD視聴	204 29.6%	107 30.1%	29 21.3%	6 23.1%	8 14.5%
2 講話・講演等	498 72.3%	280 78.9%	112 82.4%	22 84.6%	35 63.6%
3 不審者対応訓練	535 77.6%	124 34.9%	5 3.7%	1 3.8%	14 25.5%
4 安全マップづくり	79 11.5%	20 5.6%	2 1.5%	0 0.0%	1 1.8%
5 その他	18 2.6%	21 5.9%	20 14.7%	5 19.2%	11 20.0%

(4) 教職員を対象とした防犯に関する研修を実施しましたか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
ア はい	689 100.0%	355 100.0%	136 100.0%	26 100.0%	55 100.0%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(5) (4)で「はい」の場合、さすまたを利用した不審者対応訓練は行いましたか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 警察官を招いて行った	379 55.0%	87 24.5%	5 3.7%	3 11.5%	31 56.4%
2 その他外部指導者を招いて行った	32 4.6%	11 3.1%	3 2.2%	0 0.0%	1 1.8%
3 自校の教職員のみで行った	244 35.4%	192 54.1%	77 56.6%	15 57.7%	18 32.7%
4 行っていない	48 7.0%	68 19.2%	51 37.5%	8 30.8%	7 12.7%

(6) (4)で「はい」の場合、(5)のほかにどのような研修を実施しましたか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 危機管理マニュアル等の内容確認	408 59.2%	247 69.6%	87 64.0%	14 53.8%	34 61.8%
2 引渡し訓練	361 52.4%	60 16.9%	2 1.5%	0 0.0%	13 23.6%
3 講話・講演等	249 36.1%	104 29.3%	40 29.4%	6 23.1%	22 40.0%
4 DVD視聴	42 6.1%	25 7.0%	12 8.8%	4 15.4%	1 1.8%
5 通学路の危険箇所の把握（安全マップ作成、合同点検も含む）	314 45.6%	144 40.6%	19 14.0%	1 3.8%	7 12.7%
6 その他	22 3.2%	8 2.3%	7 5.1%	2 7.7%	4 7.3%
7 不審者対応訓練（さすまた等の使用）以外はやっていない	98 14.2%	37 10.4%	6 4.4%	2 7.7%	6 10.9%

(7) (6)で「1~6」を回答した場合、研修の指導者は誰ですか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 警察官	261 44.2%	53 16.7%	14 10.8%	4 16.7%	20 40.8%
2 防犯担当部局職員（県や市町村）	32 5.4%	12 3.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
3 NPO法人	5 0.8%	1 0.3%	2 1.5%	0 0.0%	0 0.0%
4 大学関係者	3 0.5%	1 0.3%	1 0.8%	0 0.0%	0 0.0%
5 自校の教職員	427 72.3%	262 82.4%	116 89.2%	20 83.3%	34 69.4%
6 その他	6 1.0%	1 0.3%	5 3.8%	0 0.0%	1 2.0%

(8) 教職員を対象とした救急救命に関する研修（AED講習を含む）を実施しましたか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	689 100.0%	347 97.7%	128 94.1%	22 84.6%	54 98.2%
2 いいえ	0 0.0%	8 2.3%	8 5.9%	4 15.4%	1 1.8%

(9) (8)ではいいの場合、研修の指導者は誰ですか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 消防署	403 58.5%	180 51.9%	94 73.4%	11 50.0%	44 81.5%
2 日本赤十字社	8 1.2%	5 1.4%	9 7.0%	2 9.1%	5 9.3%
3 自衛隊地方協力本部	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
4 教職員	331 48.0%	178 51.3%	30 23.4%	10 45.5%	7 13.0%
5 その他	10 1.5%	10 2.9%	8 6.3%	0 0.0%	2 3.7%

(10) (8)ではいいの場合、何人の教職員が研修を受けましたか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
受講者人数	16,424	9,204	3,627	311	3,749

(11) 消防署や日本赤十字社により開催される講習会等を受講し、修了証や認定証等を所有している教職員は何人ですか

(12) 〈中学校・高等学校・特別支援学校のみ回答〉消防署や日本赤十字社により開催される講習会等を受講し、修了証や認定証等を所有している生徒は何人ですか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
(11) 教職員	3,628	2,506	1,225	109	756
(12) 生徒	*	7,613	2,782	46	74

(13) 〈小・中学校のみ回答〉地域安全マップ（平成20年度に全小中学校で作成済）の見直しをしましたか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 見直した（既に作成してあるもの）	655 95.1%	340 95.8%	*	*	*
2 新たに作成した	34 4.9%	15 4.2%	*	*	*
3 見直しをしていない	0 0.0%	0 0.0%	*	*	*

(14) (13)で1,2と回答した場合、地域安全マップの作成・見直し（協力・助言を含む）をしたのは誰ですか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 児童生徒	165 23.9%	91 25.6%	*	*	*
2 教職員	646 93.8%	343 96.6%	*	*	*
3 保護者	267 38.8%	81 22.8%	*	*	*
4 スクールガード・リーダー、学校 安全ボランティア（スクールガー ド・見守り隊など）	201 29.2%	21 5.9%	*	*	*
5 その他	10 1.5%	2 0.6%	*	*	*

(15) 〈小・中学校のみ回答〉地域安全マップの内容はどれに該当しますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 防犯だけの内容（子ども 110番の家マップ含む）	102 14.8%	24 6.8%	*	*	*
2 交通安全だけの内容	85 12.3%	96 27.0%	*	*	*
3 防災だけの内容（広域避難 所表示を含む）	20 2.9%	14 3.9%	*	*	*
4 防犯と交通安全を含んだ内 容	343 49.8%	137 38.6%	*	*	*
5 防犯と防災を含んだ内容	13 1.9%	16 4.5%	*	*	*
6 交通安全と防災を含んだ内 容	25 3.6%	17 4.8%	*	*	*
7 防犯・交通安全・防災すべ てを含んだ内容	101 14.7%	51 14.4%	*	*	*

(16) 〈小・中学校のみ回答〉地域安全マップを児童生徒以外に配布または公表していますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 は い	312 45.3%	111 31.3%	*	*	*
2 いいえ	377 54.7%	244 68.7%	*	*	*

(17) (16)で「はい」の場合、配布または公表先はどこですか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 保護者	257 82.4%	96 86.5%	*	*	*
2 地域関係者（スクールガード・ リーダー、スクールガード、子ど も110番の家、自治会等）	195 62.5%	35 31.5%	*	*	*
3 近隣の小学校（私立含む）	7 2.2%	14 12.6%	*	*	*
4 近隣の中学校（私立含む）	11 3.5%	4 3.6%	*	*	*
5 近隣の高等学校（私立含む）	0 0.0%	0 0.0%	*	*	*
6 近隣の特別支援学校	0 0.0%	0 0.0%	*	*	*
7 ホームページ	62 19.9%	18 16.2%	*	*	*

6 〈小学校のみ回答〉「子ども110番の家」について

(1) 「子ども110番の家」は設置されていますか。

項 目 / 校 種	小学校
1 は い	686 99.6%
2 いいえ	3 0.0%

(2) (1)で「はい」の場合、何か所設置されていますか

項 目	小学校
「子ども110番の家」	47,103

(3) 「こども110番の家」はどこが依頼していますか（複数可）

項 目	1 学校	2 市町村担当部局	3 市町村教育委員会	4 警察署	5 その他
依頼元	524 75.8%	111 16.1%	182 26.3%	16 2.3%	26 3.8%

7 スクールガードの状況について

(1) 〈小・中学校のみ回答〉9月末日現在のスクールガード（学校安全ボランティア）は何人ですか

項 目	小学校	中学校
スクールガード数	22,555	1,419

8 学校安全管理について

(1) 安全点検は法令（学校保健安全法施行規則）で定期的に行うことが定められていますが、どの程度実施していますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 学期1回	29 4.2%	19 5.4%	132 97.1%	25 96.2%	13 23.6%
2 月1回	655 96.3%	336 94.6%	3 2.2%	1 3.8%	42 76.4%
3 月2回以上	5 0.7%	0 0.0%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%

(2) 安全点検表の記載内容はいつ見直していますか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 行事終了時	52 7.5%	25 7.0%	0 0.0%	1 3.8%	5 9.1%
2 学期終了時	77 11.2%	53 14.9%	73 53.7%	4 15.4%	6 10.9%
3 年度末	597 86.6%	299 84.2%	67 49.3%	22 84.6%	47 85.5%

(3) 不審者侵入等から児童生徒の安全を確保するために、どのような方策をとっていますか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 防犯カメラの設置	544 79.0%	273 76.9%	*	*	*
2 センサーの設置	162 23.5%	85 23.9%	*	*	*
3 警備員の配置	35 5.1%	10 2.8%	*	*	*
4 各種ボランティア等による見守り活動	125 18.1%	26 7.3%	*	*	*
5 夜間、休日の機械警備	484 70.2%	256 72.1%	*	*	*
6 その他	85 12.3%	34 9.6%	*	*	*

(4) (3)で「防犯カメラの設置」を回答に選んだ場合、設置台数は何台ですか。

(5) (3)で「防犯カメラの設置」を回答に選んだ場合、どこに設置していますか(複数可)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
(4) 設置台数	1,984	1,118	*	*	*
(5) 設置場所	424	215	*	*	*
1 校門付近	61.5%	60.6%	*	*	*
2 校舎付近(校門付近除く)	294 42.7%	194 54.6%	*	*	*
3 正面玄関(職員・来賓等)	336 48.8%	169 47.6%	*	*	*
4 児童生徒玄関(昇降口)	279 40.5%	164 46.2%	*	*	*
5 その他	84 12.2%	53 14.9%	*	*	*

(6) 不審者侵入時に備え、どのような防犯機器具を用意していますか(複数可)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 さすまた	688 99.9%	354 99.7%	*	*	*
2 ネット発射機	146 21.2%	70 19.7%	*	*	*
3 催涙スプレー	47 6.8%	16 4.5%	*	*	*
4 杖(じょう)	46 6.7%	10 2.8%	*	*	*
5 教職員による笛の携帯	387 56.2%	54 15.2%	*	*	*

(7) 児童生徒の安全で安心な登下校のために、学校は地域や関係機関とどのようなことに取り組んでいますか(複数可)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 防犯ブザーの携帯	654 94.9%	35 9.9%	2 1.5%	0 0.0%	10 18.2%
2 防犯パトロール(青バト)や警察官とのパトロール	320 46.4%	116 32.7%	30 22.1%	3 11.5%	1 1.8%
3 通学路に防犯カメラ設置	65 9.4%	17 4.8%	2 1.5%	0 0.0%	0 0.0%
4 集団登校や集団下校	663 96.2%	60 16.9%	8 5.9%	5 19.2%	12 21.8%
5 通学路の危険箇所の確認(教職員による見守り)	607 88.1%	283 79.7%	90 66.2%	18 69.2%	28 50.9%
6 スクールガード・リーダー等の学校安全ボランティアの活用	658 95.5%	48 13.5%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%
7 PTA・保護者による見守り	593 86.1%	167 47.0%	40 29.4%	2 7.7%	2 3.6%
8 GPS機器	5 0.7%	0 0.0%	1 0.7%	0 0.0%	4 7.3%
9 ICタグ・ICチップによる確認	7 1.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.8%
10 その他	3 0.4%	20 5.6%	18 13.2%	4 15.4%	16 29.1%

(8) 学校に設置されているAEDは何台ありますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 1台	302 43.8%	152 42.8%	2 1.5%	2 7.7%	17 30.7%
2 2台	360 44.2%	187 52.7%	76 55.9%	17 65.5%	23 41.8%
3 3台	25 3.6%	14 3.9%	43 31.6%	6 23.1%	12 21.8%
4 4台以上	2 0.3%	2 0.6%	15 11.0%	1 3.8%	3 5.5%

(9) 学校内のAEDはどこに設置されていますか(管理台数分回答)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 正面玄関(職員・来賓等)	203 29.5%	170 47.9%	89 65.4%	21 80.8%	18 32.7%
2 児童生徒玄関(昇降口)	59 8.6%	17 4.8%	6 4.4%	4 15.4%	9 16.4%
3 職員室・事務室	227 32.9%	132 37.2%	32 23.5%	3 11.5%	23 41.8%
4 体育館	250 36.3%	137 38.6%	128 94.1%	21 80.8%	18 32.7%
5 校庭・グラウンド	20 2.9%	8 2.3%	23 16.9%	3 11.5%	2 3.6%
6 合宿・宿舍施設	0 0.0%	1 0.3%	5 3.7%	1 3.8%	5 9.1%
7 保健室	290 42.1%	84 23.7%	34 25.0%	2 7.7%	22 40.0%
8 その他	45 6.5%	24 6.8%	32 23.5%	6 23.1%	10 18.2%

(10) 〈中学校・高等学校・特別支援学校のみ回答〉学校で保有している心肺蘇生法の実習に関する備品の台数を教えてください(レンタルしているものは除く)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 AEDトレーナー(ダミー)	*	69	104	20	17
2 マネキン	*	67	249	22	29

Ⅳ 食育・学校給食

1 食に関する指導（全体計画・年間指導計画）について ※「食に関する指導の手引き」に示されているもの

（１）〈全校種回答〉食に関する指導（食育）の全体計画（全体計画①）を作成していますか（全校対象）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	689 100.0%	355 100.0%	135 99.3%	26 100.0%	55 100.0%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%

（２）〈全校種回答〉食に関する指導（食育）の年間指導計画（全体計画②）を作成していますか（全校対象）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	689 100.0%	355 100.0%	134 98.5%	26 100.0%	55 100.0%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	2 1.5%	0 0.0%	0 0.0%

2 行事給食や交流給食などの給食活動について

（１）行事給食（七夕・お月見等）を実施していますか（学校給食実施校対象）

（２）(1)で「はい」の場合、年間で何回実施しましたか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	624 90.6%	305 85.9%	*	22 100.0%	37 97.4%
実施回数	6,396	2,940		190	367
2 いいえ	65 9.4%	50 14.1%	*	0 0.0%	1 2.6%

（３）交流給食を実施していますか（学校給食実施校対象）

（４）(3)で「はい」の場合、年間で何回実施しましたか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	144 20.9%	30 8.5%	*	0 0.0%	4 10.5%
実施回数	1,529	606		0	9
2 いいえ	545 79.1%	325 91.5%	*	22 100.0%	34 89.5%

（５）児童生徒が選択できる給食（バイキング給食、セレクト給食等）を実施していますか（学校給食実施校対象）

（６）(5)で「はい」の場合、年間で何回実施しましたか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	347 50.4%	118 33.2%	*	8 36.4%	17 44.7%
実施回数	670	191		32	35
2 いいえ	342 49.6%	237 66.8%	*	14 63.6%	21 55.3%

3 家庭・地域と連携した学校給食の実施について

(1) 家庭・地域と連携するため、どのような取組をしていますか（複数可）（学校給食実施校対象）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 招待給食を実施している	157 22.8%	35 9.9%	*	0 0.0%	2 5.3%
2 親子給食を実施している	36 5.2%	0 0.0%	*	0 0.0%	0 0.0%
3 試食会を実施している	332 48.2%	78 22.0%	*	9 40.9%	26 68.4%
4 調理講習会を実施している	11 1.6%	4 1.1%	*	1 4.5%	0 0.0%
5 給食だより等により情報提供している	614 89.1%	324 91.3%	*	18 81.8%	33 86.8%
6 その他	70 10.2%	22 6.2%	*	1 4.5%	9 23.7%
7 特に実施していない	16 2.3%	19 5.4%	*	1 4.5%	3 7.9%

(2) (1)で「招待給食を実施している」を回答した場合、招待者は誰ですか（複数可）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 地域の敬老会	9 5.7%	1 2.9%	*	0 0.0%	0 0.0%
2 本の読み聞かせ団体	28 17.8%	0 0.0%	*	0 0.0%	0 0.0%
3 学習支援ボランティア	26 16.6%	2 5.7%	*	0 0.0%	0 0.0%
4 交通指導員や学校安全ボランティア	37 23.6%	2 5.7%	*	0 0.0%	0 0.0%
5 民生児童委員	31 19.7%	6 17.1%	*	0 0.0%	0 0.0%
6 自治会（地域）関係者	36 22.9%	6 17.1%	*	0 0.0%	0 0.0%
7 学校評議員	81 51.6%	29 82.9%	*	0 0.0%	1 50.0%
8 その他	67 42.7%	10 28.6%	*	0 0.0%	1 50.0%

4 食に関する指導について

(1) 食に関する指導と関連して、野菜づくりなどの農業体験を実施していますか（学校給食実施校対象）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	642 93.2%	236 66.5%	*	1 4.5%	26 68.4%
2 いいえ	47 6.8%	119 33.5%	*	21 95.5%	12 31.6%

(2) (1)で「はい」の場合、収穫した農作物を給食で食べていますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	212 33.0%	53 22.5%	*	1 100.0%	12 46.2%
2 いいえ	430 67.0%	183 77.5%	*	0 0.0%	14 53.8%

(3) 学級活動や教科等で、栄養教諭・学校栄養職員・養護教諭等と連携し、食に関する授業を実施しましたか（学校給食実施校対象）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	595 86.4%	205 57.7%	*	4 18.2%	30 78.9%
2 いいえ	94 13.6%	150 42.3%	*	18 81.8%	8 21.1%

(4) (3)で「はい」の場合、何割程度の学級で実施できましたか。

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 2割未満	115 19.3%	27 13.2%	*	1 25.0%	17 56.7%
2 2割以上5割未満	162 27.2%	79 38.5%	*	1 25.0%	8 26.7%
3 5割以上8割未満	101 17.0%	29 14.1%	*	0 0.0%	4 13.3%
4 8割以上	48 8.1%	11 5.4%	*	0 0.0%	0 0.0%
5 10割(全学級)	169 28.4%	59 28.8%	*	2 50.0%	1 3.3%

(5) 環境に配慮した食材への理解を深める活動や授業を行っていますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 は い	465 67.5%	230 64.8%	107 78.7%	9 34.6%	33 60.0%
2 いいえ	224 32.5%	125 35.2%	29 21.3%	17 65.4%	22 40.0%

(6) 食育に関連する掲示をしたり、啓発掲示コーナー等を設けて、児童生徒や保護者に食の大切さ等を啓発していますか(全校対象)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 は い	684 99.3%	351 98.9%	86 63.2%	22 84.6%	49 89.1%
2 いいえ	5 0.7%	4 1.1%	50 36.8%	4 15.4%	6 10.9%

(7) (6)で「はい」の場合、どのような啓発方法ですか(複数可)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 ランチルームなどの食育専用の教室の活用	52 7.6%	5 1.4%	1 1.2%	3 13.6%	9 18.4%
3 掲示コーナー	628 91.8%	324 92.3%	62 72.1%	19 86.4%	43 87.8%
4 各種たよりの発行	504 73.7%	235 67.0%	39 45.3%	15 68.2%	37 75.5%
5 その他	91 13.3%	34 9.7%	12 14.0%	3 13.6%	8 16.3%

(8) 学校栄養職員を特別非常勤講師制度により活用していますか(学校給食実施校対象)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 は い	63 9.1%	21 5.9%	*	1 4.5%	0 0.0%
2 いいえ	626 90.9%	334 94.1%	*	21 95.5%	38 100.0%

5 個別相談について

- (1) 養護教諭や栄養教諭・学校栄養職員が、児童生徒と食に関する個別相談活動を実施していますか（全校対象）
（肥満やアレルギー等のほか、好き嫌いのなくし方や魚の上手な食べ方など身近な相談も含む）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	489 71.0%	270 76.1%	105 77.2%	21 80.8%	40 72.7%
2 いいえ	200 29.0%	85 23.9%	31 22.8%	5 19.2%	15 27.3%

- (2) (1)で「はい」の場合、月平均何回実施していますか

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 毎日	65 13.3%	34 12.6%	10 9.5%	4 19.0%	4 10.0%
2 毎週1回程度	21 4.3%	8 3.0%	6 5.7%	0 0.0%	9 22.5%
3 月に1回程度	81 16.5%	44 16.3%	16 15.2%	3 14.3%	9 22.5%
4 学期に1回程度	84 17.2%	63 23.3%	34 32.4%	5 23.8%	11 27.5%
5 年に1回程度	238 48.7%	121 44.8%	39 37.1%	9 42.9%	7 17.5%

- (3) 養護教諭や栄養教諭・学校栄養職員が、食物アレルギーや肥満傾向などのある児童生徒の保護者と食に関する個別相談を実施していますか（全校対象）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	641 93.0%	322 90.7%	83 61.0%	14 53.8%	43 78.2%
2 いいえ	48 7.0%	33 9.3%	53 39.0%	12 46.2%	12 21.8%

6 県教育委員会で作成した資料の活用について

- (1) 「埼玉県地場産物を活用した学校給食メニュー集」（平成24年度作成）を給食や食に関する指導に活用していますか（学校給食実施校対象）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	485 70.4%	244 68.7%	*	17 77.3%	26 68.4%
2 いいえ	204 29.6%	111 31.3%	*	5 22.7%	12 31.6%

- (2) 県教育委員会作成の食育推進リーフレット「朝食の効果を知ろう!」を学級での指導に活用しましたか（学校給食実施校対象）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	491 71.3%	251 70.7%	*	10 45.5%	15 39.5%
2 いいえ	198 28.7%	104 29.3%	*	12 54.5%	23 60.5%

7 「弁当の日」について

- (1) 学校給食において「弁当の日」（平成19年度策定）（「親子のふれあい」、行事等（運動会）を含む）を実施していますか（学校給食実施校対象）

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	231 33.5%	115 32.4%	*	0 0.0%	6 15.8%
2 いいえ	458 66.5%	240 67.6%	*	22 100.0%	32 84.2%

(2) 学校給食において、「子ども自らつくる『弁当の日』」(平成22年度策定)を学校行事等で設定していますか (学校給食実施校対象)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	43 6.2%	25 7.0%	*	1 4.5%	0 0.0%
2 いいえ	646 93.8%	330 93.0%	*	21 95.5%	38 100.0%

8 食育月間・週間での取組について

(1) 6月の食育月間において、全校集会等で取組をしましたか (全校対象)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	275 39.9%	143 40.3%	5 3.7%	4 15.4%	14 25.5%
2 いいえ	414 60.1%	212 59.7%	131 96.3%	22 84.6%	41 74.5%

(2) 毎月19日を「食育の日」として、保護者等へ啓発していますか (全校対象)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	379 55.0%	183 51.5%	5 3.7%	8 30.8%	25 45.5%
2 いいえ	310 45.0%	172 48.5%	131 96.3%	18 69.2%	30 54.5%

(3) 6月、11月の「彩の国学校給食月間」(平成10年度から実施)において、全校集会等で取組をしていますか (学校給食実施校対象)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	381 55.3%	176 49.6%	*	6 27.3%	20 52.6%
2 いいえ	308 44.7%	179 50.4%	*	16 72.7%	18 47.4%

(4) 1月の全国学校給食週間において、全校集会等で取組をしましたか (学校給食実施校対象)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	531 77.1%	204 57.5%	*	3 13.6%	25 65.8%
2 いいえ	158 22.9%	151 42.5%	*	19 86.4%	13 34.2%

9 その他

(1) 児童生徒の嘔吐物のため汚れた食器具等の衛生的な処理方法について全教職員が知っていますか (学校給食実施校対象)

項 目 / 校 種	小学校	中学校	高等学校(全日制)	高等学校(定時制)	特別支援学校
1 はい	689 100.0%	355 100.0%	*	22 100.0%	38 100.0%
2 いいえ	0 0.0%	0 0.0%	*	0 0.0%	0 0.0%

第 5 章

資 料 編

- I 学校保健・学校安全・学校給食参考通知集
- II 健康教育関係参考図書及び映像資料等一覧
- III 健康に関する相談機関等の連絡先一覧
- IV 関係機関等の連絡先一覧

I 学校保健・学校安全・学校給食参考通知集

通知本文の内容は、保健体育課ホームページから確認することができます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/hotai-tsuchi.html>

<学校保健>

件 名	発出日	文書記号・番号
健康に留意した I C T 機器の適切な使用に関する参考資料について（通知）	R7. 3. 24	教保体第 1822 号
入国前結核スクリーニングの実施について	R7. 2. 5	教保体第 1587 号
学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たって留意すべき事項について	R6. 9. 26	教保体第 1066 号
子供の目の健康を守るための啓発資料について	R6. 8. 16	事務連絡
学校等における緊急時の医薬品投与について	R6. 5. 2	教保体第 164 号
児童生徒等の健康診断時における配慮について（通知）	R6. 2. 26	教保体第 1725 号
児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について（通知）	R6. 1. 24	教保体第 1593 号
薬物乱用防止教育の充実について（依頼）	R5. 8. 23	教保体第 882 号
文化祭等における食品の取扱い等について（通知）	R5. 6. 29	教保体第 647 号
「感染症及び食中毒患者の発生報告」の一部改正について（通知）（県立） 「感染症及び食中毒患者の発生報告」の一部改正について（通知）（市町村立） 別添 1_報告区分・方法・様式一覧表 別添 2_学校において予防すべき感染症一覧（PDF：145KB） 各種様式	R5. 4. 28	教保体第 245-1 号
学校での結核検診における結核高まん延国の変更について	R5. 1. 4	事務連絡
学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与について（通知）	R4. 7. 28	教保体第 743-1 号
学校環境衛生基準の一部改正について	R4. 5. 12	教保体第 281 号
保険医療機関が交付するアレルギー疾患に係る学校生活管理指導表の保険適用について	R4. 4. 11	事務連絡
学校歯科健康診断における歯列・咬合の検査について	R4. 4. 4	事務連絡
児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について	R3. 3. 29	事務連絡
学校環境衛生基準を一部改正する通知の一部訂正について（通知）	R3. 2. 2	事務連絡
感染症による出席停止に係る診断書等の取扱いについて（通知）	R2. 6. 16	教保体第 342 号
毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について（PDF：205KB）	H30. 7. 27	事務連絡
学校環境衛生基準の一部改正について（通知）（PDF：648KB）	H30. 4. 6	教保体第 53-1 号
「がん教育推進のための教材指導参考資料」について	H29. 6. 1	事務連絡
学校におけるスポーツ外傷等による脳脊髄液減少症への適切な対応について	H29. 3. 22 H24. 9. 6	教保体第 2060 号 事務連絡
「がん教育教材」の指導案の送付について	H28. 7. 1	事務連絡
「がん教育教材」及び「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」の送付について	H28. 5. 6	事務連絡
「学校生活管理指導表」に係る受診の生活保護法上の取扱いについて	H27. 12. 18	教保体第 1673 号
色覚の検査における対応について	H27. 12. 7	教保体第 1600 号
児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項及び健康診断票の様式例の取扱いについて	H27. 9. 17	教保体第 1243 号
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年度厚生労働省令第 101 号）について（通知）	H27. 5. 27	教保体第 431 号
学校におけるがん教育の在り方について（通知）	H27. 4. 3	教保体第 26 号
学校における食物アレルギー対応の連携等について（依頼）	H26. 12. 8	教保体第 1148 号
「セアカゴケグモ」に関する情報提供及び注意事項について（通知）	H26. 10. 1	教保体第 924 号
デング熱に関する情報提供及び注意事項について（通知）	H26. 9. 8	教保体第 837 号

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）及びアレルギー疾患管理指導願の取扱いについて（通知）	H26. 7. 9	教保体第 623 号
アタマジラミの対策について（通知）	H26. 7. 2	教保体第 594 号
予防接種法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）	H26. 5. 30	教保体第 402 号
学校保健安全法施行規則の一部改正等について（通知）	H26. 5. 23	教保体第 332 号
『がんの教育に関する検討委員会報告書』の送付について（通知）	H26. 3. 12	教保体第 1350 号
学校におけるエピペンの使用の際の同意書の廃止について（通知）	H25. 11. 7	教保体第 736 号
鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令に伴う学校保健安全法における取扱いについて（通知）	H25. 5. 2	教保体第 197 号
学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する依頼や相談等の積極的活用について	H18. 12. 14	教保体第 1135 号

<学校安全>

件 名	発出日	文書記号・番号
学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査結果及び今後の取組の推進について（通知）	R7. 1. 16	事務連絡
教育・保育施設等における食事時の誤嚥事故防止の再徹底について（通知）	R6. 12. 3	教保体第 1345 号
幼稚園における事故発生時の報告について（通知）	R6. 11. 6	事務連絡
自転車等の安全利用促進に向けた県警察との更なる連携強化について（通知）	R6. 10. 4	教保体第 1116 号
被災地の学校において教育活動を実施する際の留意点等について（通知）	R6. 9. 13	教保体第 1003 号
「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」の改定等について（通知）	R6. 8. 27	教保体第 896 号
学校施設の高所に取付けられた設備機器等の維持管理について（通知）	R6. 8. 14	教保体第 841 号
夏休み期間における河川等水難事故の防止について（通知）	R6. 7. 8	教保体第 714 号
教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について（通知）	R6. 6. 12	教保体第 481 号
通学路における交通安全の確保の徹底について（通知）	R6. 6. 6	教保体第 537 号
心肺蘇生等の応急手当に係る取組の実施について（通知）	R6. 6. 6	教保体第 493 号
国土交通省「防災学習ポータルサイト」の活用について（通知）	R6. 5. 14	事務連絡
文部科学省「学校事故対応に関する指針」の改訂について（通知）	R6. 5. 1	教保体第 246 号
土砂災害に対する防災訓練の実施について（通知）	R6. 4. 22	事務連絡
水難事故防止に係る農林水産省及び国土交通省の取組について（通知）	R6. 4. 22	教保体第 172 号
「学校における安全点検要領」の活用について（通知）	R6. 4. 10	教保体第 81 号
通学路における交通安全の確保の徹底について（通知）	R6. 4. 10	教保体第 61 号
教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議（令和 5 年度）の公表について（通知）	R6. 4. 5	教保体第 62 号
学校安全の一層の推進について（通知）	R6. 4. 4	教保体第 2 号
自動体外除細動器（A E D）の適切な管理等について（通知）	R5. 12. 6	教保体第 1381 号
こどもの出欠状況に関する情報の確認の再徹底について（通知）	R5. 9. 28	教保体第 1014 号
校庭等における危険物の確認・除去等について（通知）	R5. 9. 22	教保体第 1064 号
学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査（令和 3 年度実施）の結果及びこれを踏まえた取組の推進について（通知）	R5. 9. 21	教保体第 1051 号
北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について（通知）	R5. 8. 23	教保体第 908 号
危機管理マニュアルの点検結果について（通知）	R5. 8. 4	教保体第 811 号
「【県立学校版】＜改訂＞学校防災マニュアル～安心・安全な学校づくりのために」の資料追加について（通知）	R5. 7. 31	事務連絡
県立学校版学校防犯マニュアルの送付について（通知）	R5. 7. 31	教保体第 806 号
送迎用バスに対する安全装置の装備状況の調査結果及び装備促進につい	R5. 7. 4	教保体第 651 号

て（通知）		
特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の利用等について（通知）	R5. 7. 3	教保体第 663 号
送迎バス（スクールバス）事故、ヒヤリ・ハット、気付き、好事例集について（通知）	R5. 6. 27	教保体第 623 号
学校教育活動等における熱中症事故の防止について（通知）	R5. 5. 2	教保体第 252 号
児童生徒等の痴漢被害への対応について（通知）	R5. 5. 1	教保体第 186 号
通学路における交通安全の確保の徹底について（通知）	R5. 4. 7	教保体第 61 号
警察による学校安全の確保に向けた対策に対する支援等の推進について（通知）	R5. 4. 7	教保体第 23 号
消費者安全法第 33 条の規定に基づく意見等について（通知）	R5. 3. 7	教保体第 1825 号
消費者事故等の通知について（通知）	R5. 3. 7	事務連絡
不審者侵入に備えた学校安全管理の徹底について（通知）	R5. 3. 2	教保体第 1808 号
自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務化について（通知）	R5. 1. 31	教保体第 1605 号
学校保健安全法施行規則の一部改正について（通知）	R5. 1. 6	教保体第 1503 号
スクールバスの運行に当たっての安全管理の徹底について（通知）	R4. 11. 17	教保体第 1191 号
学校の安全確保の施策等について（通知）	R4. 10. 25	教保体第 1198 号
弾道ミサイル発射に係る対応について（通知）	R4. 10. 5	事務連絡
通学路における交通安全の確保の徹底について（通知）	R4. 7. 5	教保体第 651 号
救急蘇生法の指針 2020（市民用）について（通知）	R4. 6. 17	教保体第 538 号
第 3 次学校安全の推進に関する計画について（通知）	R4. 3. 29	教保体第 1962 号
学校に設置している遊具の安全確保について（通知）	R4. 2. 21	教保体第 1727 号
児童生徒等に対する防災教育の実施について（通知）	R3. 12. 6	教保体第 1365 号
幼稚園、小学校等における危機管理（不審者侵入時の対応）の徹底について（通知）	R3. 12. 2	教保体第 1338 号
ショックボタンを有さない自動体外式除細動器（オートショック A E D）使用に係る注意点について（通知）	R3. 8. 16	教保体第 859 号
「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」の活用について（依頼）	R3. 6. 15	教保体第 528 号
「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の活用について（依頼）	R3. 6. 11	教保体第 489 号
「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理の周知について（通知）	R2. 10. 6	教保体第 770 号
避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について（依頼）	R2. 6. 25	教保体第 398 号
学校に設置している遊具の安全確保について（通知）	R2. 6. 8	教保体第 307 号
自動体外式除細動器（A E D）の適正配置に関するガイドラインの補訂について（通知）	R2. 5. 22	教保体第 249 号
「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために」について（通知）	R2. 4. 6	教保体第 37 号
自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について（依頼）	R1. 12. 9	教保体第 1479 号
水害・土砂災害に対する避難訓練・防災教育の実施について（依頼）	H31. 2. 26	教保体第 1745 号
学校に設置している遊具の安全確保について（依頼）	H30. 10. 10	教保体第 1257 号
「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について（通知）」の周知について（依頼）	H30. 8. 6	教保体第 863 号
「防災・危機管理 e-カレッジ」の防災教育への活用について（依頼）	H30. 8. 2	教保体第 860 号
落雷事故の防止について（依頼）	H30. 7. 24	教保体第 808 号
「登下校防犯プラン」について（通知）	H30. 6. 26	教保体第 625 号
旅客運送無許可バスの利用禁止の徹底について（通知）	H30. 6. 18	教保体第 552 号
「埼玉イツモ防災小学生向け教材」（指導者向け手順書）の配布及び活用について（依頼）	H30. 5. 8	教保体第 282 号
体育館の床板剥離による負傷事故防止対策の徹底について（通知）	H30. 3. 6	教保体第 1887 号
児童生徒の交通事故防止の徹底について	H29. 11. 30	教保体第 1539 号

積極的な気象情報の入手と活用について（通知）	H28.10.3	教保体第 1297 号
体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）	H29.9.12	教保体第 1219 号
学校における安全管理・安全指導の徹底について（通知）	H27.12.3	教保体第 1587 号
自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の適切な更新等について（依頼）	H27.9.11	事務連絡
エレベーター使用による事故防止及び安全指導の徹底について（通知）	H27.7.8	教保体第 770 号
自転車の運転による交通の危険を防止するための講習制度の周知について	H27.6.22	教保体第 669 号
新たな貸切バスの運賃・料金制度の周知について	H27.1.30	事務連絡
自転車安全利用五則啓発歌「5song」の活用について（依頼）	H27.1.7	事務連絡
寒冷な環境下における自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等について	H26.12.26	事務連絡
児童生徒の安全確保における安全指導の徹底について（通知）	H26.9.25	教保体第 899-1 号
学校における土砂災害等危険箇所の把握と対策について	H26.9.17	教保体第 861 号
気象等の自然災害から児童生徒の身を守るための安全知識の普及啓発について（依頼）	H26.7.7	教保体第 612 号
「安全ハンドブック」の活用について	H26.3.18	教保体第 1368 号
「体育活動時における事故対応テキスト～ASUKA モデル～解説〔研修用資料付〕」の送付について	H26.2.20	教保体第 1258-1 号
消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律について（通知）	H26.1.7	教保体第 1148 号
太陽光発電設備の有効活用に伴う学校防災マニュアル等への記載について	H25.11.29	事務連絡
「事件事故発生マップ」の活用について（通知）	H25.4.26	教保体第 179 号
学校における転落事故等の防止について（依頼）	H22.4.26	教保体第 152 号
学校に設置している消火器の適切な管理について（通知）	H21.9.16	教保体第 828 号
シャッター事故防止の徹底について（通知）	H18.6.8	教保体第 374 号

<学校給食>

件 名	発出日	文書記号・番号
「食物アレルギー・アナフィラキシー事故防止チェックリスト」を活用した対応の徹底について（通知）	R6.12.18	教保体第 1400 号
「学校における食物アレルギー対応マニュアル」の一部修正について	R5.10.19	教保体第 1124 号
「学校における食物アレルギー対応マニュアル【6訂】」について	R5.2.15	教保体第 1616 号
学校生活管理指導表（埼玉県改編版）について	R4.10.6	教保体第 1080 号
学校給食実施基準の一部改正について	R3.2.16	教保体第 1226 号
「学校における食物アレルギー対応マニュアル」の改訂について【5訂】	R2.7.28	教保体第 505 号
学校給食実施基準の一部改正について	H30.8.8	教保体第 889 号
学校給食衛生管理基準の取扱いについて	H29.9.4	教保体第 1093 号
「県立学校における食物アレルギー対応指針」の策定について	H29.3.29	教保体第 2083 号
食品衛生法に基づく学校給食関係施設の監視指導について	H28.5.9	教保体第 229 号
アレルギー疾患対策基本法の施行について	H27.12.28	教保体第 1697 号
学校給食衛生管理基準の取扱いについて	H27.12.24	教保体第 1695 号
今後の学校給食における食物アレルギー対応について	H26.4.7	教保体第 39 号
学校給食における衛生管理の徹底及び食中毒の発生予防について	H26.1.29	教保体第 1200 号
学校給食におけるノロウイルスの予防について	H26.1.20	教保体第 1185 号
「学校における食物アレルギー対応マニュアル」の作成について	H25.6.25	教保体第 486 号
特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食衛生管理基準の施行について	H21.4.7	教保体第 51 号
夜間学校給食衛生管理基準の施行について	H21.4.7	教保体第 52 号
学校給食衛生管理基準の施行について	H21.4.6	教保体第 39 号

II 健康教育関係参考図書及び映像資料等一覧

1 参考図書等一覧

＜学校保健＞

（★は発行元ホームページから閲覧、ダウンロードが可能）

名 称	発 行	発行年月
学校保健委員会マニュアル	（公財）日本学校保健会	平成12年 2 月
養護教諭が行う健康相談活動の進め方	（公財）日本学校保健会	平成13年 3 月
養護教諭の特性を生かした保健学習・保健指導の基本と実際	（公財）日本学校保健会	平成13年 3 月
性感染症予防に関する指導マニュアル	文部科学省	平成14年 4 月
養護教諭が行う心と体への健康相談活動実践のためのQ & A	埼玉県教育委員会	平成15年 3 月
学校における薬物相談マニュアル	埼玉県教育委員会	平成16年 7 月
ゆたかな身体と心を育むための「望ましい生活習慣づくり」改訂版	（公財）日本学校保健会	平成17年 2 月
子どものメンタルヘルスの理解とその対応	（公財）日本学校保健会	平成19年 2 月
学校における性教育実践のための事例集	埼玉県教育委員会	平成19年 3 月
I T機器の使用が子どもの心に及ぼす影響について	★埼玉県学校保健会	平成19年 6 月
養護教諭のための児童虐待対応の手引	★文部科学省	平成19年10月
教育機関における特定建築物の環境衛生維持管理マニュアル	埼玉県教育委員会	平成20年 3 月
教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応	★文部科学省	平成21年 3 月
学校における性教育実践のための事例集Ⅱ	埼玉県教育委員会	平成21年 3 月
子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き - 文部科学省	★文部科学省	平成22年 3 月
子どもの心のケアのために - 災害や事件・事故発生時を中心に -	★文部科学省	平成22年 7 月
知識を活用した保健学習 - 性に関する指導編 -	埼玉県教育委員会	平成23年 2 月
知識を活用した保健学習 - 感染症編 -	埼玉県教育委員会	平成24年 2 月
学校における結核対策マニュアル	★文部科学省	平成24年 3 月
学校における子供の心のケア - サインを見逃さないために -	★文部科学省	平成26年 3 月
保健室経営計画作成の手引 平成26年度改訂	★（公財）日本学校保健会	平成27年 2 月
児童生徒等の健康診断マニュアル平成27年度改訂版	★（公財）日本学校保健会	平成27年 8 月
学校における水泳プールの保健衛生管理 平成28年度改訂	★（公財）日本学校保健会	平成29年 2 月
現代的健康課題を抱える子供たちへの対応～養護教諭の役割を中心として～	★文部科学省	平成29年 3 月
学校における麻しん対策ガイドライン第2版	★国立感染症研究所感染症疫学センター	平成30年 2 月
学校環境衛生管理マニュアル「学校環境衛生基準」の理論と実際〔平成30年度改訂版〕	★文部科学省	平成30年 5 月
平成30・令和元年度文部科学省委託 埼玉県「養護教諭育成支援事業」報告書	★埼玉県教育委員会	平成31年2月、令和2年2月
改訂「生きる力」を育む保健教育の手引き（小学校）（中学校）（高等学校）	★文部科学省	平成31年、令和2年、令和3年3月
文部科学省委託 埼玉県「がん教育等外部講師連携支援事業」実施報告書	★埼玉県教育委員会	平成27年～令和7年・2月
喫煙飲酒薬物乱用防止に関する指導参考資料（小学校編）（中学校編）（高校編）	★（公財）日本学校保健会	令和元年度、令和2年度、令和3年度
学校歯科保健参考資料「生きる力をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり」令和元年度改訂	★（公財）日本学校保健会	令和2年 2 月
学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》	★（公財）日本学校保健会	令和2年 3 月
保健主事のための実務ハンドブック＜令和2年度改訂＞	★（公財）日本学校保健会	令和3年 3 月
学校心臓健診の実際 スクリーニングから管理まで 令和2年度改訂	★（公財）日本学校保健会	令和3年 3 月
学校検尿のすべて 令和2年度改訂	★（公財）日本学校保健会	令和3年 3 月
精神疾患に関する指導参考資料	★（公財）日本学校保健会	令和3年 3 月
学校保健の課題とその対応－養護教諭の勤務等に関する調査結果から－＜令和2年度改訂＞	★（公財）日本学校保健会	令和3年 3 月
メディアリテラシーと健康行動に関する調査委員会報告書（令和3年3月発行）	★（公財）日本学校保健会	令和3年 3 月
教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引 - 令和3年度改訂 -	★（公財）日本学校保健会	令和4年 3 月
学校における新型コロナウイルス感染防止対策実践事例集 ～養護教諭の取組を中心として～	★埼玉県養護教諭会・埼玉県教育委員会	令和4年 3 月
学校における感染症発生時の対応 - 第3版 -	★埼玉県学校保健会・埼玉県教育委員会	令和4年 3 月
保健教育指導参考資料 なるほど！保健の授業づくり - 令和4年度発行 -	★埼玉県学校保健会・埼玉県教育委員会	令和5年 3 月
薬物乱用防止教室マニュアル＜令和5年度改訂＞	★（公財）日本学校保健会	令和6年 3 月
学校において予防すべき感染症の解説＜令和5年度改訂＞	★（公財）日本学校保健会	令和6年 3 月
保健教育における個別指導の考え方、進め方	★（公財）日本学校保健会	令和6年 3 月
学校における薬品管理マニュアル-令和4年度改訂【追補版】-	★（公財）日本学校保健会	令和6年 8 月
「薬物乱用防止教育のスライド資料集」の使用に関する手引き	★（公財）日本学校保健会	令和7年 3 月
埼玉県「性に関する指導」課題解決検討事業実施報告書	★埼玉県教育委員会	令和7年 3 月

＜学校安全＞

（★は発行元ホームページから閲覧、ダウンロードが可能）

名 称	発 行	発行年月
不審者から子どもを守る対応マニュアル	埼玉県教育委員会	平成15年12月
高校生のための交通安全教育指導案集	埼玉県教育委員会・埼玉県高等学校安全教育研究会	平成18年 3 月
学校における交通安全教育の推進	埼玉県教育委員会・埼玉県安全教育研究協議会	平成19年 3 月
地域・関係諸機関と連携した安全教育の推進	埼玉県教育委員会・埼玉県安全教育研究協議会	平成20年 3 月
安全教育指導資料	★埼玉県教育委員会	平成22年 3 月
高等学校「学校安全点検の手引き」	★埼玉県教育委員会・埼玉県高等学校安全教育研究会	平成22年 3 月
子どもの心のケアのために－災害や事件・事故発生時を中心に－	★文部科学省	平成22年 7 月
「緊急地震速報を利用した避難訓練の取組」～熊谷地方気象台と埼玉県教育委員会の連携～	★埼玉県教育委員会・熊谷市教育委員会、熊谷地方気象台	平成24年 3 月
学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開	★文部科学省	平成25年 3 月
竜巻から身を守る～竜巻注意情報～	★気象庁	平成25年 5 月
防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業報告書	★埼玉県教育委員会	平成27, 28, 29年 3 月
見てすぐに使える！学校安全①～災害安全編～	埼玉県教育委員会・埼玉県安全教育研究協議会	平成28年 3 月
見てすぐに使える！学校安全②～交通安全編～	埼玉県教育委員会・埼玉県安全教育研究協議会	平成29年 3 月
学校の危機管理マニュアル作成の手引き	★文部科学省	平成30年 2 月
埼玉イツモ防災 小学生向け教材	★埼玉県危機管理防災部危機管理課	平成30年 3 月
見てすぐに使える！学校安全③～生活安全(防犯)編～	埼玉県教育委員会・埼玉県安全教育研究協議会	平成30年 3 月
「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育	★文部科学省	平成31年 3 月
熱中症を予防しよう - 知って防ごう熱中症 -	★日本スポーツ振興センター	平成31年 3 月
固定遊具の事故防止マニュアル ～学校（園）における安全教育・安全管理のポイント～	★日本スポーツ振興センター	令和 3 年 3 月
やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック	★文部科学省	令和 3 年 3 月
学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン	★文部科学省	令和 3 年 6 月
「なくそう！休憩時間の事故」	★日本スポーツ振興センター	令和 4 年 2 月
指導参考資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育の展開』	★文部科学省	令和 4 年 3 月
主体的・対話的で深い学びを目指した安全教育	埼玉県教育委員会・埼玉県安全教育研究協議会	令和 4 年 3 月
県立学校版 学校防災マニュアル ～安心安全な学校づくりのために～	★埼玉県教育委員会	令和 4 年 3 月
学校安全総合支援事業報告書	★埼玉県教育委員会	平成30～令和7年3月
自転車安全利用五則	★警察庁	令和 4 年 1 1 月
実践的な防災教育の手引き（小学校編）	★文部科学省	令和 5 年 3 月
主体的・対話的で深い学びを目指した安全教育 どうする！？大地震への備え	埼玉県教育委員会・埼玉県安全教育研究協議会	令和 5 年 3 月
県立学校版 学校防犯マニュアル	★埼玉県教育委員会	令和 5 年 7 月
特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）に関する交通ルール等について	★警察庁	令和 5 年 7 月
目指せ！施設・設備による事故ゼロ！！ 学校での安全点検	埼玉県教育委員会・埼玉県安全教育研究協議会	令和 6 年 3 月
学校における安全点検要領	★文部科学省	令和 6 年 3 月
学校事故対応に関する指針【改訂版】	★文部科学省	令和 6 年 3 月
県立学校版 熱中症対策ガイドライン	★埼玉県教育委員会	令和 6 年 6 月

＜学校給食＞ (★は発行元ホームページから閲覧、ダウンロードが可能)

名 称	発 行	発行年月
学校における食育推進指針モデル「進めよう食育」	埼玉県教育委員会	平成19年 3 月
小学校中学年用食育学習教材「楽しく食べてけんこうな生活」	埼玉県教育委員会	平成20年 3 月
学校給食調理場における手洗いマニュアル	★文部科学省	平成20年 3 月
調理場における洗浄・消毒マニュアル PART I	★文部科学省	平成21年 3 月
学校給食における食中毒防止Q&A	★日本スポーツ振興センター	平成21年 3 月
栄養教諭による食に関する指導実践事例集	★文部科学省	平成21年 3 月
学校給食未納防止徴収マニュアル	埼玉県教育委員会	平成21年 9 月
調理場における洗浄・消毒マニュアル PART II	★文部科学省	平成22年 3 月
衛生管理&調理技術マニュアル	★文部科学省	平成23年 3 月
食に関する指導 誰でもつくれる朝ごはんメニュー集 ～児童生徒の朝食欠食率の改善を目指して～	★埼玉県教育委員会	平成23年 8 月
埼玉県の地場産物を活用した学校給食メニュー集	埼玉県教育委員会	平成25年 2 月
小学校用食育教材「楽しい食事につながる食育」	★文部科学省	平成28年 2 月
栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育 ～チーム学校で取り組む食育推進のP D C A～	★文部科学省	平成29年 3 月
食に関する指導の手引ー第二次改訂版ー	★文部科学省	平成31年 3 月
中学生用食育教材 「食」の探究と社会への広がり ～食を通して自分たちや社会を見つめよう～	★文部科学省	令和 3 年 3 月

2 映像資料等一覧

＜学校保健＞

名 称	発 行	発行年月
暗雲を吹き払う風（高校生用）薬物乱用防止教育教育教材CD-ROM	文部科学省	平成14年 3 月
未来があるから ～薬物に“NO！”という生き方を～	文部科学省	平成24年 3 月

＜学校安全＞ (★は発行元ホームページから閲覧可能)

名 称	発 行	発行年月
災害から命を守るために～防災教育教材（低学年・高学年用）DVD	文部科学省	平成20年 3 月
子どもを事件・事故災害から守るためにできることは DVD	文部科学省	平成21年 3 月
災害から命を守るために～防災教育教材（中学生用）DVD	文部科学省	平成21年 3 月
生徒を事件・事故災害から守るためにできることは DVD	文部科学省	平成22年 3 月
災害から命を守るために～防災教育教材（高校生用）DVD	文部科学省	平成22年 3 月
津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」DVD	★気象庁	平成24年 3 月
安全な通学を考える ～加害者にもならない～	★文部科学省	平成24年 3 月
津波防災啓発ビデオ「津波に備える」DVD	★気象庁	平成25年 2 月
安全に通学しよう ～自分で身を守る、みんなで守る～	★文部科学省	平成25年 3 月
防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう」DVD	★気象庁	平成25年 4 月
運命の5分間 その時あなたは ～突然死を防ぐために～	★日本スポーツ振興センター	平成27年 3 月
東日本大震災の教訓を語り継ぐ動画教材	★文部科学省	令和 4 年 4 月
こども向け「川の安全利用啓発動画」	★日本赤十字社埼玉県支部	令和 4 年 7 月
水の事故からいのちを守るための小学生向け動画 (身近な生活エリア編)	★日本赤十字社埼玉県支部	令和 5 年10月

＜学校給食＞

名 称	発 行	発行年月
DVD はじめよう！食育～「食」見直しませんか？～ 23分	(財) 食生活情報サービスセンター	平成18年 3 月
DVD うま味ってなあに？ 33分	(財) 日本科学映像協会	平成19年 3 月
学校の管理下における 食物アレルギーへの対応～教職員の共通理解を深めるために～ DVD 45分	日本スポーツ振興センター	平成23年 3 月

Ⅲ 健康に関する相談機関等の連絡先一覧

相談機関等名称（電話番号）	
※市町村の機関等については該当する市町村に問い合わせください。	
各種健康相談	○県立精神保健福祉センター（048-723-3333） ○保健所（※1） ○市町村保健センター
救急医療情報	○埼玉県救急医療情報システム（048-824-4199 又は、#7199）
児童虐待の通告	○児童相談所（※2） ○市町村福祉関係課 ○福祉事務所
教育相談	○市町村教育委員会相談担当
非行問題等	○埼玉県警察少年サポートセンター（048-865-4152）

※1【保健所】

南部保健所（048-262-6111）	朝霞保健所（048-461-0468）	春日部保健所（048-737-2133）
草加保健所（048-925-1551）	鴻巣保健所（048-541-0249）	東松山保健所（0493-22-0280）
坂戸保健所（049-283-7815）	狭山保健所（04-2954-6212）	加須保健所（0480-61-1216）
幸手保健所（0480-42-1101）	熊谷保健所（048-523-2811）	本庄保健所（0495-22-6481）
秩父保健所（0494-22-3824）	さいたま市保健所（048-840-2205）	川越市保健所（049-227-5101）
越谷市保健所（048-973-7530）	川口市保健所（048-266-5557）	

※2【児童相談所】

中央児童相談所（048-775-4152）	南児童相談所（048-262-4152）	川越児童相談所（049-223-4152）
所沢児童相談所（04-2992-4152）	熊谷児童相談所（048-521-4152）	越谷児童相談所（048-975-4152）
越谷児童相談所草加支所（048-920-4152）	さいたま市児童相談所（048-840-6107）	
朝霞児童相談所（開所予定）		

Ⅳ 関係機関等の連絡先一覧

名 称 ・ 所 在 地				電話番号	F A X 番号
独立行政法人日本スポーツ振興センター 給付第二課 〒107-0061 東京都港区北青山2丁目8番35号				03-5410-9162	03-5410-9136
公益財団法人埼玉県学校給食会 〒364-0011 北本市朝日 2 丁目 288 番地				048-592-2115	048-592-2496
埼玉県	環境部	大気環境課	企画・監視担当	048-830-3057	048-830-4772
	保健医療部	感染症対策課	感染症・新型インフル エンザ対策担当	048-830-3557	048-830-4808
		食品安全課	食品保健・監視担当	048-830-3611	048-830-4807
		薬務課	総務・温泉・薬事相談担当 薬物対策・献血担当	048-830-3624 048-830-3633	048-830-4806
		健康長寿課	健康増進・食育担当	048-830-3585	048-830-4804
	教育局 県立学校部	保健体育課	総務担当	048-830-6965	048-830-4971
			健康教育・学校安全担当	048-830-6963 048-830-6964	
			学校給食担当	048-830-6968	
	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号				

令和7年度 埼玉県学校健康教育必携 第25号

編集発行 埼玉県教育局県立学校部保健体育課

課 長	荻 原 篤 大
教 育 指 導 幹	大 松 武 晴
副 課 長	坂 本 浩 美

【健康教育・学校安全担当】

主任指導主事	薬 師 寺 將 二
主 幹	脇 田 一 亮
主 査	平 尾 勇 樹
指 導 主 事	坂 上 三 四 郎
指 導 主 事	龍 野 雅 美
指 導 主 事	高 沢 聖 子
指 導 主 事	阿 久 津 広 真
指 導 主 事	山 田 朗
主 事	金 井 孝 太

【学校給食担当】

主 幹	藤 倉 英 明
主 査	森 田 路 子
指 導 主 事	平 澤 亜 美
主 事	高 井 北 翔
主 事	大 橋 元